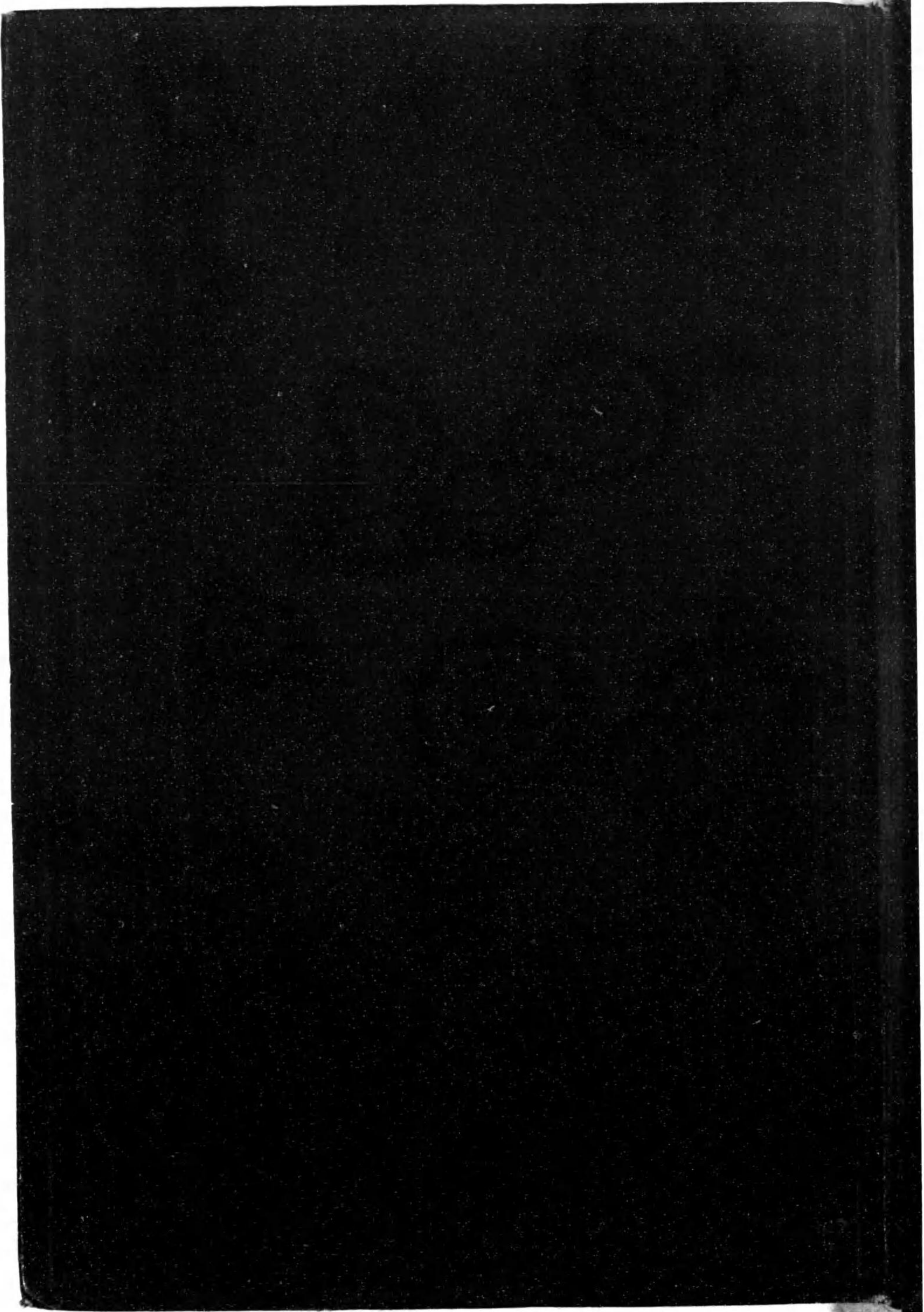


始



6 | 7 | 8 | 9 | 40 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 5 |



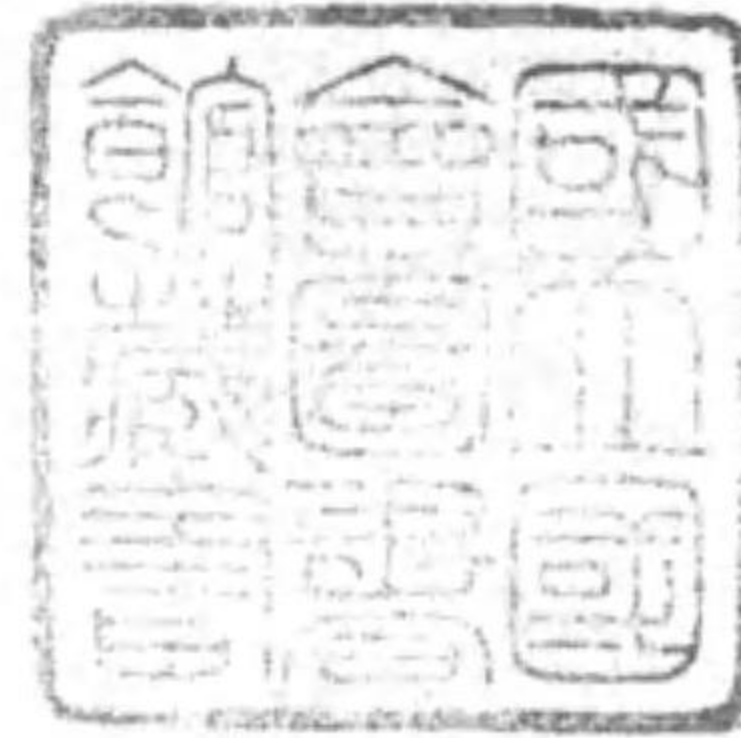
信夫淳平著

東歐の夢 全

外交時報社發行

東歐の夢 全
信夫淳平著
外交時報社發行

3/0
95



15334

はしがき

戦前の歐洲のことは、今日から回顧すれば夢である。駐歐五六年に亘つた雜感蕪想も、今日では一夕の夢物語に過ぎない。そんな夢物語を今更ら世に出して何になるか、といふ御叱りもあるかも知れぬ。が是れも多少は骨を折つた雞肋である。元々是れは私の日誌です。歐洲の外交家には、後世の史料となるべき日誌や備忘録を書いて置く人が往々ある。敢て之を眞似たといふ譯でもないが、私も日々耳目に觸れた所を隠れたる史實として備忘的に手帳に認めて置いた。處が大戦争となり、又任所も其の後轉輾したので、草稿は其の儘之を高閣に束ね、其の儘實は忘れて了つて居つた。先頃ふと氣が付いて出して見ると、何分種の腐つた所が多い。そこで其の腐つた所は惜氣なく棄て、未だ腐らざるもの、腐

りかけて却つて珍味の出たらしいもの丈を掻集めたのが此の一冊である。

東歐といふ地名のことは、本書の何處かで説明して置いたが、本書の範圍は必しも東歐のみに限局せずして、時には中歐、西歐、北歐にも説及した所もある。書題の當を得て居らぬ點は御容赦を願ひたい。

大正八年十一月

信 夫 淳 平

東 歐 の 夢

目 次

第 一 章	國書捧呈に陪す……………	一
第 二 章	シエーンブルン離宮……………	一〇
第 三 章	塊國議會と基督教社會黨……………	二二
第 四 章	トリエストよりヴェニス……………	二一
第 五 章	萬國狩獵會議……………	二六
第 六 章	漢堡の動物園と築港……………	二九
第 七 章	マダム・バツターフライ歌劇……………	三五
第 八 章	獨塊の新聞紙……………	三八
第 九 章	匈牙利の育兒院……………	四二

第十章 瑞西より里昂……………四四

第十一章 瑞西の政治組織……………五〇

第一節 瑞西聯邦の組織權限……………五〇

第二節 聯邦政府の構成……………五二

第三節 大統領、閣僚、及び政黨……………五四

第四節 官吏の進退……………五七

第五節 聯邦議會……………六四

第六節 地方政治……………六八

第七節 多數壓制の防禦……………七二

第八節 レフエレンダム……………七四

第九節 イニシエーチープ……………八六

第十節 括言……………八八

第十二章 瑞西の軍備及び財政……………九〇

第十三章 雜駁なる諸民族……………九七

第十四章 黒山國及びボヘン兩州……………一四五

第一節 序說……………一四五

第二節 フヒユメ港……………一四六

第三節 ザラよりラグサ……………一四八

第四節 カツタロ内海……………一五〇

第五節 カツタロ邑……………一五三

第六節 黒都の山道……………一五六

第七節 黒都の概観……………一六一

第八節 黒山國と列國……………一六二

第九節 現王室及びニコライ一世……………一六七

第十節 財政及び軍事……………一七〇

第十一節 議院兼劇場……………一七二

第十二節 急峻一駛……………一七六

第十三節 グラヅオサ港……………一七九

第十四節 モスタル市……………一八五

第十五節 サラエヴォ雜觀……………一八六

第十六節 奥匈國の治績及び統治方針……………一九九

第十七節 行政機關、地方議會、及び財政……………二一二

第十八節 ヤエツよりバンヤルカ……………二二九

第十九節 ヴルバス溪流の一大勝景……………二三六

第二十節 アグラム市……………二四二

第二十一節 匈牙利の鐵道政策……………二四四

第十五章 維納の勞働者示威運動……………二五〇

第十六章 奥國下院の椿事及び英大使攻撃……………二五五

第十七章 國民教育と軍隊……………二五九

第十八章 匈牙利憲政の大亂脈……………二六九

第一節 選舉法改正問題……………二六九

第二節 兵役年限問題……………二七六

第三節 奥國下院に於ける兵役年限法案……………二九六

第四節 一九二二年の匈國選舉法改正案……………二九八

第十九章

エーレンタール伯

第一節 彼れの出身……………三〇一

第二節 馬世士尼問題……………三〇三

第三節 ボ・へ兩州問題……………三二五

第四節 エーレンタール外相となる……………三三一

第五節 イスヴォルスキーとの角逐……………三三七

第六節 兩州併合の斷行……………三四七

第七節 アグラム疑獄事件……………三六一

第八節 フリードユング誹謗事件……………三六四

第九節 兩州併合の成果……………三八九

第十節 奥露の反目……………三九二

第十一節 エーレンタールと伊國……………三九七

第十二節 彼れ史家の手に移る……………四〇九

第二十章 巴爾幹半島……………四一七

第二十一章 羅馬尼と露國……………四二〇

第二十二章 土耳其の政治……………四三四

第一節 現帝メーメッド第五世……………四三四

第二節 憲政の前途……………四三八

第三節 政況一斑……………四七九

第二十三章 勃牙利の陞格……………四八五

第二十四章 塞耳比の王室……………五〇三

第二十五章 ハツプスブルグ皇家……………五一二

第一節 其の沿革……………五一二

第二節 匈牙利との關係……………五一四

第三節 維納の革命……………五一八

第四節 現帝の即位より匈牙利の降服……………五二五

第五節 故皇儲ルードルフ……………五四一

第六節 エリザベス後の遭難……………五五八

第七節 皇兒孫……………五六一

第八節 老帝の性格……………五六四

第九節 皇嗣フランツ・フェルヂナンド……………五七一

第十節 獨帝とフェルヂナンド……………五七五

第二十六章 海牙の平和殿……………五八四

東歐の夢 目次終



シエーブルン禁苑の奥帝

東 歐 の 夢

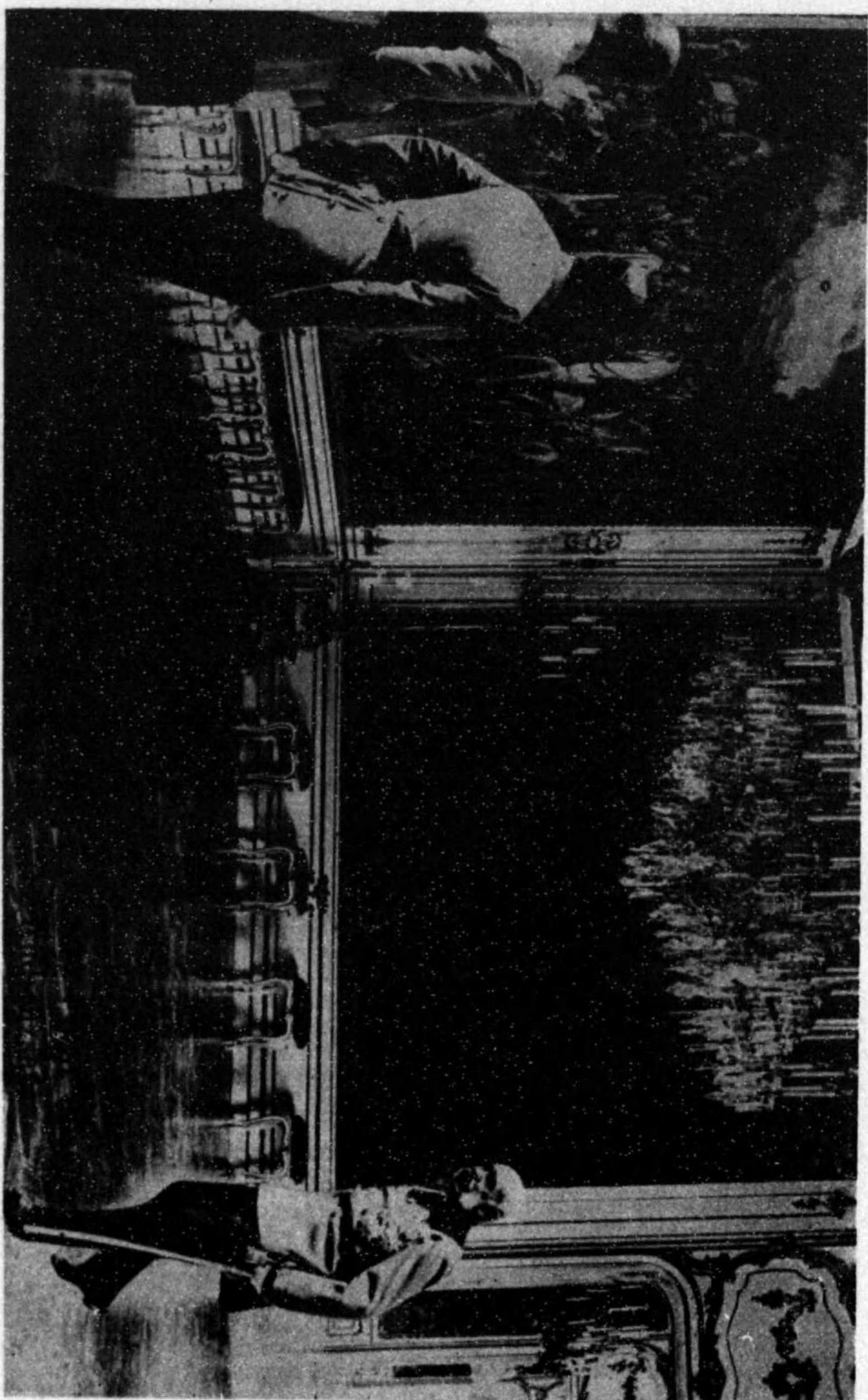
第一章 國書捧呈に陪す

四月三十日朝維納着。月の十三日東京を發してから僅に十有七日、途に浦鹽港や莫須科やツルサウを一通り見物することが出来たのであるから、成程世界は縮つた譯である。私と同日に横濱から海路歐洲に向はれた川村大將の一行は、本日頃漸く新嘉坡に着かれた日取りである。現行の外務省在外公館費用條例で見ると、東京維納間の豫定日數は四十七日となつて居る、其れを實際は三分の一で済ます、随つて三分の二の日當は只取りする。相濟の譯であるが、検査院が済まして居るのだから可笑しな話し。東京と歐洲との往來が斯く早く出来ては少々呆氣ない氣味がする。昔し京釜鐵道の出來る前には、京城と釜山との間は陸路十日掛かつたものだが、其れが鐵道が出來ると一日で済むようになる、文明の利器といふものは難有いものである、と其の頃或日雜談の間に私は或有識の朝鮮人に話した。所が其の鮮人は變な顔して、貴説の如くんば餘す九日はどうして暮すべきや、と眞面目に反問さ

れたので私は大に面喰つたことがある。其の奇問を今私は自ら發し自ら疑つて來たので、人間の感覺といふものは妙なものと感覺する。鮮人誰曰愚於我、我劣鮮人幾百層。轉結だけ思はず出た。

五月四日は新任駐埃大使秋月閣下の國書捧呈があるので、私も一隨員として扈從し、其の模様を拜觀するの光榮に浴した。

ハツプスブルグ皇家は歐洲に於ての舊門名閥である。其の格式を重んじ典禮を尊ぶの點に於て、或は歐洲諸皇室中の尤たるものであらう。大使の國書捧呈式の次第書は印刷に附したものがあつて、豫め大使館に廻つて來て居るから、之をば熟讀暗記して過ちなきを致すのは第一の要件である。表題が *Zeremoniell für die feierliche Antrittsaudienz eines fremdländischen Botschafters am K. und K. Hofe.* といふ頗る長いだけ、中身も却々込入つて居つて容易には熟讀暗記が出来ない。聽て午後二時といふ參内の時が來た。其の時刻に先だつ少し前に、宮中より大使接迎の爲め侍從武官一名が差遣はされた。私は命に依り之を階下に迎へて更に階上の賓室に案内した。大使は館員（奥田二等書記官及び奥山三等書記官）と大使館附武官（森岡騎兵大佐及び松岡海軍少佐）を隨へて此處に之を接見した。其の間に此等の隨員はそつと賓室を拔出で、下に降りて豫て宮中から差廻されてある儀裝馬車三輛中の二輛に分乘して待つて居る、程なく大使は侍從武官と共に降りて來て他の一輛に同乘し、隨員の二

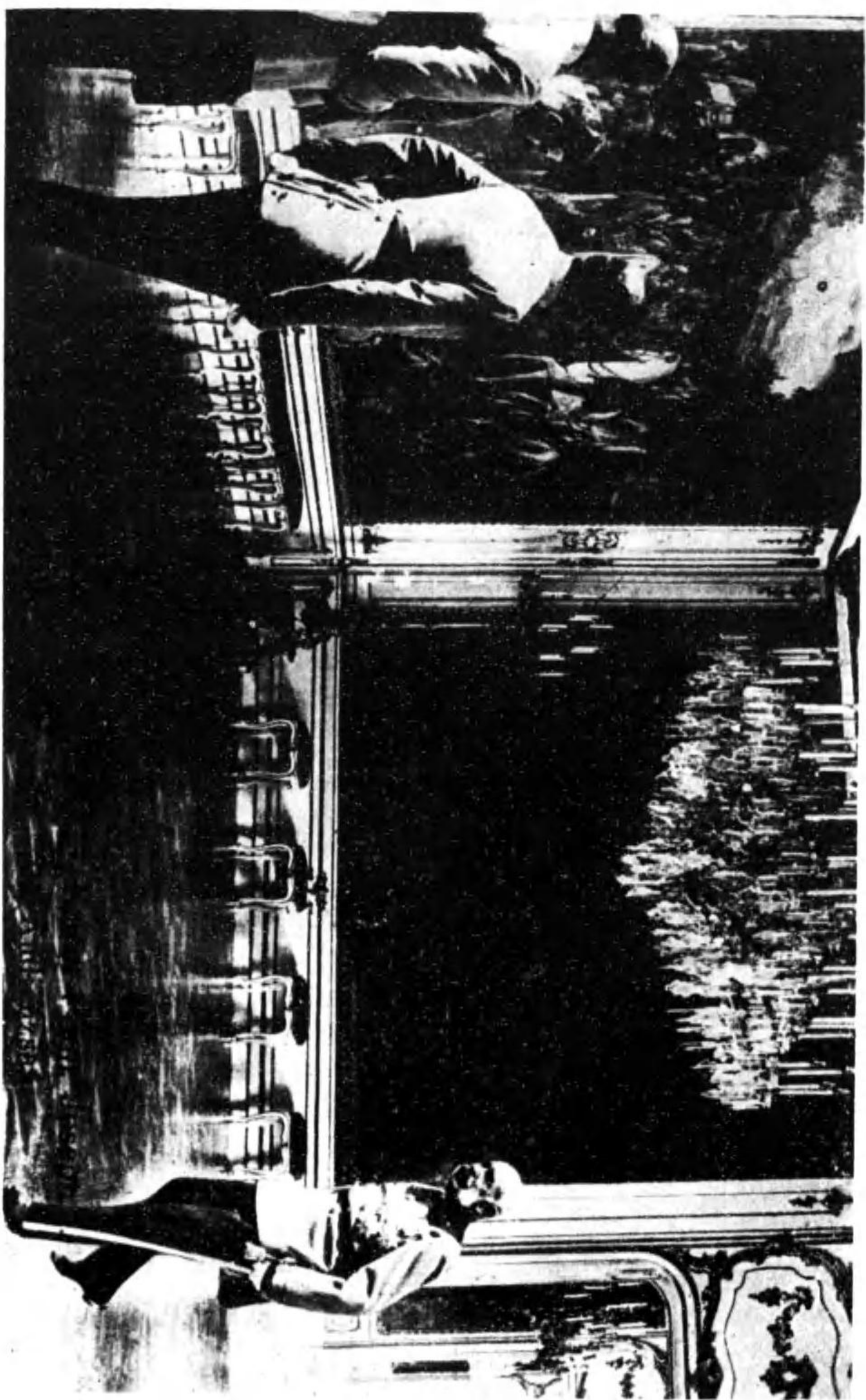


室 調 拜 の 宮 皇 納 維

れたので私は大に面喰つたことがある。其の奇問を今私は自ら發し自ら疑つて來たので、人間の感覺といふものは妙なものだと感じず。鮮人誰曰愚於我、我劣鮮人幾百層。轉結だけ思はず出た。

五月四日は新任駐埃大使秋月閣下の國書捧呈があるので、私も一隨員として扈從し、其の模様を拜觀するの光榮に浴した。

ハツプスブルグ皇家は歐洲に於ての舊門名閥である。其の格式を重んじ典禮を尊ぶの點に於て、或は歐洲諸皇室中の尤たるものであらう。大使の國書捧呈式の次第書は印刷に附したものがあつて、豫め大使館に廻つて來て居るから、之をば熟讀暗記して過ちなきを致すのは第一の要件である。表題が *Zeremoniell für die feierliche Antrittsaudienz eines fremdländischen Botschafters am K. und K. Hofe.* といふ頗る長いだけ、中身も却々込入つて居つて容易には熟讀暗記が出来ない。聽て午後二時といふ參内の時が來た。其の時刻に先だつ少し前に、宮中より大使接迎の爲め侍從武官一名か差遣はされた。私は命に依り之を階下に迎へて更に階上の賓室に案内した。大使は館員（奥田二等書記官及び奥山三等書記官）と大使館附武官（森岡騎兵大佐及び松岡海軍少佐）を隨へて此處に之を接見した。其の間に此等の隨員はそつと賓室を拔出で、下に降りて豫て宮中から差廻されてある儀裝馬車三輛中の二輛に分乘して待つて居る、程なく大使は侍從武官と共に降りて來て他の一輛に同乗し、隨員の二



室謁拜の宮皇納維

輻の馬車が先驅で參内する。それから拜謁である。大使は隨員を帶同し、侍從長式部長官等先導で拜謁室の次の間まで進み、隨員をは此處に留置き、大使は私の抱へて來た國書を私から受取つて拜謁室に入り、煥帝に咫尺し、進んで其の握手を拜受し、國書即ち我が陛下の秋月大使御信狀と前任内田大使御解任狀とを捧呈して就任の挨拶を言上し、次で大使は勅許を得て隨員一同を拜謁の間に招かれる。隨員は一步一禮、併せて三敬禮を爲しつゝ肅々乎として相竝ぶ。室は五間四方ほどで、床は寄木細工で敷物はない。突當りと左側の壁には戦争か何かの畫が張つてあり、右側は公園を瞰下す硝子窓である。老帝は上は水色、下は赤の軍服で、莞爾として立つて居られる。大使は順次吾々を帝に紹介申上げる。帝には一々握手を賜はり、且簡單の勅語がある。私には、前任地は何處かと御尋ねがあつたから、朝鮮で御坐りますと簡單に奉答した。拜謁の式は是れで終つて、大使以下隨員は各二敬禮を爲しつゝ御前より退出し、更に侍從長、式部長官等の先導で退闕する。退闕の順序は參内の時の順序を大抵逆にしたに過ぎぬ。

國書捧呈の儀式なるものを私が陪觀したのは、曾て墨西哥に於て時の杉村新任公使の國書捧呈に扈從したのと今回との二回である。此の二回の彼れと是れとを比較研究して見ると、其の莊重尊嚴の差等に於て面白き對照が出て來る。墨西哥は云ふ迄もなく中米の一共和國である。共和國ではあるが、

いざ畏まつた儀式となると、萬事が特に莊重を示すこと、他と不釣合に思はるゝものがある。元旦の参賀の時でも、大統領の誕生日の参賀の時でもそうである。國書捧呈の儀式に至つては尙更らそうである。其の儀式には公衆の觀覽を許すのだ。今日はどうか知らないが、私の居つた頃はそうであつた。物見好きの墨西哥人のことであるから、様々の服装の觀覽客は、儀仗の兵隊と相並んで政廳の廊下に一杯に立つて居る。其の突當りには大統領、外務長官、其他式部の諸員綺羅星の如くに控へて居る。公使以下隨員は兵隊と公衆との間を肅々乎として進み、大統領の坐を距ること約二十米突の所で最敬禮を爲し、五米突ほど進んで又最敬禮をし、更に五米突ほど進んで重ねて最敬禮を爲し、此處に立留まつて懐中より先づ眼鏡を取出して懸け、次に就任挨拶文を恭しく朗讀する。眼鏡は何も必須必要の定則ではないが、朗讀は必要の條件となつて居つたと記憶する。其の文案は豫め外務長官と打合濟みのものである。朗讀が濟んで公使は進んで國書を大統領に捧呈する。大統領は之を受取つてから公使に對して答辭を朗讀する。其れが濟むと公使は改めて隨員を大統領に紹介し、終つて大統領は席に復し公使に右側の椅子を與へ、茲に數分間交驩的談話がある。幾千の公衆は頭を伸し踵を揚げて遙に之を拜見して居る。聽て公使は告別の辭を述べ、隨員を率ひて徐ろに退出する。是れか墨西哥の國書捧呈式の概要である。

奥匈國の宮廷に於ける國書捧呈の次第は、其の莊重尊嚴に於て固より共和國のそれに譲る筈はない。儀仗の任務を帯べる各種の兵が或は鎗を立て、或は長劍を抜き、或は銃劍を捧げ、嚴めしき正裝で廊下に肩摩駢立して居る所は尊嚴侵すべからざる概がある。が奥皇帝の大使外隨員を引見せらるゝ模様は、寧ろ質素で平民的である。其の隨員に對する勅語に於ても、新任の者には前任地のことなどを尋ねられ、舊來の者には平素の安否等を下問せられ、其の淡泊の態度には私は敬服の外なかつた。謁見の席には外務大臣の参列もなく、侍從長も式部長官も其處には居ない。此の日は外相エーレンタール伯は旅行中であつたが、其の在京の時と雖も、國書捧呈には一々参列しないそうである。要するに徳望一世に高き老帝の宮室は威あつて猛からず、尊嚴の間に豁然たる和氣の滿てるやうな氣がした。始めて見たのだから、私の感じは誤つて居るかも知れない。

奥皇室に於ける國書捧呈の次第書は、儀式典禮に志す宮内官及び式部官的外交官には參考となると思ふから、早速ながら抄譯して置いて他日の用に資することとする。

奥匈國宮廷に於ける外國大使の國書捧呈に關する儀式書(抄譯)

一 新任の外國大使維納に到着の上は、先づ宮内大臣兼外務大臣を訪問し、國書捧呈の爲め皇帝に拜謁を求むるの手續を請ひ、併せて其の國書の謄本を差出すべし。

- 二 宮内大臣兼外務大臣は侍従長に右の趣を移牒し、宮中の御都合を伺ふべし。
- 三 拜謁の日時仰出されたる上は、侍従長は速に之を宮内大臣兼外務大臣に覆牒し、外務大臣は之を大使に通牒すべし。
- 四 拜謁の當日には、豫定の時刻に先だち勅命を奉せる侍従一名大禮服用參内し、更に宮廷の馬車にて大使邸に赴くべし。大使參内の節隨員の乗用すべき馬車二輛は、豫め宮廷より大使邸に差廻し置かるべし。
- 五 侍従大使邸に到着の節は、大使館書記官一名之を階下に迎へ、之を大使の賓室に案内すべし。
- 六 侍従大使の賓室に入るとき、大使は數歩進んで之を迎ふべし。
- 七 挨拶の交換終らは、侍従は大使を參内に誘ふべし。
- 八 大使は侍従を左にして階を下り、宮廷より差廻しの馬車に乗り、侍従次て之に同乗すべし。大使は上位に坐し、侍従は大使に面し下位に坐すべし。
- 九 大使の隨員は宮廷より差廻しの馬車二輛に分乘し、大使の馬車に前行すべし。若し隨員多數にして之に分乘する能はざる時は、大使は其餘の隨員の爲めに自用の馬車を供すべし。此の馬車は宮廷差廻しの三輛の馬車に後行すべし。

九 大使參内の途中、街道の警察官吏は之に敬禮を行ふべし。

- 一〇 大使坐乗の馬車は、宮廷に到着の上は「大使昇降階」(Botschafterstiege)の下に止まるべし。大使隨員の馬車は「禮式の間」(Zeremoniensaal)の下に止まり。隨員は此處にて下車し、「大使昇降階」へ歩行すべし。
- 一一 大使の馬車「大使昇降階」の下に止まりたるときは、侍従は先つ下車し、大使は次に下車すべし。宮内官二名大使を迎へ階上に先導す。侍従は大使を右にして進み、隨員は其の後より隨行すべし。
- 一二 一等宮内官二名大使を「禁衛の間」(Trabantenküche)に迎へ、前項宮内官の後、大使の前に歩いて大使を「騎士の間」(Rittersstube)より奥の間へと案内すべし。
- 一三 式部長官は侍従長及び副官と共に第一の奥の間にて大使を迎へ、大使を右にして之を「樞議の間」(Geheimeratstube)に案内すべし。
- 一四 侍従長は「樞議の間」に於て大使に簡單の挨拶を爲し、次に拜謁室に進み、大使の到着を皇帝に奏すべし。其の間大使及び隨員は「樞議の間」に控ゆべし。
- 一五 侍従長は右奏上後「樞議の間」に戻り來り、大使を拜謁室に案内すべし。
- 一六 大使は進んで拜謁室に入り、最敬禮を三回行ふべし。

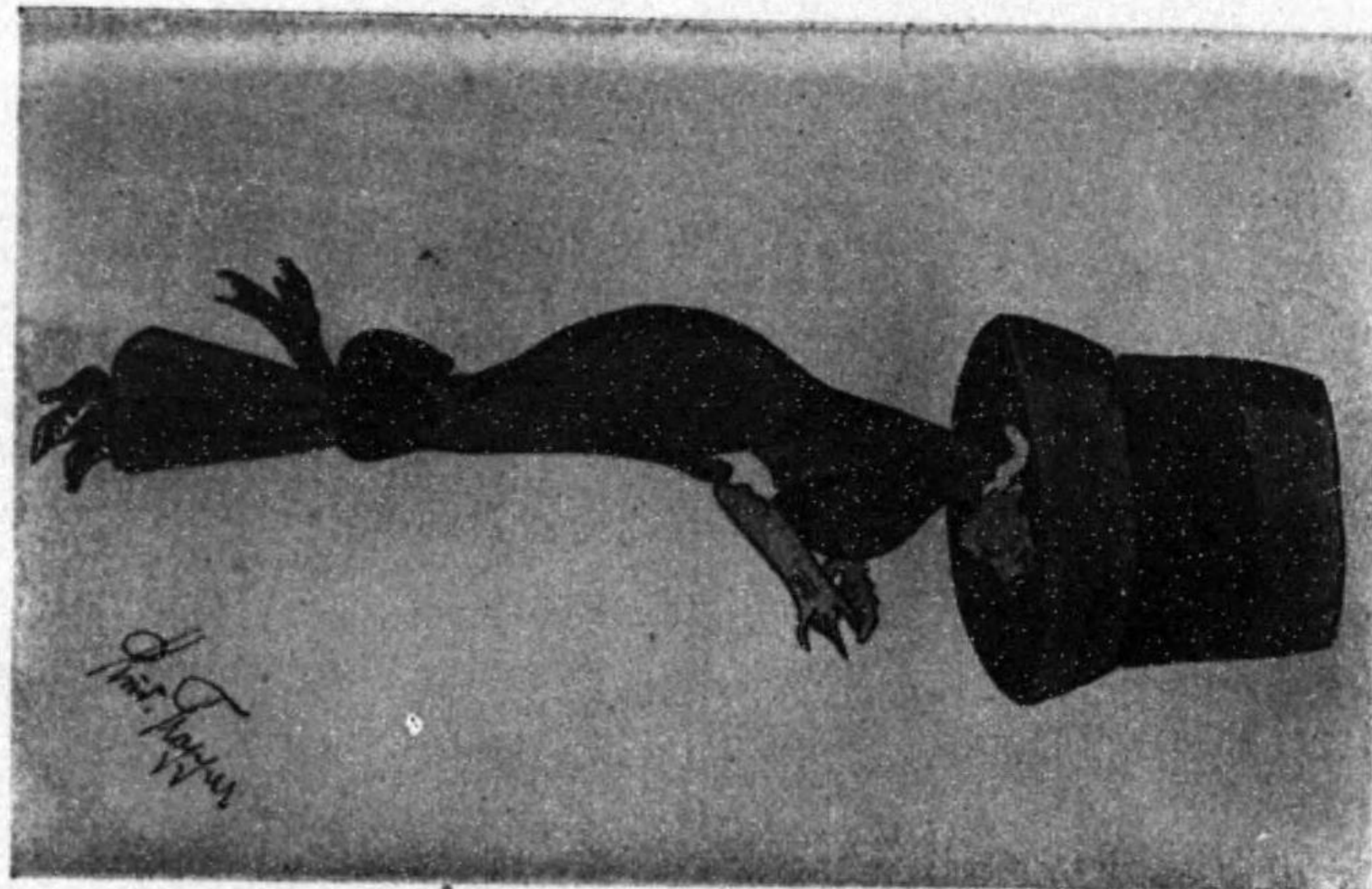
- 一七 大使は國書を捧呈したる上は、其の隨員の拜謁の允許を皇帝に請ふべし。
- 一八 皇帝之を允許せられたる上は、大使は皇帝に眼を注ぎつゝ、背進して闕に近づき、軽く之を叩くべし。闕外に控ゆる舍人は闕を開き、隨員は進んで拜謁室に入り、大使は隨員を皇帝に紹介申上ぐべし。
- 一九 大使隨員の紹介を終りたる上は、最敬禮を一回行ひ、隨員を伴ひ引下り、闕口にて更に最敬禮を二回行ふべし。
- 二〇 大使退いて「樞議の間」に到る時、侍従長は進んで之を迎へ、其の室の中央迄同步し、茲に大使に告別を爲し、式部長官は大使に第一の奥の間まで同步し、茲に告別を爲し、大使は侍従を左にして同步し、一等宮内官二名、舍人二名の先導にて退出すべし。侍従は大使と馬車に同乗し大使邸に赴くべし。隨員の馬車は大使の馬車に先行すべし。
- 二一 大使邸に歸着後、侍従は大使を其の賓室に先導し、茲に告別を爲すべし。
- 二二 侍従退出の際、大使館書記官一名之を階下に見送るべし。侍従は曩に坐乗せる馬車にて辭去すべし。隨員の坐乗せる馬車は其の大使邸に歸着せる後直に引取るべし。

附 則

- 二三 服装は、禮服、大綬章佩用のこと。宮中喪は第一種及び第二種を除く外拜謁の際之を除く。
- 二四 大使離任告別の爲め拜謁を爲す際の儀式は、其の單獨にて拜謁することゝ、自用の馬車にて參内することゝの二個條を除く外、國書捧呈の際の儀式と同じ。

第二章 シェーンブルン離宮

大使館附武官の森岡騎兵大佐、京都大學教授の小川法學博士に連れられ、奥帝の離宮で維納の中央から西南約一里に位するシェーンブルンの庭園に始めて散策した。奥帝には維納に居らるゝ時には、多く此の離宮にましますと聞いた。シェーンは美でブルンは泉であるから、美泉宮とか麗泉苑とでも云ふべきであらう。成程本通の左へ入ると美泉がある。美泉宮の名空しからずだ。此の離宮の抑もの起りは大分古く、今より三百六十年の昔、マキシミアン二世帝の建設に係るとあるが、其の後幾多の變遷を経、一六八三年の土耳其軍の侵入の際には殆んど廢境に遭ひ、一六九六年レホポルト一世帝に至りて再建に着手し、マリア、テレサ女帝の朝に大改造を加へて初めて今の離宮の構造となつたのが一七四四年とあるから、今より大約百七十年前のことである。此の離宮の内部は、老帝不在の時には拜觀が出来るそうであるが、今日は丁度御在宮とすることで其れが叶はない。承れば離宮の殿間は約千五百からの數であるそうだ。定めし壯麗目を奪ふ所もあるのであらう。今から約百年前に、那破翁一世が維納に侵入した時此處を其の大本營に充てたことや、彼れの蹂躪に依つて擾亂せられたる歐洲の地圖を改造するの目的で次で開催せられたる例の維納會議の開場も亦此處であつたことなどは、蓋し



頭さし新の女さし新

第二章 シェーンブルン離宮

大使館附武官の森岡騎兵大佐、京都大學教授の小川法學博士に連れられ、奥帝の離宮で維納の中央から西南約一里に在るシェーンブルンの庭園に始めて散策した。奥帝には維納に居らるゝ時には、多く此の離宮にましますと聞いた。シェーンは美でブルンは泉であるから、美泉宮とか麗泉苑とでも云ふべきであらう。成程大通の左へ入ると美泉がある。美泉宮の名室しからずだ。此の離宮の抑もの起りは大分古く、今より三百六十年の昔、マキシミアン第二世帝の建設に係るがあるが、其の後幾多の變遷を経、一六八三年の土耳其軍の侵入の際には殆んど廢墟に遭ひ、一六九六年レホボルト第一世帝に至りて再建に着手し、マリア、テレサ女帝の朝に大改造を加へて初めて今の離宮の構造となつたのが一七四四年とあるから、今より大約百七十年前のことである。此の離宮の内部は、老帝不在の時には拜觀が出来たさうであるが、今日は丁度御在宮のこととて其れが叶はない。承れば離宮の殿間は約千五百からの數であるさうだ。定めし壯麗目を奪ふ所もあるのであらう。今から約百年前に、那破翁一世が維納に侵入した時此處を其の大木營に充てたことと、彼れの蹂躪に依つて擾亂せられたる歐洲の地圖を改造するの目的で次で開催せられたる例の維納會議の間場も亦此處であつたことなどは、蓋し



Paris, France



Paris, France

頭さし新の女さし新

史上の好詩畫である。

シエーンブルンの庭園の構造は十八世紀佛國式といふのだそうである。何しろ美なる庭園たることは間違ひない。離宮の背に面して丘山に宏大な涼樓(Château)が建つてある。幾多の凱旋記念物が飾付けられてある。其の樓に登つて見ると維納の市街を隔て、遙にカールンベルクの高丘よりダニユブの流に至るまで悉く指呼の間にある。シエーンブルンを賞するには此處が第一であらう。土曜日で天氣が善いから人出が多い。樓上から瞰下すると、婦人は丸で帽子が歩いて居るやうだ。西洋では婦人の小帽大腰と大帽細腰とが二三年毎に交替に来る。今は最大帽最細腰の流行の絶頂期である。楚王好細腰、朝有餓人といふが、亭主や情人と噺々囁つて居る所を見ると、餓人にはなれさうも無い。裾を細く縛りつけて楚々として歩くのも矢張り流行なのだ。好んで自縄自縛を見せびらかすにも及ばぬやうに思ふが、流行のサイクロジは別の物と見へる。

第三章 奥國議會と基督教社會黨

貴族院議長徳川家達公の御伴をして奥國の下院を傍聴した。議院は維納の四大建築家の一人である有名なハンセン博士の設計で、一八八三年(明治十六年)に竣工した希臘式の頗る凝つた建物で、歐洲の有數な建物の一としてある。向つて左が下院、右が上院で、院の内外は種々の彫刻物や畫像で飾り付けられてある。孰れも相當の曰くがあるものゝやうに承はつた。公爵には上院をも參觀せられたが、上院の方は奥山書記官が案内役を承り、私は下院だけに隨行した。

階上の外交官席から見たる議席は、大體に於て我が議場と同様であるが、議長席の方面は大分違つて居る。議長席を挟んで向つて左が第一副議長席、右が第二副議長席である。其れから一段下り、向つて第一副議長の左翼が下院の書記官長及び書記官連で、第二副議長の右翼が速記者及び政府の雜吏席である。大臣席はと見ると、議長席の下即ち我が議場なら演壇のある所に、弓形にすらりと竝んである。其の更に下に演壇は設けてあるが、大臣も議員も皆自席に起つて喋り、演壇に上る者は一人もない。約まり大臣連は議長を背にし、形ばかりの演壇を中央に挟んで議員と相對坐して居る姿である。議員席は黨派別である。が小黨分立の甚しい國であるから席の分割が明瞭でない。下院議員は總數五

百十六名で、其れが三十七黨派に別れて居る。最も多いのは社會民主黨の八十一名、次では基督教社會黨の七十六名、更に次では遙に下りチエツク農民黨の三十八名で、最も少ないのは自由社會黨、獨立社會黨、社會政策黨、猶太民主黨、セルブ・クロアート黨、チオニスト黨の各一名宛で、眞個の一人一黨である。二人宛の黨派は波蘭中央黨、露西亞國民黨、セルブ黨などで、三人四人位の黨派は更に澤山ある。約まり政治上の主義方針よりは寧ろ地方的、民族的、業務的關係を基として出來た黨派であるから、小黨分立も已むを得ぬ結果であらう。私等の直き下の議員席を政黨別一覽表で見ると、三百八十番から四百六番までの二十六席の所に十三の別派議員が相並び相重なつて居る。平均一黨二員とは驚かざるを得ない。

丁度司法大臣のフォン、ホツヘンブルガーがベーメンの裁判官任用に關する法案の説明中であつた。私が公爵に何ですか波多野敬直さんに似ていますかと申し上げたら、公爵も笑つて頷かれた。議員は彼れの演説を敬聽して居る者もあれば、居らぬ者もある。敬聽する利害關係議員十數名は皆自席を離れ、彼れの直ぐ前で或は佇立し、或は同僚の机に腰掛けて聽いて居る。後向きで互に話し合ふて居る者もある。自席で雜談に耽る者もあるし、手紙か何か書いて居る者もある。議長は一向之を制止しない。聽て大臣の演説が濟む。そうすると今度は議員の反對演説が始まる。矢張り自席からである。曩の議員連

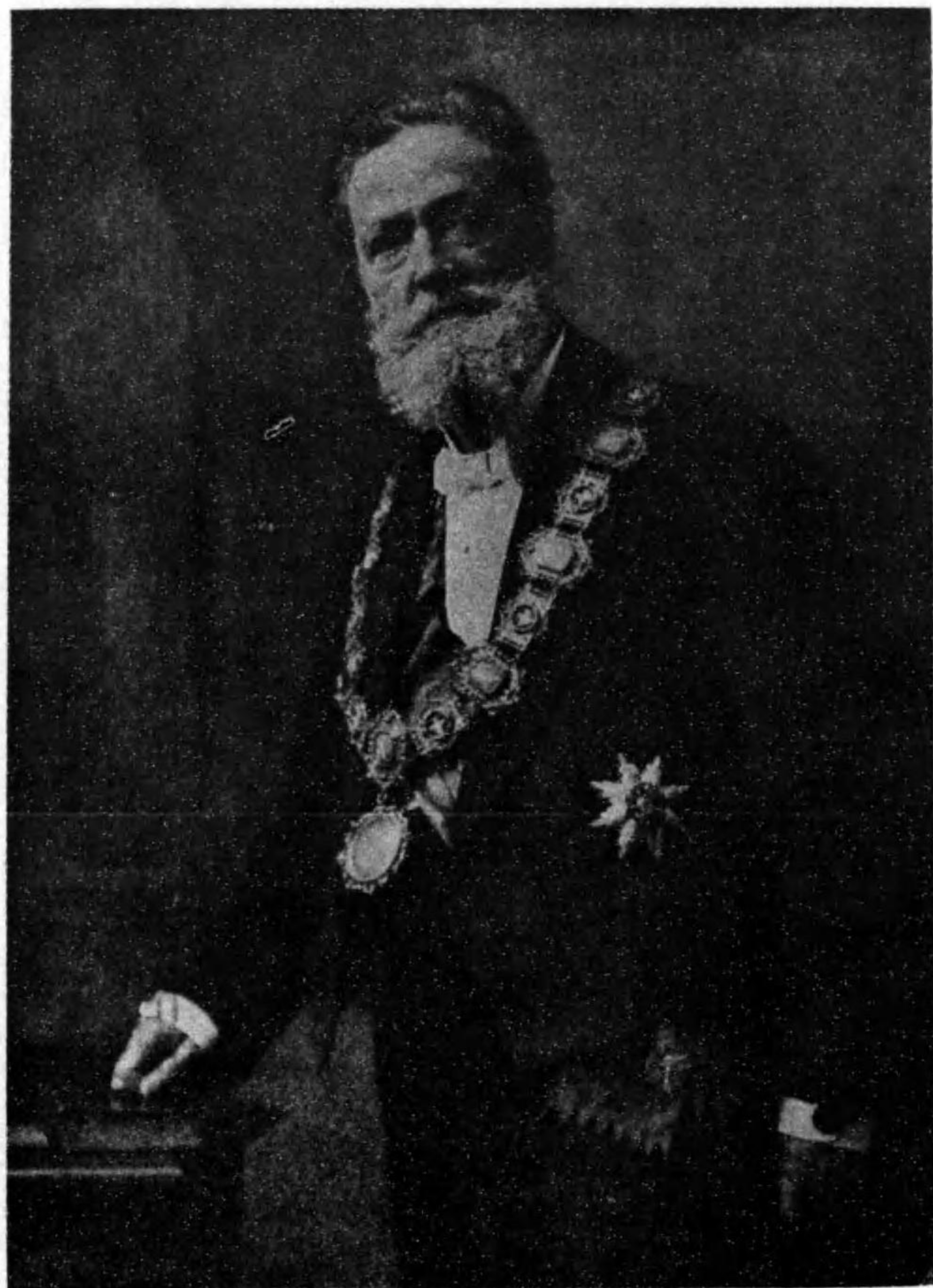
は今度は其の演説者の廻りに集まる。出席議員は總員の半分位であるから、一ヶ所に固まると議員席の大部分は殆んど空あきとなる。議長は隣席の副議長と私語しどうして、格別議事の進行に注意して居る様子もない。司法大臣の演説は傍聴席に幾らか聞こへたが、議員の演説は殆んど聞こへない。案内者の説明では、誰れの演説でも、縦ひ破鐘の如き蠻聲を振立て、も、議場の隅々までは聞こへぬさうで、議院の構造のせいでもあらうといふことだ。稀れに一二句聞こへても、獨逸語ではないらしい。難駁なる各種民族の代表議員は用語素より區々まちまちで、議院規則は之を公認してある。演説で議場の多數を制せんと思へば、勢ひ議員の大部分に了解せらるべき言語を用ひざるを得ぬが、御土産演説などは他の了解するとせざると相関しないから、無論己れの言語で得々と喋るのである。

此の日は議場に別段彌次や亂暴な評言はなかつた。彌次らうと思へば直ぐ眼の前で彌次れる。腕力の應用をも爲さんと欲せば、是れ亦演説者と咫尺の間で出来る。が珍しくも至つて靜肅の方であつた。珍しくも云ふは元來埃國の下院は、議員の暴言惡罵を以て名ある議會の一である。曾て同院の一書記官は、院内にて熱狂議員の互に吐散らせる言語謗句を試みに數年間の議事録中より拔萃したるに、其の數驚くべし一千七百六十三。特に最も多きは獸類の名にて相手を罵倒したもので、之をアルファベット順にし Affe (猿)より Zebra (斑馬)に至る迄悉く取りて借用せざるは莫しとあつた。同國下院

は我國の選良の議場に於ける非紳士的言動に比し甚しき遜色あるを見ない譯である。獸名交りの彌次り方はどんな風にするか一度聽いて見たいと思ふ。他日選良となつた折に大に参考となるに違ひない。

序でに基督教社會黨の性質を一言説明し置かうと思ふ。埃國の社會黨には前述の如く社會民主黨、基督教社會黨、自由社會黨、獨立社會黨、社會政策黨など種々の小別けがある。殊に社會民主黨は、現在八十一名の議員を下院に有する最大政黨である。が其の勢力は却つて七十六名の基督教社會黨に若干かない。其の他の社會黨各派に至りては、勢力微々で殆んど問題とならぬ。基督教社會黨は去一九一〇年(明治四十三年)を以て没した維納の前市長ルエガー博士一派の主唱に係り、今より三十有餘年前、當時他の社會黨各派の率ね架空の哲理を談するに非ずんば徒らに矯激の意見を吐く風あるを忌み、且埃國の金融界及び事業界に猶太族の跋扈するを慨し、下流社會の保護と下民の生活状態の向上とを標榜して組織せられたもので、漸次中流以下に勢力を博し、之に依りルエガーは一八九六年(明治二十九年)推されて維納市長となつた。然るに氏の主義には共和的素質を含有せりとて、或一角からの受け餘り宜しからず、市長當選の上奏ありしに方り初めは皇帝の裁可がなかつた。因みに云ふが維納の市制では市會(其の議員數は百六十五名)は市長一名、副市长三名、市參事會員二十七名を選挙する、

而して市長だけは皇帝の裁可を俟つて就任するのである。ルエガーの豪い所は、彼れ飽くまで市民本位で、市政の改善を以て終生の天職として居つた點にある。其れであるから市民の興望は厚く、皇帝が不裁可で突返すと矢張り彼れを再選する、裁可のある迄は何度でも彼れを推す、民意の固きこと斯の如くであつたから、結局は裁可とならざるを得なかつた次第である。そんな關係で市長としての彼れに對しては、皇室の信任は孰れかと云へば薄かつたやうに傳へられた。然るに氏の市政上の材幹は頗る見るべきものあつて治績は舉り、市民も服し、又自黨の操縦上にも侮り難き技量を示したので、黨勢も大に振つた。奥國現行の工場法、婦人小兒保護法、社會保險法等の制定を見る迄には、氏の盡力奔走大に與つて力あつたのである。然るに氏は不幸中道にして倒れ、而して從來氏の個人的勢力と材幹に依つて維持せられ來つた同黨は、氏に代るべき重鎮なかつた爲めに多少動搖し、加ふるに一九一〇年以來の物價問題、殊に生肉騰貴問題に對する同黨の態度は亦其の黨勢上に一大頓挫を來した。其の次第は、元來奥國は一九〇七年の十月匈牙利との經濟上の聯合規約の更新に際し、獸疫防止の目的として外國家畜の輸入に關する規定を設け、其の實施に就て兩國の意見一致せざるときは該輸入を禁止すべしとの約束を爲した。爾來匈牙利は自國の農業牧畜の保護上常に此の約束を利用し、名を防疫に藉りて外國生肉の輸入を禁止するの方針を執り、之が爲めに奥太利國民は生肉の供給不足、隨つて其の



故維納市長ガエル博士

而して市長だけは皇帝の裁可を俟つて就任するのである。ルエガーの豪い所は、彼れ飽くまで市民本位で、市政の改善を以て終生の天職として居つた點にある。其れであるから市民の輿望は厚く、皇帝が不裁可で突返すと矢張り彼れを再選する、裁可のある迄は何度でも彼れを推す、民意の固きこと斯の如くであつたから、結局は裁可とならざるを得なかつた次第である。そんな關係で市長としての彼れに對しては、皇室の信任は孰れかと云へば薄かつたやうに傳へられた。然るに氏の市政上の材幹は頗る見るべきものあつて治績は舉り、市民も服し、又自黨の操縦上にも悔り難き技量を示したので、黨勢も大に振つた。奥國現行の工場法、婦人小兒保護法、社會保險法等の制定を見る迄には、氏の盡力奔走大に與つて力あつたのである。然るに氏は不幸中道にして倒れ、而して從來氏の個人的勢力と材幹に依つて維持せられ來つた同黨は、氏に代るべき重鎮なかつた爲めに多少動搖し、加ふるに一九一〇年以來の物價問題、殊に生肉騰貴問題に對する同黨の態度は亦其の黨勢上に一大頓挫を來した。其の次第は、元來奥國は一九〇七年の十月匈牙利との經濟上の聯合規約の更新に際し、獸疫防止の目的として外國家畜の輸入に關する規定を設け、其の實施に就て兩國の意見一致せざるときは該輸入を禁止すべしとの約束を爲した。爾來匈牙利は自國の農業牧畜の保護上常に此の約束を利用し、名を防疫に藉りて外國生肉の輸入を禁止するの方針を執り、之が爲めに奥太利國民は生肉の供給不足、隨つて其の



故 維 納 市 長 ガ エ ル 博 士

騰貴に苦痛を感じ、政府に生肉輸入量の増加と其の關稅率の低減とを荐りに要求した。然るに此の要求は埃匈兩國間の右の約束に衝突するのみならず、埃國內にありても牧畜業に關係ある大地主連は之に反對する始末で、比較的多數の地主を包有せる基督教社會黨、殊に同黨を代表して内閣に列する富面の責任者たる時の商務大臣ツイヌキルヒナーは國民の多數、殊に維納市民の舉つて迫れる右の要求を容るゝに困難な地位に立つた。加ふるに他の一面に於て埃匈國は、巴爾幹諸邦との間にも家畜の輸入を制限する約束がある。此の約束は素と匈牙利の希望から出來たもので、埃太利は海軍擴張問題に就て匈牙利の賛成を得るの交換條件として匈牙利の此の希望にお相伴を爲したといふ事情である。故に埃國當年のビーネルト内閣は、生肉輸入問題では腹背敵を受け、漸くにして匈國政府と妥協を遂げ、一定の量を限り亞爾然丁より生肉を輸入することに決し、尙又量を限りて生肉輸入を許すとの規定ある塞耳比との新通商條約も實施となり、依つて以て幾分の生肉供給の途は啓かれたが、其の此に至る迄の經過に對し商務大臣は市民間に甚しく名望を失ひ、基督教社會黨も亦甚しく國民の怨府となつた。時恰も總選舉となつたので、同黨の反對諸黨派は此の形勢に乗して大に同黨を攻撃し、さなきだに當時不振の悲境に陥れる同黨の地盤を荒したるが爲め、開票の結果は前議會に九十五席を有せし同黨員は十九名を減して七十六名に降り、同黨所屬の名士は從來の同黨院内總理を始め商務大臣、前鐵道

大臣、前工務大臣、前下院議長、維納市長、同副市长等の幹部は悉く落選し、維納市のみでも、議員の總數三十三名中同黨は從來二十名の代議士を出し居りしに、今次は僅に三名を出だせしに過ぎず。ルエガー氏の後を襲つて同黨の采配を振れる時の維納市長ノイマイヤーも、黨勢の挽回意の如くならず、黨員も彼れに充分に服せざる所から、彼れ程なく市長の職を退くに至つた。

斯の如くにして一時旭日昇天の勢であつた基督教社會黨も、一九一一年の總選舉で不覺の失敗を招いたが、而も同黨は下院に於て五百十六席中一黨にて約七分の一を占むる第二の最大政黨で、且頭數に於てこそ前記の失敗以來幾分社會民主黨に譲るに至りしも、黨としての潛勢力は遠く其の上に出て、其の地盤も尙ほ牢乎として抜く可らざる所あるから、今後の方針と駈引如何に依りては同黨は再び勢力を盛返し、右の總選舉以前に占め來りしが如き院内最大政黨たるの位地を回復するに至らないとも限らない。

思ふに社會主義の蔓延は、世界の大勢として何れの國にても免れぬ所であるが、奥匈國に於ける社會主義の發達の跡を覈査するに、同國の社會組織は歐洲の他の國に於けると多少其の趣を異にする所がある。奥匈國內各地、殊にスラヴ族の集團する地方には、老幼扶養の古來の慣習が今尙ほ儼として存する所少なくない。此等諸地方では、富者は貧者の爲めに金穀を給するの義務は固く行なはれて居る。

露國にても地方に依り亦同様の所あるを見るが、奥匈國內のスラヴ族の間に於ては、貧困者が『基督の名に於て』と稱して無心をした場合に、之に對し喜捨を拒むは君子の爲す可らざる事と信せられ、隨つて助力を求め方にも、寧ろ公々然と之を求める。匈牙利では乞食が官許を受けて一種の組合を組織し、組合頭を選び、組合頭は各地の祝祭日等を取調べ置き、其の日を期して管下の乞食に當該地方の合力を爲さしめ、此の日の合力無心は官許を得た當然の權利として之を行ひ、若し其の繩張に侵入する他の乞食でもあると浮浪人として之を告發し、被告發人は處罰を受けるか放逐を喰ふのである。地方に依りては乞食は法令で禁せられてある所もあるが、其の禁止地方でも一年に一度とか二度とか宗教上の大祝祭日の如き日を限り、此の法令を厲行せずして無心合力を大目に見ることとしてある。富豪の輩も亦其の日を期して貧困者に施物をする慣習である。富者は貧者を助け、貧者は貧者で互に相扶養するといふ此の類の慣習は、往々寄食根性を助長するの弊を伴ふを免れないが、一面より觀れば郷黨間の一美風と云へば云へぬでもない。既に此の美風あり、故にスラヴ族の最多數を占むる奥匈國では、富豪の徒も必ずしも下級者の嫉妬嫌忌の標的とならず、隨つて無政府主義の輩は奥匈國には殆んど之を今日までに見ない、といふ説明を聞いた。乃ち同國に於ける社會主義なるものは、西歐殊に佛白諸國の社會主義とは主義に於ても目的に於ても多少相異なる所があるやうである。奥匈國の

社會主義の將來を卜するに方りては、此の點は商量に加へて見るべきことかと思ふ。

第四章

トリエストよりウエニス

一寸用事が出来て、七月三十日にトリエスト港に來た。

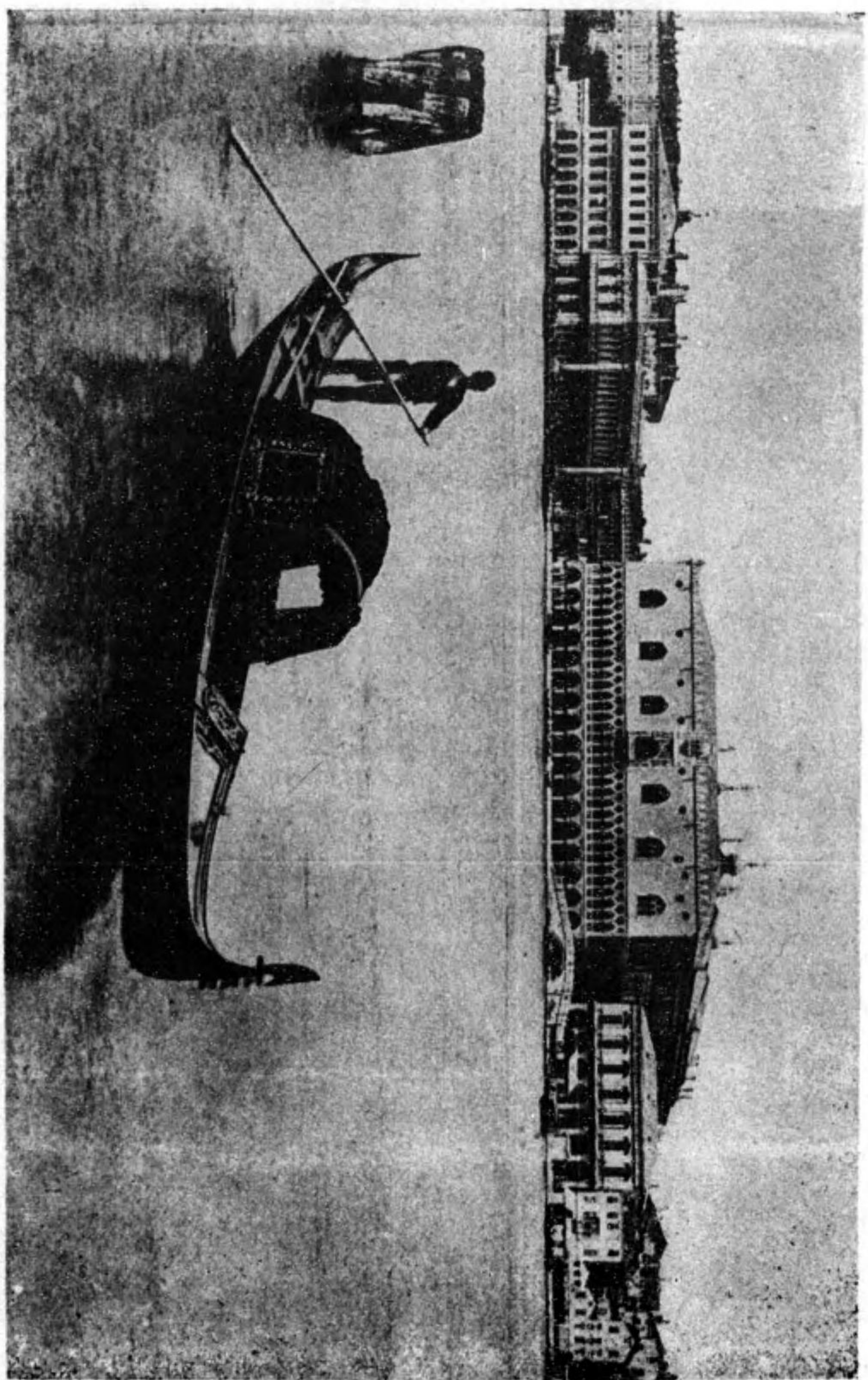
トリエストは埃太利の最主要的の貿易港である。事實に於て埃太利の唯一の港である。トリエストが埃太利の唯一の港であるのは、恰もフヒウメが匈牙利の唯一の港たると同じである。フヒウメとトリエストが埃と匈との商業上の分水嶺である。トリエストは往昔は自由港であつたが、今から二十年前に改めてトリエストの新港と稱する方面だけを税關の監視以外の地となすに至つた。人口は約二十萬で、最近の統計を見ると出入船舶は二萬隻を超へ、其の噸數は八百萬噸といふ數である。我が横濱以下諸港を合したる出入船舶の總隻數が約二萬七千隻、總噸數約四千萬噸であるから、隻數に於てはトリエスト一港だけで殆んど日本全港の壘を摩さんとする勢である。噸數では丁度我が五港を平均した其の一に相當する勘定だ。唯だ右の隻數と噸數との比例に於て彼我の間に一寸した差異のある所から推測して見ると、彼れにあつては小形の沿岸船舶の出入が多く、我れにあつては大形の遠洋船舶の出入が多いと云へるかも知れない。詳に研究して見ると必ず其んな事實が擧つて來るであらう。兎も角もトリエスト港の現勢は斯の如しで、即ちアドリア海に於ける同港の商業的價值は、其中歐に最

も近く、將た伊國の國境にも最も近く、隨つて伊國の對中歐貿易を牽制するの地位にあるとに願み、其の頗る重要な關係あるは知るべきである。

用務が一段落済んでから、港の背後に聳ゆる一丘上にアプト式電車で登つてトリエストの全景を賞し、降りて更に北方一里のミラマルの舊城址に遊んだ。ミラマルの舊城址は墨西哥の帝位に即いて悲惨の最後を遂げたマキシミアンの邸のあつた所で、今は皇室の離宮となつてある。其の高丘を負ひ海に面し、懸崖波濤の打つ所など確に一幅の畫である。一遊の價值あるから僚友諸兄に薦める。

此の夜ヴェニス行の汽船が出るので、ヴェニスを経て維納に還ることにした。豫て打合せに依り、在羅馬の大使館の吉田書記官(茂氏)が來られた。用談を済ました愈々乗船だ。非常な乗客で、船室は三日前から既に悉皆賣切れてある。仕方がないから月は好く風は涼しいのを幸ひ、甲板で獨りて飲明す覺悟でホテルを辭して船へ乗つた。吉田君も船へ來て呉れた。縦談三十分ほどして解纜用意である。同君と別れた。グー〜と鳴り出した。同君の下船を目送してから海岸を見ると、月はトリエストの背丘に懸つて眺望は一入好くなつた。

船は拂曉にヴェニスの灣口に進みつゝある。頗る絶景だ。伊國の砲艦や水雷艇が五六隻碇泊して居る。其の間を縫ひ進みつゝ兩岸には鰐が大分見える。ゴンドラ船が徘徊する。好畫である。伊奥の間に



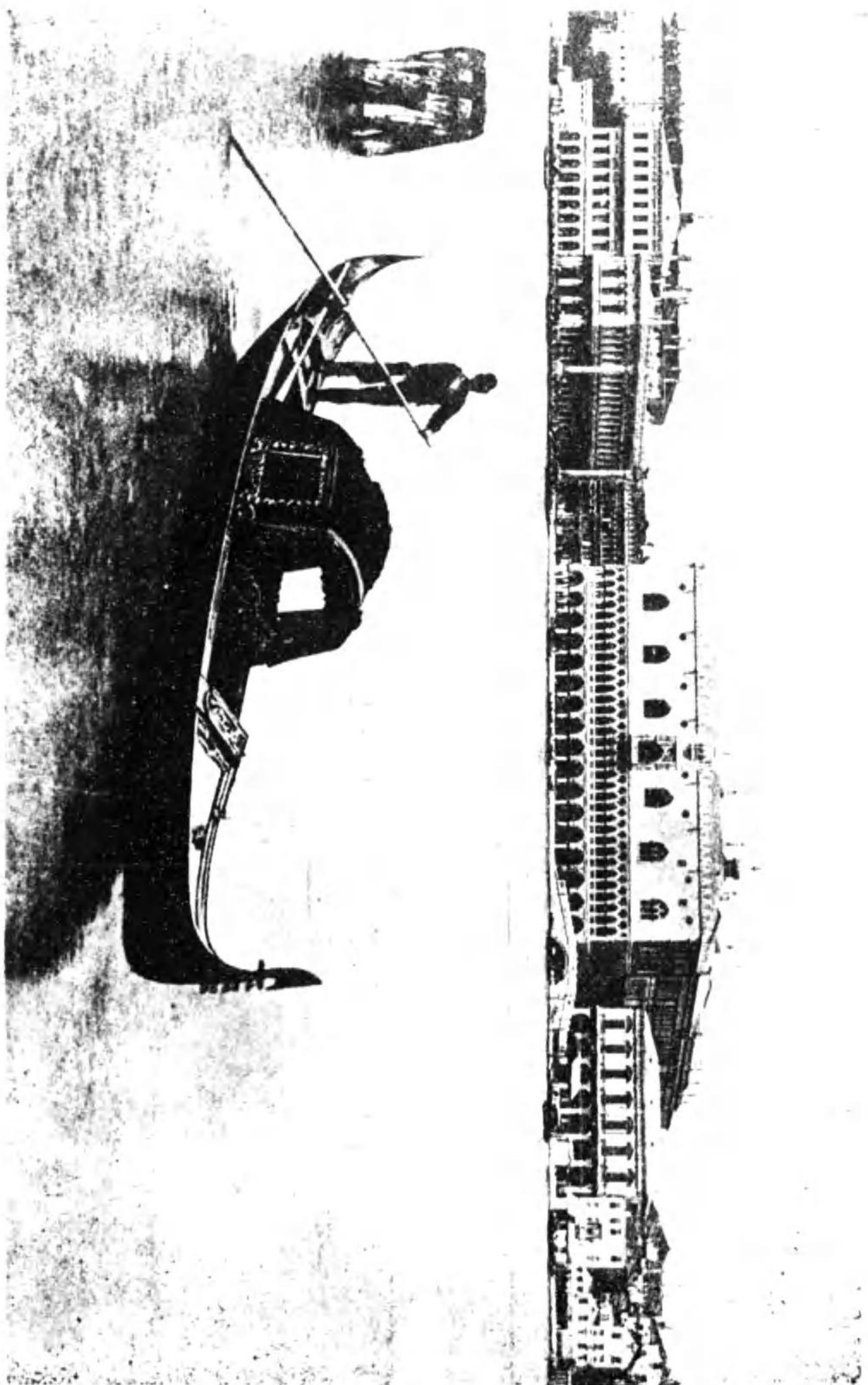
水都ヴェニスとゴンドラ船

も近く、將た伊國の國境にも最も近く、隨つて伊國の對中欧貿易を牽制するの位地にあるとに顧み、其の頗る重要な關係あるは知るべきである。

用務が一段落済んでから、港の背後に聳ゆる一丘上にアパート式電車で登つてトリエストの全景を賞し、降りて更に北方一里のミラマルの舊城址に遊んだ。ミラマルの舊城址は墨西哥の帝位に即いて悲惨の最後を遂げたマキシミアンの邸のあつた所で、今は皇室の離宮となつてある。其の高丘を負ひ海に面し、西岸波濤の打つ所など確に一幅の畫である。一遊の價值あるから僚友諸兄に薦める。

此の夜ツエニス行の汽船が出るので、ツエニスを経て維納に還ることにした。豫て打合せに依り、在羅馬の大使館の吉田書記官(茂氏)が來られた。用談を済ました愈々乗船だ。非常な乗客で、船室は三日前から既に悉皆賣切れてある。仕方がないから月は好く風は涼しいのを幸ひ、甲板で獨りて飲明す覺悟でホテルを辭して船へ乗つた。吉田君も船へ來て呉れた。縦談三十分ほどして解纜用意である。同君と別れた。ゾー／＼と鳴り出した。同君の下船を目送してから海岸を見ると、月はトリエストの背丘に懸つて眺望は一入好くなつた。

船は拂曉にツエニスの灣口に進みつゝある。頗る絶景だ。伊國の砲艦や水雷艇が五六隻碇泊して居る。其の間を縫ひ進みつゝ兩岸には國が大分見える。ゴンドラ船が徘徊する。好畫である。伊奥の間に



水都ヴェニスとゴッソンドラ船

ウエニスを觀んと欲する人は、須らく片道は海路を取るべしだ。

午前七時船はプンタ、デラ、サリユラ(Punta della Salute)といふ岬角の邊に投錨した。税關吏が來た。検査は極めて簡単に済んだ。早速コンドラ船で上陸し、海岸近くの一ホテルに入り、顔を洗ひ朝食をやり、それから一名の外奴を傭ひ町の見物に出掛けた。

名にし負ふ水の都ヴェニスの光景は、世に案内書が謂ゆる汗牛棟充であるから、私は敢て記するに及ぶまい。外奴は私を先づサン、マルコ寺に案内した。格別大きな寺ではないが、内面の裝飾が如何にも莊嚴である、又其の裝飾物には一々歴史的因縁があるようだ。見物人は却々多い。夏は殊に米國人の觀光團が多いそうだ。孰れも手にベデカーの案内を持ち、之と首引で上や下を見較べて居る。一句出た。

聖マルコ聖像の前に繙くは

聖書にあらでベテカなりけり

私より後に埃都からヴェニスに出掛けられた大藏省の野中書記官の短信にも名吟があつた。謹んで紹介する。

今朝當地着、早速各所見物中に御座候。サンマルコに詣で、見れば成程「ベテカー」を持てる人ぞろ

致居候。そこで

サンマルコ御寺の縁起たづねんと

御經を讀までベテカ讀むなり

ヴェニスにて

野 中 清

町を歩いて居ると子供が二三人出て来て、私に郵便切手を呉れと云ふ。何處の郵便切手かと聞くと土耳其のだといふ。私を土耳其人と見て取つたのだ。是に於てか復た一句出ざるを得ない。

人肉を質にまで取るヴェニス人

履みそこなへり面の價打を

此句には自分で感服が出来ない。熟ら惟みるに質屋で價打を履み損ふといふのは、安物を間違つて高く價履みする場合にいふ辭ではあるまいか。所が私のは高い物を安く見られたといふ自惚的不平の積りなのであるから、此の名句では折角の氣焰が反對になつて了ふ處がある。是れは何とか修正を要すべしと思つたが、思つた切りで今に珍句も浮ばない。

午後ヴェニス發の汽車で歸埃の途に就いた。伊埃の國境附近は山嶽壯絶で、一夫道に當らば百萬の

兵も越へられまいと思はれる所もある。伊埃間の大野戦は逆も想像がつかない。

第五章 萬國狩獵會議

去五月より維納に開催中の萬國狩獵博覽會の景物である第二回萬國狩獵會議なるものが、一昨日(九月五日)から維納に開かれ、大小二十有餘國の狩獵委員が之に參列し、帝國政府からも大使館の奥山書記官が委員として出席し、帝國の狩獵界の爲めに萬丈の氣焔を吐かれたこと、信ずる。私も下手の横好から、多大の興味を以て其の討議事項の廣く狩獵界に及ぼす影響如何を見つゝある。殊に東京の相良子爵には遙に之に加入せられ、報告書の送付方を私に命せられたので、私は當分世界的狩獵の研究でもやる積りである。今同會議で一昨日以來決議せられた事項及び斯界に關係ある各國委員の演説の要旨等を見ると、大要左の如くなる。

初日には萬國狩獵會議に左の分科會を設けた。

第一部 經濟上より觀たる狩獵の件

第二部 狩獵術、殊に獵具と射撃法に關する件

第三部 狩獵法規に關する件

以上各部に於ける決議事項を見るに、第一部に於ては

一 種族消滅の虞ある動物に就ては、經濟上並に種族保護上其の捕獲を成るべく制限すべきこと、
随つて毛皮獸を有する諸國は、之か保護に關し適當の措置を執るべきこと、
を議決し、第二部に於ては

- 一 炮口、火藥、藥莢、並に散彈の大きさに就ては國際的統一を期すること、
- 一 野獸の傳染病を豫防し、又アルプス山地に生棲する羚羊の疥癬の豫防に付當該政府に於て相當の措置を執るべきこと、
- 一 羊の一種なる *Mouflon* の繁殖を期する爲め其の保護期を定むること、
- 一 本會議加入各國は狩獵の生物學的研究を奨励すべきこと、
- 一 意見希望等を可決し、第三部に於ては渡鳥の繁殖を保護せんが爲め
- 一 鶉獵は鶉の歐洲を去りたる時期迄を限りとし、其の時期以後に於て鶉の賣買及び賣買を目的とする輸送を禁止すべきこと、
- 一 野鶉獵は國際規約を以て一月二日より九月末日迄を禁止期と定め、該規約調印國は其の禁止期間之が賣買輸送を禁止すべきこと、
- 一 渡鳥の保護に關する規約を制定せんが爲め、成るべく速に國際會議を開くべきこと、

一 雁、鴨、鵠を保護せんが爲め網又は係蹄の使用を禁止する一九〇二年の國際規約を勵行すべきこと、孵化期間即ち二月以後に於ては其の獵獲を禁止すべきこと、鳴獵に口径四番以上の銃を使用するを禁止すべきこと、

等を決議した。此等の意見や希望の可決せられたるものは、孰れ次回の萬國狩獵會議には種々の成案となつて現はれることであらうと思ふ。が希望は希望として、本會議に参加したる國々は各氣候風土を異にし、鳥獸の往來生棲の時期をも亦相異にし、随つて渡鳥の農作物に及ぼす影響の如き、一樣には律し難い關係もあるから、眞面目に本問題を研究するには尙ほ考量すべき研究事項が澤山あるやうに思ふ。然し斯ふいふ會議も回を重ねるに連れ、追々鳥獸の保護と農作物の保護と娛樂の保護とを相調和せしむべき妙案も出て來ぬと限らぬから、萬國狩獵會議の効能も絶無ではあるまい。

今回の萬國狩獵會議は右の決議で閉會を告げ、而して次回の同會議の開催地は伯林で、其の時期は巴里の常設委員會の決定に一任と相成つた。

第六章 漢堡の動物園と築港

公用を帯びて維納から五月十四日に伯林まで來て、用事が済んで十六日の朝一寸漢堡行に一つ走りした。其の目的は一は有名な動物園を觀たいのと、他の一は漢堡の築港の成績を實地に就て見學したいのに過ぎぬ。

伯林を朝九時に發した汽車は正午少し過ぎに漢堡に着いた。ホテルで晝飯を済まして直に動物園へと出掛けた。動物園は停車場から一里有餘のステリッゲンといふ町外れにある。序でに途中の見物が出來て御眺向きである。ホテルの前から電車に飛乗つた。車掌に行先きは動物園であるが途中に面白い物があつたら講釋をして聞かせると頼んだ。彼れ之を諾し、大きな建物や公園を過ぎる時には諄々として講釋をする。仲々親切なものだ。斯んなことは東京の電車には見られない藝當だ。餘り柔くなり過ぎて困るが、いつも喧嘩腰の東京式も感服しない。剛柔の兼合に願いたいものである。

聽て動物園に着いた。世界で有名なカール、ハゲンベックの動物園といふのは是れた。氏は動物園主兼動物商である。今の園主は二代目で、其の親父さんが此の動物園を打立てたのださうだ。

入口から一體の仕掛が何となく壯大に感ずる。入場券を買ひ、門を這入る。庭園の構造が好い。屈

折する通路を幾重にか過ぎると、追々動物の棲息所が来た。成程獅子でも虎でも熊でも、磐石を巧に築上げて丘となし、堀下げて池となし、間に巖窟を設け、彼等の原産地模型を作つて之に棲息せしむる仕掛けである。其の背後の丘は高くして攀ち難く、面前の水は深く越へ難いから、矢張り彼等の自由は束縛せられて居るには相違ないが、一體の結構は彼等の故郷の光景に模してあるのだから、彼等猛獣も甚しき不平は無からうと思ふ。熊と一所に數十頭の海豹が居る。餌をやりに来た番人が大きな海豹をつかまへて縦覧人の前で藝をやらして見せる。喇叭を吹ひたり、笛を鳴らしたり、種々な藝當をする、おしまいに番人と豹とか接吻して相別れるなどは滑稽だ。

象が居る。麒麟も居る。駱駝も居る。鹿も居る。河馬も居る。狐も狸も猿も居る。猿が柵内で小さな自轉車に乗つて遊んで居るものもある。能く馴れたものだ。又馴らしたものだ。蛇や鱒の居る檻に來た。是れは實に見ものである。鱒といふ奴の氣味の悪いことといつたら夥しい。此の調子で吾々に喰付くのかと思ふとぞつとずする。

日本の鳥居と園亭エンテイのやうな物が向ふの築山の所に見へる。行つて見ると我が大和式の小庭園で、一寸好く出來て居る。鳥居に蓬萊山といふ額が懸つて居る。其の側に池があり、日本風の橋が架してある。加ふるに日本の小舟を浮べてあるのを見ては、一寸懐しい氣がせざるを得ない。直き脇きに日本



Carl Hagenbecks Tierpark in Stellingen-Hamburg.

窟 獅 の 園 物 動 堡 漢

折する通路を幾重にか過ぎると、追々動物の棲息所が来た。成程獅子でも虎でも熊でも、磐石を巧に築上げて丘となし、堀下げて池となし、間に巖窟を設け、彼等の原産地模型を作つて之に棲息せしむる仕掛けである。其の背後の丘は高くして攀ち難く、面前の水は深く越へ難いから、矢張り彼等の自由は束縛せられて居るには相違ないが、一體の結構は彼等の故郷の光景に模してあるのだから、彼等猛獣も甚しき不平は無からうと思ふ。熊と一所に數十頭の海豹が居る。餌をやりに来た番人が大きな海豹をつかまへて縦覧人の前で藝をやらして見せる。喇叭を吹ひたり、笛を鳴らしたり、種々な藝當をする、おしまいに番人と豹とが接吻して相別れるなどは滑稽だ。

象が居る。麒麟も居る。駱駝も居る。鹿も居る。河馬も居る。狐も狸も猿も居る。猿が柵内で小さな自轉車に乗つて遊んで居るのもある。能く馴れたものだ。又馴らしたものだ。蛇や鱈の居る檻に来た。是れは實に見ものである。鱈といふ奴の氣味の悪いこといつたら夥しい。此の調子で吾々に喰付くのかと思ふとぞつとずする。

日本の鳥居アジヤと園亭のやうな物が向ふの築山の所に見へる。行つて見ると我が大和式の小庭園で、一寸好く出来て居る。鳥居に蓬萊山といふ額が懸つて居る。其の側に池があり、日本風の橋が架してある。加ふるに日本の小舟を浮べてあるのを見ては、一寸懐しい氣がせざるを得ない。直き脇き日本



Carl Hagenbecks Tierpark In Stellingen-Hamburg.

の刀剣や古物類を賣る小店が一軒ある。覗ひて見たが碌なものはない。

園内は相應に廣い。上野の動物園の少なくとも五倍はあらう。大概歩き了へた。大分草臥れた。ソロ／＼歸へらうとする。今日は日曜であるから人出が多い。出口の所で日本の女に出會つた。驚いた、粗末の日本服で、素足で、冷飯草履である。歳は三十五六。二三人の可愛らしい小供の跡について來たから、多分何處かの子守だらう。キモノは美術眼で見ると確に好い着物に相違ない。けれども斯ういふ場所に、白晝御粗末なキモノで、裾から下帯の端を薫風に翻しつゝ内足でヒョコ／＼やつて來られては溜らない。清楚も優美もあつたものでない。本人も本人であるが、使つて居る主人も主人である。來る人出る人皆が不思議さうに凝視して居る。不思議さうに凝視して居るのが、私には何だか冷笑して居るやうに見へる。領事でも居ると注意を仰ぎたかつたが、相憎此の日は新任の沼野領事が着任する兩三日前のことであつた。

此の朝(十月十六日)築港見物である。

私は先年仁川に居つた頃、同地の築港に多少の關係があつて、築港研究資料として漢堡のことを机の上で取調べたり、取調の結果を人々に講釋をしたりしたことがある。旁々いつか實地に漢堡の築港

を見たいといふ念が豫てから深かつた。愈々其の機會に接した譯である。

漢堡で會ふと思つた友人のウォルター商會の親方カール、ウォルター君は丁度東洋漫遊中といふことで、同君に東道の勞を煩はすことが出来なかつたのは残念であつた。漢堡の三井物産には石川さんといふ方が居らるゝそうで、伯林の友人から兩三日前に私のことを依頼して置いて呉れた筈であつたが、着いて見ると要領を得ない。去ればとて轉じて當局の官憲に御頼みするも面倒であつたから、獨りで築港設計圖を突合せて大體の視察をやつつけよと決意し、エルベ河畔からランチ一隻を雇ひ、二時間を限り何處でもよいから港の見物に面白そふな所を走れと命じ、設計圖とベラカールの案内とを擴げて研究を始めた。此の朝折悪く霧がある。何だか硝子越しに物を見るような心地がある。築港の見物には聊か不向きだ。

先づ以て埠頭は北エルベに沿ひ、アルトナよりエルバ橋に到る五哩の間に相並び、洋航の巨船四百五十隻以上、それに小船五千隻を繋留して餘りある。港内の大部分は自由港で、即ち保税倉庫地域に屬し、陸上面積一千二百五十エーカー(我が五千反歩餘)、水上一千二百六十エーカーであつて、エルベ河上に浮柵を設け、又市に税關境渠を設けて其の境界を明にしてある。築港費は一八八三年乃至八八年(明治十六年乃至二十一年)に竣工せる分一億三千三百萬馬克と計上せられてあるが、其の後大分

織足しをしたさうだ。自由港にはブルック橋、コルンハウス橋、その他二三の橋を渡つて達することが出来る。課税品を自由港内に携帶することは勿論禁物だ。

税關境渠の左方にサントト運河といふのがある。長さ一千一百米突、巾は百乃至四百四十米突で、北岸をサントトル波止場といひ、南岸をカイザル波止場と稱する。地中海、英國、蘭國の汽船其の他移民船の繋留所は多く此處だ。カイザル波止場の西端に巨大なる官有穀倉がある。同運河の南方にはグラスブルック運河がある。其の南北兩岸をヒューペナー波止場、ダルマン波止場といふ。大西洋定期船や佛瑞等諸國の汽船は此に繋留せらるゝのである。更に其の南方、北エルベ河に面する所にストラント波止場といふのがある。諸威の客船此に繋留する。其處から東すれば瓦斯工場及びマクデブルグ運河、更に東すればバークン運河がある。ピーターセン及びウエルスマンの兩波止場其の南北兩岸に位し、太平洋汽船は此に繋留せらるゝのである。その他ピーターセン波止場には獨逸東方汽船會社、獨逸東阿弗利加汽船會社、ウオエルマン汽船會社(西亞弗利加線)の諸汽船が繋留する。我が汽船は現今ではエルベ河を溯り、キルヘンパウエル波止場を過ぎ、自由港の東端である鐵道橋附近まで航行することが出来る。對岸のウエデルヘフト及び五百五十噸の機扛力を有する巨大な蒸汽起重機のある所を過ぎ、進んでセデルシッフ運河(長さ千三百二十米突、巾百五十乃至三百米突)に入れば、其の

南北兩岸に亞米利加波止場、亞細亞波止場といふのがある。其れよりハンサ運河、印度運河、ペトロ
リユム運河、その他幾多の乾濕兩種の船渠及び造船所を過ぎ、キエウエルダー、カイザル、ウイ
ヘルム、エルラーホルツの三運河に到りて運河の連接此に終るのである。此の最後の二運河は、世界
の最大汽船會社である漢堡亞米利加會社の租借専用に屬してある。

北エルベ河は、此の築港附近では河巾二百間内外もあらうかと思ふ。河筋は大概深さ三十呎以上に
浚漑が行届いて居るそうである。満干の差は仁川では大潮三十二呎といふが、此處では一呎餘に過ぎ
ぬ。御負けに水流は緩であるから申分はない。此の邊から河の下流まではざつと七十哩もある。即ち
河の上流七十哩まで、何萬噸といふ大船巨舶を樂に入れることか出来るのである。其の築港設計の規
模大なる推して知るべしだ。

運河の兩岸即ち波止場といふのは、我國の波止場のように雨曝し、吹曝しではない。悉く是れ官有
倉庫である。七階の倉庫横に連綿として相並び、各倉庫には何階目の坐敷にでも電氣仕掛で船から荷
物が直ぐ出入上下する。鐵道は各倉庫の側まで来る。倉庫の外に假設物置場の幾多相連つて建つてあ
るのは勿論だ。要するに水陸連絡の便は是れにて殆んど理想的である。

第七章 マダム・バツターフライ歌劇

獨逸語教師を拉して豫て評判の『マダム・バツターフライ』歌劇を帝立オーパーに觀た。

此の歌劇は誰れしも御承知の通り伊太利のビュツチニの作で、而も傑作の一となつて居る。

筋書は英國の海軍士官が長崎に来て、お蝶といふ女郎だか藝者だかに惚込み、子まで出來た。其の
士官先生歸國に際しお蝶と固く夫婦の契を爲し、且二三年後の再來を約した。お蝶は其の約を信じ、
彼の爲めに貞節を守つて居つた。所が二三年経て其の士官が再び長崎に來た時には、國から新夫人携
帶である。之を見たお蝶は遺恨骨髓に徹し、遂に自害をするといふ段取りである。日本の女の貞操と
いふものを示す趣意は稍々成功して居るが、要するに我々日本人の眼で見ると筋は極めて淺薄で、劇
としては殆んど見るに足る點はない。唯だ之に依つて日本の風俗や思想が誤解を招かざるやうに洋服
に映じさへすれば、せめての取り得であらう。が此の劇の歐洲の天地に持囃さるゝことは非常なもの
で、巴里や維納のオペラでは反覆之を演じ、いつも大當りである。日本の女の貞操といふことは之に
依つて餘ほど印象を與へるものと見へて、見物の女で涙を流して居る者をも見受ける。

愈々音楽て幕があく。背景は先づ善い。長崎港の遠望など頗る鮮かである。料理屋の庭園の構造も

亦悪くない。が之に副ふべき家が田舎の農家丸出の家なので、移りが甚だ悪い。廳で舞臺に數個の雜輩が現はれる。お蝶さんも来る。英國の士官も来る。英國の領事も来る。士官や領事が現はれるとお蝶さん始め他の藝子一同庭で地上に平伏して之を出迎ふなどは甚だ當らない。お蝶さんも他の女も皆袈裟を衣て、其の上に三寸巾の細帯を巻いて居るには驚いた。程なく庭に酒が出て来る。士官や領事が立つて之を飲む。其の間一同又平伏する。日本人は餘ほど平伏好きな者と見える。それから一同引下がり、士官とお蝶さんと離れの別室に入る。是れが初幕である。中幕はお蝶さんの家の景色である。其の家たる、山寺の奥の院である。が其れは可なりとして、此處にお蝶さんが小兒を相手に士官の歸來を俟つて居る。大體に於て先づ無難の方だ。終幕は長崎へ船が着した所から始まる。お蝶さんは遙に之を眺めて欣喜雀躍の態である。船は着く。廳でお蝶さんの所に領事がやつて来て、士官は國で結婚したから彼れのことと思止まれと云ふ。お蝶さんは喫驚りする。其の内に士官も来る。後ろから新細君もついて来る。お蝶さんわつと泣く。逆上する。皆なが去つた跡で三尺の秋水を取出し、屏風の影でハラキリをやつて自害をする、といふのか落ちである。情夫の無情を恨んで遂に自害をする迄の表情は容易な業ではないから、之に望むに萬全を以てするのは無理かも知れないが、要するに一言にして云へば一體に間が抜けて居る。但し音樂に至つては敬服の外はない。西洋の音樂に日本の音樂を

幾分加味してあるので、我々にも美妙に感ぜらるゝし、洋人の觀客なども恍惚として魅されて居る風である。此の點に於て『お蝶夫人』は成功と謂へば成功だ。

第八章 獨逸の新聞紙

維納の有數な新聞通信員で歐米の新聞界の消息に精通する某と本日(十二月十二日)會食の際、獨逸の新聞談を面白く聽かされ、頗る参考となつた。事實彼れが云へる通りであるや否やは分らぬが、兎も角も聞いた儘を忘れぬ中に手帳に控へて置く。

今日獨逸には全國を通じ日刊新聞は約四千、週刊及び月刊雜誌類も亦約四千からある。新聞雜誌の合計八千といふ數は決して少ない方ではない。勿論米國の如きは、新聞雜誌類約二萬二千、英國は約九千五百で、即ち人口宛にすると米國では四千一百につき一種、英國では四千七百につき一種といふ割合となる。獨逸は之に比すると人口七千八百につき一種といふ割合だから、其の數も幾分劣るを免れない。が佛國の新聞雜誌は總計六千六百有餘といふから、其れに比すると獨逸は多い方である。而も獨逸のは、新聞雜誌も新聞記者も米英佛等に比較すると、數の割合には政治上なり社會上なりに於て勢力は寧ろ微弱な方である。英米諸國に於ては、大統領も大宰相も好んで新聞雜誌の記者たり寄稿者たるの例は枚擧するに遑あらずだ。サリスベリー侯然り、ルースヴェルト氏然り。隨つて新聞記者が一躍して内閣大臣となり、遣外大使となり、殖民地行政長官となるが如き例は、世に腐るほど澤山あ

るのである。けれども獨逸にては是れは殆んど不可能である。獨逸の高等官僚界に操觚者が飛込むといふが如きは、夢想し得べからざることゝなつて居る。勿論獨逸でも新聞紙の位地は年々高まれば、其の勢力も年々増しつゝあることは事實である。然しながら何と云ふても言論の自由が未だ充分とは云へない。加ふるに獨逸人は餘り新聞記事に狂するといふ方の國民でない。新聞は獨逸人を動かすに力甚だ不足であるといふ事情もあるので、操觚者の乘氣も自然薄い。獨逸では新聞記者の収入も寧ろ少ない方で、有數の記者でも其の月收入は四百マークより千マークの間に位し、飛切の布衣宰相でも月二千マークを取る者は獨逸全國を通じて三人に過ぎぬと聞いた。以て其の位地の一般を推知すべきである。殊に獨逸にて操觚者の重なる者と云へば、多くは猶太族である。猶太族は獨逸に於ても兎角排斥を受ける民族で、高位高官には就けず、軍人となつても將校にはなれずといふ風は、是れ亦新聞記者の社會上政治上の位地にも影響を及ぼすを免れないやうだ。

新聞の購讀慾も、獨逸人は之を英米佛諸國人に比すると少ない方であらう。米國人は中流の家庭では概して平均朝刊二種、夕刊一種、其れに週刊及び月刊雜誌の數種を取る。次ぎは佛國で、其の次ぎは英國であるが、夫れでも佛英の中流家庭には概して日刊新聞が二種は入るさうだ。然るに獨逸人の家庭となると、新聞は平均一種を出でない。其餘の新聞を閲讀せんと欲する者は、家に於てせずしてカ

ツフエに於てする。一は經濟の然らしむる所であるが、他の一は餘りに新聞を狂讀しないといふ性情が然らしむるのであらう。随つて獨逸に於ける新聞紙の發行高は、概して甚だ低率である。獨逸人間に評判の比較的善い自由國民派の *Vossische Zeitung* の如き、獨逸の新聞中の最古參であるが、其の發行高は辛うじて二萬五千臺を維持するに過ぎない。一番多く出でると稱せられ來つた表面獨立新聞、其の實官七民三の *Berliner Lokal Anzeiger* ですらも、呼價二十五萬に過ぎぬ。二三萬の懸價を割引し精々二十二三萬の間であらう。今では紙數の一番餘計に出るのは *Berliner Morgenpost* であるさうで、約三十萬と云はれて居る。が購讀者が中流以下に多いので、發行高の多い割合には勢力が之に伴はぬ。「ロカール、アンツアイゲル」に次ぎ發行高の多いと稱する急進自由派の *Berliner Tageblatt* は十八九萬の間を往來する。若し夫れ獨逸政府の純機關で、殊に政府の外交方針を説明するを能とする *Norddeutsche Allgemeine Zeitung* の如きは二萬五千と號するが、實は一萬を出でまいとの話した。其の他保守黨の *Der Reichsbote* 中央黨の *Germania* 自由保守黨の *Die Post* 急進自由黨の *Freisinnige Zeitung* 等は、其の各黨派の機關としては孰れも名あるが、發行高に至りては少なきは三千、多きも一萬を出でぬらしい。

奥國の新聞紙も、其の第一流の新聞と稱せらるる日耳曼派の *Neue Freie Presse* の如きは、一日の發行高は六萬を上らない。Wiener *Tageblatt* の如きも、發行高は其の以上との説もあはば以下の説もある。蓋し伯仲の間に見れば大差あるまい。其の餘幾多の新聞紙は二三萬の間に位するものが多く、奥國國外務省の機關紙 *Fremdenblatt* に至りては一萬臺を超へぬとのことである。

第九章 匈牙利の育兒院

匈都ブタペストに一寸來た序でに、豫て聞いて居つた匈牙利に於ける育兒事業のことを少く調べて見た。

匈牙利の育兒事業は輒近皇室の保護と各種婦人會の援助とに由り著しき發展を爲し、殊に一八九一年（明治二十四年）に育兒の養育に關する法律が制定せられ、育兒院の設立及び幼兒の養育を奨勵したので一段の進歩を呈し、今では匈牙利は此の事業に於て歐洲に冠たりと稱せられて居る。右の法律に依ると、多少の例外はあるが概言するに、凡そ市町村團體は育兒院を設置すべき義務がある。外に慈善團體の設立に係るものもあれば、國立のものもある。其の育兒院中には、稚兒園、夏期稚兒園、感化院、幼兒收容所等の各種類がある。而して三歳以上六歳未満の子女を有し、家庭に於て適當の養育を之に施し能はざる親は、必ず其の子女を育兒院に送らねばならぬ規定である。少し古いが一九〇六年（明治三十九年）末の統計に依ると、匈牙利國內に於ける此等各種の育兒院は國立のもの五百八十二、自治團體設立のもの千四百二十一、教會所屬のもの三百三十八、慈善團體其他個人の設立に係るもの二百五十四、合計二千五百九十五で、收容兒童の數二十四萬五千二百十四人、育兒の任に當る者二

千七百二十二人、之に對する總費用大約三百萬クロネ（百二十萬圓）とある。特に匈牙利の誇りは、國立の幼兒收容所と幼兒裁判所の制である。匈牙利は全國を十七區に分ち、各區に此等收容所と裁判所とを各一つ宛設けてある。幼兒裁判所は管内の幼兒が相當の保護養育の下にあるや否やを監視し、其の親たり保護者たるものより虐待を加へられ、若くは當然の給養教育を與へられ居らず、といふ訴を地方官憲なり慈善團體なり將た責任ある個人より受けると、直に其の保護者と呼んで之に嚴重なる説諭を加へ、尙ほ聽かざる場合には之に對し親權の剝奪を宣告し、其の子女を收容所に收容し、其の養育に要する費用の支辨方を該保護者に命令するのである。甚しき虐待の現行犯を認めたる場合には、説諭を俟たず直に此の宣告を行ふこともある。其の外不心得の親權者に相當處罰を加ふるの權限も裁判所にある。斯くして全國の國立幼兒收容所に收容せられてある兒女は、棄兒迷兒私生兒等を合し一九〇七年（明治四十年）末の統計に三萬五千二百四十二人とある。

我國も追々社會政策問題を眞面目に研究施設せねばならぬ時代が來る。匈牙利の育兒制度は大に參考すべき點があると思ふ。

第十章 瑞西より里昂

(一)

日瑞條約改正談判で秋月大使に隨行し、瑞西に主張することとなり、前夜維納を發し、今夕（五月三十日）瑞西國首府ベルンに着いた。

チロルの風景は相變らずサブライムであつた。今春通つた時には山容水態悉く雪景色であつたが、今回は雪がないだけ壯絶な、雄大な、景色が見られる。汽車は山間豁谷を縫ひつゝ走つて行く。片側を見ると樹木鬱倉として天を摩すの概がある。他の片側は千仞の懸崖幾十哩となく連綴する。上を望めは峨々たる峰上煙霞を吞吐する。下を見ると急流が巨巖に當つて碎け、虹霓谷に閃く。チロルの勝景は或點に於ては天下第一で、瑞西の山水は之に比すると優美な小品文に過ぎない。

(二)

ベルンの滞在正に三旬、街衢は一通り見物し、郊外も大概は跋涉を了へた。更に市街の内觀的研究を始める。腰を据へて見るとベルンは住み心地の善さそうな所である。人口は七萬五千とあるから、日本でいふと和歌山市か鹿児島市といふ所であらう。然しベルンは何しろ中央政府の所在地であるか

ら、政廳、議院、大學、博物館、その他何から何まで一通りは有るやうだ。

ベルンとは英語のベアと語源が同じで、即ち熊である。ベルンを反譯すると熊都である。故に熊はベルンの氏神である。ベルンの徽章も熊である。ベルンの名物といへば何でも蚊でも熊の描いて無いものはない。書許りでなく實物も居る。ベルンの本通を東に進み切つてネデック橋といふのを渡ると、其處に熊の邸がある。石造の圓形の地下邸で、市有の熊大小合せて十頭許り此の邸宅に棲んで居る。訪問の客は上から覗いて御機嫌を伺ふのだ。御機嫌を伺ひながら種々の藝當を御願ひすると、熊先生欣然之に應じてお廻りもすれば寝轉びするし、後足で立つて歩きもするし、木登もする。但し誘ふに利を以てせねば動かぬのは人間でも然りだから、況して熊に於ては當然である。宜べなるかな餌は其の傍の屋臺店で賣つて居る。人參、大根、密柑などが重なるものである。餌を遙に上から示して呉れやうか呉れまいかといふ風を見せると、熊先生手を合せて早く頂戴と哀願するなどは滑稽である。此の滑稽を見たさに、私は日々餘暇ある毎に熊の所に伺候した。或時私と並んで見て居つた娘さんが、頭の上に飛んで来る一匹の蜂を頻りに氣にして手巾で逐拂ひ、私にも逐拂つて呉れと頼むやうな風であつた。熊公に蜂公は附き物だ、と私は云つてやらうと思つたが、逆も解るまいと思つたから已めて笑ひながら黙つてステッキで逐拂つてやつた。

熊公に次でのヘルンの名物は噴水塔と時計臺である。街頭到る處に此の名物無きはなした。時計の瑞西の名物たることは豫て承はつて居つたが、噴水塔の多いのは單に水の多い結果であるのか、將た他に曰くのあるのか、一寸解らなかつた。『ベテカー』で見ると夫々歴史附のものが多いうた。時計臺で面白いのは、クラムガッセの大通とコルンブラツの筋路との交叉點にある時計である。每一時間目の少し前に模型の鶏が鳴く、程なく愈々時間といふ時に、矢張り模型の熊の一隊が現はれて真中の人形の廻りに行列を始める。同時に其の人形が鐘を叩いて時を報するといふ仕掛だ。小供騙しに過ぎないが、大供の私等まで面白いから毎度立上つて拜見した。

(三)

三日許り用が無かつたので、ジュネーヴ附近を駈づり廻はつて見やうと思立ち、午後ベルンを立つて夕刻ジュネーヴに着いた。

旅館にて夕食を済ましてから散歩に出掛け、先づ往年埃皇后エリサベスの無政府黨員の兇手に倒れ給ひたるケー、デユ、モン、ブランの棧橋に到り、謹んで英靈に黙禱を捧げ、去つて兇漢の逃走した路筋であつたアルプス町を歩んで當年の悲劇を追想し、轉じてベルク橋に到り、橋の中途より折れてルーソー島に渡つた。茲に民約論の開祖ルーソーの銅像がある。ルーソーのジュネーヴ出身であつた

ことは、ジュネーヴ市の今日尙ほ誇りとして居る所である。ソーソーの銅像に面して革命などを聯想し始めれば際限がないから、一揖して此處を去り、更に轉じてモンブラン橋といふ一大長橋を渡り、ジャルダン、アングレーといふ公園に逍遙した。橋上から公園にかけての夜景は満點を附したい。加ふるに遙にモンブランの高峯と左右に連続せる峨々たる山嶽を望む。眞に好佳景と感じた。

(四)

午前ジュネーヴの名所古蹟の探見を了へ、正午に停車場に駈付けた。里昂に行つて機業を一寸見て來たいといふ考からである。停車場でふと大阪毎日の舊友鮫島鐵馬君に出會ふた。ヤー是れはお珍しい、と手を握り互に久瀾を叙した。君は令弟宗也君を私に引合はされた。宗也君は巴里大使館の御役人である。兩君も同じくベルンから前夜ジュネーヴに來て泊まられたのである。微を探り細を剝るに妙を得たる慧眼の兩君に前夜目付からなかつたのは、天運未だ私に盡きざる所以か、とソツと胸を撫で下して居る間に汽車は動き出した。兩君は巴里に歸へらるゝ途次であるから、中途までは私も同行である。何とかいふ驛で兩君は巴里行へ乗換へたそうだが、箱が違ふのと私が眠つて居つたので知らなかつた。

夕刻里昂に着いた。同郷の學友河本保三君が早速ホテルに來て呉れて、諸所を案内しやうといふ。

君は里昂の飯田商店の大黒柱で、大の里昂通である。私は里昂でなくては見られぬといふ特色のものを最少時間に二つ三つ見せて呉れ給へと注文した。随分迷惑な注文である。君は欣然諾し、先づ蛙で一杯やりに行ふといふ。所は取引所の向筋の細横町である。日本橋の食傷小路といふ格だ。店の名はフアルヂとか云ふたやうに記憶する。場所柄だけに孰れ斯道の通が来る所らしい。蛙は成程珍味である。里昂事情を聴きつゝ、鱧服平げた。薬も相應に廻つた。別席で飲直しをやらうとて店を出て、取敢へず近所の十九世紀カツフェといふのを覗いて見た。それから彼處此處と大分油を賣つた。時計を見ると早や既に午前一時だ。御互に呂律の廻らぬ口調で相離れたものと見へる。

(五)

朝七時にホテルを飛出し、里昂見物に出掛けた。忙務を有する河本君を煩はすも餘計のことなり、恐縮千萬なりと存し、疾く辭退して獨りで馭者と地圖と相談で二三時間駈廻はり、遺憾なく里昂を卒業した。そこでベルンに歸るのであるが、途中ジュネーヴ湖畔のローザンヌ市を見てやらふと思つて、里昂を正午に立つことにした。私が此の決心をしてから停車場へ行くまでに十五分と経なかつたが、何處でどふ嗅付けたものか河本君がちゃんと停車場にやつて來られたには恐縮した。蛙を食ひつけると鼻まで鋭敏になるらしい。

夕刻ローザンヌに着いた。日本の赤毛布が毎度ルセルンと間違へて敷居る所である。未だ日があ
るから、荷物をホテルに投げ込んで直に湖畔の散策と出掛けた。ローザンヌはジュネーヴ湖に沿へ
るモン、ジョーラといふ山の麓にある。人口六萬の都會で、街衢却々美麗ではあるが、其の價値は市
街にあらずして湖畔にある。停車場の脇から齒車の鐵道で四五町も下ると湖岸である。湖水は純碧、
他に類を見ない。昔しヴォルテールが此の明媚な山水を見て咏した何とかいふ詩を年少の頃讀んだこ
とがあるが、今忘れて思ひ出せない。

第十一章 瑞西の政治組織

瑞西の滞留豫期以上の長きに亘つたので、幸に聊か同國の制度文物を研究するの機會を獲た。瑞西は天下の勝景と共に、政治上に於ても亦一種の樂園である。私は茲に同國の政治組織の一斑を記し、他日の參考に資することとする。

第一節 瑞西聯邦の組織權限

元來瑞西の昔の聯邦なるものは、ルセルンの湖畔を中心とせる若干の州から出來て居つたものであるが、年所を経ると共に州の數も加はり、十八世紀の末代に及んで略々現下の廣域に達したものである。當時聯邦の基礎は尙薄弱で、唯だ幾多の州が相集まつて一の同盟組織をやつて居つたといふに過ぎなかつた。其の後一八〇三年に奈破翁の干與で聯邦組織の上に多少の改定を加へ、州の數をも増加し、降つて維納會議に及び更に境域の擴大を見るに至り、爾來數十年間、其の政治組織は大體に於て既定の方針で進み來つたのであるが、後年加特利教に屬する數州は他の聯邦と離れて特立聯邦(Sonderbund)と稱する別派の同盟を作らんとするに迫り、茲に内亂の勃發となつた。が右の別派同盟軍は

一敗地に塗れ、特立聯邦の計畫も程なく消滅した。而も其の反動として茲に一八四八年の憲法となり、聯邦組織は却つて其の基礎を固くし、一八七四年更に憲法の改定ありて國憲の組織一層鞏固となり、爾來憲法の條項に多少の修正が加へられたことはあるが、大體に於て右の憲法は則ち今日の憲法である。

瑞西は現下二十二州の聯邦組織である。尤も其の内の三州は、歴史宗教其の他の關係から内部の組織が全く二つに別れて居るので、或は二十五州といふが當れるかも知れない。唯だ其の各二州を純乎たる獨立の州と見做す能はざる所以のものは、第一各二州の選出する聯邦議會(Assemblée fédérale Bundesversammlung)議員は其の數一名のみとなつてあるのと、憲法改正の問題に對しては各二州の投票權は一州半票と限られてあるといふ點にある。各州は孰れも其の特有の法律を制定するの權あるは勿論、政治的性質を有せざる條約の如きは、各州間に自由に之を締結するの權を有し、更に進んでは外國とも或種類の條約を締結するの權能を有つて居る。隨つて瑞西中央聯邦政府の權限は、大體に於て特に憲法の委任せる政務のみの施行といふことに限られてある。之を具體的にいふと、聯邦政府には外交に關する件と外に關稅事務、郵便電信事務、酒精專賣事務、其の他二三を除けば、直接に施行すべき行政事務なるものは殆んどなく、其餘は中央政府唯だ之を監督するといふに過ぎない。外

交事務は中央聯邦政府の主管事項であるけれども、其の立法的方面のことに至りては、聯邦議會の協賛に俟たねばならぬことは言ふ迄もない。其の行政的方面の事務、即ち普通に謂ゆる外務行政なるものも、外務省といふ官廳が特設せられて無いから、事務の性質に依り各省に分屬せられ、例へば通商に關することは商務省、逃亡犯罪人に關することは司法省、國際會議のこと、外交官領事官の人事に關することは政務省の執れも主管となつてある。此の各主管省で一應事件の査閲を爲したる上、裁決を要することは總べて之を聯邦參議會の會議即ち閣議に提出し、其處で之を裁決し、更に議會に提出すべきものは提出するといふ順序である。軍務の如きは州政府の主管であつて、聯邦政府は唯だ軍務の大體の制定權と、高級將校の任命權と、戰時の指揮權とを有し居るに過ぎない。裁判事務の如きも、聯邦政府の下に大審院相當の聯邦裁判所 (Tribunal fédéral, Bundesgericht) なるものはあるけれども、聯邦政府直屬の判事は無いから、其の運用となると矢張り州の司法官に俟つ譯である。要するに中央聯邦政府自身の當然の主管事項なるものは斯の如き次第で、其の範圍極めて狹隘たるを免れない、其の代り地方行政に對する聯邦政府の監督權の及ぼす範圍は、割合に廣く且深くなるのである。

第二節 聯邦政府の構成

瑞西聯邦政府の一特色といふべきは、其の行政機關の主腦が單一制にあらずして全然合議制なる點である。一八四八年の同國憲法は、其の範を多く米國憲法に取つたので、國憲の構成は大體に於て米國に彷彿たるもの、如く、殊に其の立法機關の組織に至りては、殆んど米國丸寫しの姿である。然るに行政機關となると、瑞西の憲法起草者は行政の主腦を一人に委するの危険なるを慮り、特に之を合議制に組立たたのである。即ち瑞西は其の元首に大統領を有するも、謂ゆる大統領は内にありては内閣會議の議長となり、外に向つては行政部の代表者となるといふに過ぎずして、政務は總べて大統領以下合せて七名の閣員一體となつて之を裁決し、之を施行するのである。此の主腦の合議機關は内閣といはずして聯邦參議會 (Conseil fédéral, Bundesrat) と名づけられてあるが、茲には暫く便宜に従つて之を内閣と稱する。内閣員の任期は三年と定まつてある。三年といふよりも代議院議員の任期と相同じと謂ふのが適當である。といふのは代議院の三年の期を終へずして解散となると、閣員の任期も次の新議會に至つて止み、新議會は新に閣員を選擧するからである。何人でも議員となるの資格ある者、即ち滿二十一年以上で公民權を有する男子は内閣員に選舉せらるゝを得るのである、が概言するに内閣は聯邦議會の現任議員中より選舉せらるゝのが慣例である。但だ血族縁戚の者は二人同時に内閣員になることを得ず、一州より二名の内閣員を選擧することを得ず、又内閣員たるものは同時に他

の官職に就くことを得ず、商業に従事することを得ずといふやうな規定は別にあるのである。斯くて聯邦議會に於て選舉せられたる七名の閣員は、行政事務を七部に分つて擔當する。七部とは一八八七年七月八日の閣令で政務、内務、司法及警務、軍務、大藏、農商工務、逓信となつてある。閣員の執れが執れの事務を分擔するや、は閣員の間にて極めるのである。然し分擔といふも畢竟便宜の上から斯く分課組織してあるといふ迄であつて、閣員必ずしも其の主務大臣といふ譯ではない。其の主管事務を施行するに當つても、主務省の行政事務とせずして、内閣全體の政務として施行するのである。語を換へて之を言ふと、執れの主管事務でも外部に對しては、總べて聯邦政府といふ單一なる名に於て之を行ふといふ組立になつてある。

第三節 大統領、閣僚、及び政黨

大統領は副大統領と共に毎年聯邦議會に於て改選せられ、且次年の再選は許されざることになつてある。而して大統領には副大統領が累進的に選舉せらるゝのが近年の慣習法である。故に大統領は約まり内閣員の一年宛の廻持ちといふことになる。大統領も是に於てか閣員の一人であつて、其の内閣議長たるの職務の外行政の一分課を主管するのである。従來は大統領は外交事務を多く主管するから、

政務省の長官を兼ねる慣例であつたが、大統領が毎年交替する都度政務長官が當然交替するといふことは、別して外交事務に統一を缺くの結果となり、不便甚しいといふ理由で、去一九一三年の六月、自今此の慣例は必しも踏襲するに及ばずといふことに改まつた。大統領の他の閣員に對する關係は、他の國に於けると頗る其の撰を異にするものがある。他の國の内閣であつて見ると、内閣の首班たる者は政務の中樞であつて、他の閣員は其の奏薦に係り、且首班に隸屬するといふ位地にある。米國の如きにあつても、百官有司は其の職責を悉く大統領に受け、任免黜陟の如き亦第一次に於て大統領の銓衡に屬するのである。然るに瑞西の内閣員は、内閣の首班であり國務の首腦たるべき大統領の銓衡で簡選任補せらるゝのでなくして、議會の任意の投票で就職するのである。其の進退の如き、大統領の意圖に存せずして任期はちやんと憲法の條規で定つてある。閣員の簡選が内閣の首班の銓衡に依るに非ずして、而も閣僚の一致が保たれるといふことは既に瑞西の一特色である。それから内閣の責任といふことに就ても、例へば政府提出の重要な法案が議會に於て否決せらるゝとか、施政の方針が議會の大勢に反するとしても、之が爲めに閣員の高踏勇退するといふやうなことはない、又高踏勇退の必要もないのである。政府の法案が通過しないならば、其の通過すべき法案に改めて之を提出する、施政の方針が議會と一致しないならば、之を議會と一致するやうな方針に改める。約まり内閣は議會の選

舉で出来て居るのであるから、内閣は即ち議會の意に反した行動を執ることは出来ぬのである。瑞西の如きは文字通りの意義に於ける議院政治の一標本である。

瑞西の聯邦參議會は政黨以外の超然内閣である。瑞西にも政黨の争が無いではない。殊に一八七四年の新憲法制定の當時に前後し、加特利教會の勢力を代表する保守黨と、保守黨に反對する急進黨と、此の兩黨の間に介立し専ら經濟界の意見を代表する中央黨との三黨相次いで組織せられ、今でも此の三黨は同國議會に於て鼎立の姿をなして居るのである。其の勢力は既往時に随つて消長はあつたが、概して言へば保守黨と中央黨とは昔より略々伍角の勢である。而して急進黨は其の内に中央集權主義を持し且幾分社會主義に傾ける日耳曼派と、地方分權を主張する佛蘭西派との二派はあるが、之を合すると他の二黨に比し最優勢の位地を占め來つた。乃ち最優勢ではあるが、其れが爲め他の二黨を壓倒し獨り專横を極めたといふ例は餘り聞かない。瑞西の議會には其の聯邦議會に於ても、將た州議會に於ても、少數黨の勢力が同時に代表せられて居るのである。故に純然たる多數黨派政治の多數壓制の弊の伴ふ所の政黨政治は、瑞西には行はれない。又政黨員の獵官運動なども殆んど無いといふことである。中央聯邦政府の下に於ける官吏の數は他國に比すると遙に少ない方で、郵便電信事務の現業員約一萬を除けば、各官廳の吏員なるものは大統領以下屬、雇員を合し五百名を出でぬ。瑞西は面

積一萬六千方哩であるから、大約我が九州である。而も其の政務機關の規模人員に至りては、我が九州中の一小縣廳に過ぎない。随つて政黨員が獵官運動をするほどの實は餘地もないのである。

第四節 官吏の進退

瑞西の如き民主的議院政治の國にありては、官吏の進退が米國式のスポイルス・システムに依り勢ひ頻繁に行はるゝを免かぬであらふとは何人も一寸想像する所である。所が瑞西では、官吏の進退甚た稀である。獨り下級の事務官許りでなく、内閣員の如きすら三年の任期が來ても多くは再選又再選であるのは奇と謂ふべし。殊に議會が常に猫の如き態度であるならば格別、瑞西の議會では情意却々投合せず、内閣の施政を監督する上に於て一步も假借しないといふ風であるから、尙更ら奇と謂はざるを得ない。ローウエルの著書で見ると、瑞西に於て一八四八年より一八九三年に至る四十五年間に、選ばれて廟堂に立つた者は三十一名に過ぎない、其の内七名は尙ほ現に其の職に在る、故に内閣諸員の在職期間は平均十年以上に當るのである、而も實際十年以上の在職者は十五名からある、其の内四名は二十年以上で、一名は實に三十年以上の在職者なりとある (A. L. Lowell, *Governments and Parties in Continental Europe*, Vol. II, p. 203)。我國では明治十八年内閣制施行以來今の大隈

内閣の成立までに至る二十九年間に於て、一寸算へて見るのに内閣の更迭せしこと十六回、閣臣の椅子に就いた者伊藤公より一木喜徳郎氏に至るまで總員九十四名の多きを示して居る。制度相異なり國情亦同じからずであるから固より比較にはならぬが、兎も角も瑞西の内閣員の出入の少ないのは驚かざるを得ない。内閣員既に然りであるから、其の下に在る事務官の如き亦之に優るも劣る筈はない。現に私の知合になつた人の中で同國農商務省の商務局長アイヒマン博士の如きは、在職既に三十有餘年である。三十有餘年の久しき、引續き實に商務局長の職に在るのである。而も鬢髮既に斑白ではあるが元氣尙ほ旺盛で、日々孜孜として常務に執掌し、且其の商務局長の事務を以て終生の天職として居る敬慕すべき心懸から推測して見ると、此の先き尙ほ幾年の久しき其の椅子を去ることはあるまいと思ふ。今之を我國に比較して見る、我が農商務省の商務局長の方は私能く知らないが、試みに外務省の通商局長を見ると、既往十數年間にすら、私の記憶に存して居る人材だけでも河上謹一氏、原敬氏、故藤井三郎氏、高田早苗氏、内田康哉子、林權助男、故重岡薫五郎氏、故杉村濬比、石井菊次郎男、故萩原守一氏、それから現任の坂田重次郎氏、一寸計へて既に十一人に上つて居る。其の更迭の多いのが必しも悪いとは云はない、或は更迭の多いのは即ち國勢の進歩しつゝある所以である云へば云へるかも知れない、理屈は見様に依つてどうにでもつく、が要するに官吏の更迭の多い所と少

ない所との例としては、彼我の間に斯かる差等があるといふことを示すのである。私が右のアイヒマン氏を知つたのは、今回日瑞新條約締結の用務を帯びて同國に滞在した際のことであるが、氏は此の時瑞西側の條約改正係員であつた。今より十二年前の舊條約の締結談判の時にも、氏は矢張り商務局長として其の係員であつた。而も唯一の係員である。條約改正の係員として我國に於ては、外務の本省内に主任副主任以下大小數十名の吏員を特設し、別に省外各廳より委員長副委員長以下二十有餘名の辣腕家なるものを網羅し、而して其の一生一代の智囊を擲り、其の經營慘憺を盡して成れる條約草案をば命を奉じて之を齎し、帝國の興廢此の一舉にありといふ意氣込にて樽俎折衝を試みんとするに當り、其の對手たるべき者は彼れ商務局長一人である。一介の商務局長獨り自ら内外條約を比較し、關係法規を参照し、不審を質し、疑惑を明にし、行文を匡し、字句を修め、其の彼我意見の合致せる所に依つて確定案を作り、印形を押す許りにして然る後之を名のみ自國全權委員に差出すといふに過ぎぬ。我國では通商條約の成不成は國家の浮沈に關する最大問題なりといふ劍幕で、大刀を正眼に振翳して突貫すると、先方ではハハハ證文の書替へて御座るかといふ風に軽く受流す、御手輕といふて此の位の御手輕な政務の捌き方は、流石に瑞西であると感嘆せざるを得なかつた。先方の全權委員なる同國農工商務長官ドイッヘル博士も、十二年以前の舊條約締結に際し、矢張り農工商務長官兼副大

統領として同時に其の全權委員であつたのである。當年の内閣諸員も亦多くは依然十二年以後の内閣員である。政府と議會との關係は前述の如くに何時も情意投合して御芽出度やつて居る譯ではない。議會の對政府態度は毎年却々猛烈である。現に日瑞條約改正談判に於ても、前後共に同國政府の對議會策の關係、輿論の思惑といふことは餘ほど先方の委員の頭を悩ましたらしかつた。前回の條約談判の時なども、懷中時計の税率問題で對議會關係から彼我の間に談判容易に抄取らず、前後四ヶ年有餘の長日月を経て漸く折合がついたといふ位の始末であつた。而も尙ほ且當局有司の依然今も昔に替りなきは、確に瑞西の政治の妙味の存する所である。

瑞西の大小官吏、殊に内閣員の更迭が甚だ稀れであるといふに就ては、自ら理由がある。之を制度の上から観ると、第一瑞西の内閣には憲法上政務の決裁權といふものか無い。内閣は議會で制定したる法律、議會で可決したる事項は、其の意に反しても行はざるを得ない。世に公僕なるものを求むれば、瑞西の内閣は蓋し其の最好適例であらう。内閣は毎年議會に向つて前年の施政の成績を報告する、議會は其の際改むべき點ありと認むれば夫々遠慮なく注文をする、さうすると内閣は其の注文通りに施政の方針を改めねばならぬ、故に内閣自身に施政の方針なるものはない、随つて議會と衝突するといふやふなことは滅多にない、随つて議會の解散なり不信認投票なりといふことは極めて稀れで

ある、故に政府の意見なり重要法律案なりが議會で否決せられたからといつて高踏勇退するには及ばないのである。ダイシー博士であつた瑞西の行政官は辯護士や建築家と異なり、意見が用ひられなかつたからとて其の依頼を斷はらねばならぬといふ觀念がないと評したのを記憶して居るが、是れが即ち其れである。實際瑞西の内閣が議會と衝突して辭職したといふ事例は、一八四八年の憲法施行以來今日に至る六十有餘年間に前後僅に二回に過ぎぬ。議會の側から見ても、内閣は常に議會の注文通りに働くのであるから、之を更迭せしむべき理由がない、是れが第一の原因である。第二は事務に熟達したる行政官を變へることは善くないといふ考が瑞西人の頭には固く這入つて居る。獨り内閣員に對する許りでなく、一般の官吏に對しても同様の考を以て居る。是れは當然あるべきことで、熟達したる事務官は専心一意長く其の職に盡さしむることの行政の要道であるや辯を俟たない。其れから第三には、議會が内閣員を選挙するに當つては主として行政事務に堪能な者を選び、政黨の首領株をば成るべく之に選挙しないといふのが同國の近代の慣習である、故に國務の本體は議會に存し、政務官は議會に在り事務官が廟堂に立つといふやうな風である。デヨンスホブキンス大學のグイセント教授が瑞西の政體を論じ「瑞西では内閣の危機といふやうなことは問題にならない。議院政治に伴ふ所の大弊害たる閣員の絶間なき更迭といふことは、在職期間の一定といふ制度のために打勝れて居る。而

も議會は三年毎に政府を改造し得る機會を有するにも拘はらず、輿論なり慣習なり行政上の技能なりが何時も適材を適所に据置いて容易に離さない。随つて瑞西の行政事務は完璧の粹に達して居る」と激賞し、更に「瑞西の内閣員は英佛諸國に於けるが如き國務大臣を以て目するよりは、寧ろ他國に於ける局長を以て擬する方が適切である。彼等は國務を指揮し支配すると同時に、其の主務省の庶務にも自ら執掌する。彼等は秘書官をだに有しない。故に彼等は下級吏員の取扱を以て足るが如き瑣事些件にまでも孜孜として従事せねばならぬ。随つて彼等は一人にて必しも兼備すと限らざる二個の技能を併有せねばならぬ。大政を總攬する達識と些細の庶務を處理する吏才は即ち是れである」(J. M. Vincent, *Government in Switzerland*, pp. 218-9)と説きしは、大體に於て謬らぬ觀察である。瑞西では往來で電車が荷車に衝突したとか、電流に故障が起つたといふやうな些事でも、夫れが其筋の報告となると一々大統領の検印を頂戴する始末である、とは同國要路の一官吏の私への實話である。大統領既に然り、瑞西の内閣員の位地なるものは大略之を推知するに難からずだ。約まり他國の堂々たる國務大臣を以て論ずると大分勝手が違ふ。去れば瑞西の議會には前述の三政黨が時に喧々焉と相争ふことなきに非ざるも、將た内閣員には多くの場合に於て政黨員を有せざるに非ざるも、大體から云ふと其の内閣は常に超然内閣である。内閣に内閣自身の主義方針があつて而も政黨以外に超然たらんと

することは、我國に於ても既に幾たびか経験した通り、事實に於て到底不可能の話しであるが、自動の位地に立たざる事務官内閣であつて見れば、超然内閣が即ち長命内閣となること勿論であらう。故に瑞西の内閣員の政黨別は、必しも議會に於ける政黨の勢力に比例しては居らぬ。議會に於ては急進黨多數を占むるも、内閣員には保守黨が多數であるといふやふなことは常に瑞西の政局面に見る所である。要するに内閣員を選擧するの標準なり目安なりが違つて居る、是れが内閣員の出入少なきを致す第三の原因である。ローウエルも瑞西の内閣制度を論じ「瑞西に於ては、凡そ行政官は其の施政に就て政治上の責に任せざる可らずとの主義は、理論に於ては認識せられて居るも實際には行はれて居らぬ。何故ならば瑞西の内閣員は三年毎の改選であるけれども、再選又再選で、事實に於ては永久の在職である。此の慣習は法律以上に實行せられて居るので、行政部は政争以外に超然として立つといふ一種の制度を見るに至つた。同時に議會は内閣の行動を監視し、其の政策の大體の針路を指揮し、不都合なことは改めさせるの權能を以て居るので、弊害の危険は此の事實に依つて阻止せられて居るのである」(Lowell, *Ibid.*, Vol. II, p. 208)と云ふて居る。思ふに官吏の在職期間を法律や何かで一定して了ふといふ制度は、必しも善い制度とは云へない。殊に内閣員の如きには、時勢の必要に適應する人物をば何時でも出せるといふ風に爲して置く方が、一度任補すると時勢が如何に推移するとも一

定の期間は之を更迭せしむることが出来ない、といふ米國の大統領式の窮屈な制度より優ることは辯を俟たぬ。故に官吏の在職期間の一定して居るといふことは、必しも瑞西の行政の美を賞揚するの論據にもなるまいが、兎も角も其の原因の如何を問はず一般官吏の更迭の頻繁でないといふ事實は、其の結果に於て好成績を瑞西の行政上に示しつゝあるのは疑なき所である。

第五節 聯邦議會

聯邦議會は二院制で、假に之を上院(Conseil des Etats, Ständerat)と下院(Conseil national, Nationalrat)とする。上院は米國の元老院制に倣ふたもので、即ち各州を代表せしむる精神であるが、事實は米國のと大分異つて居る。第一瑞西の上院は下院と權限全く同一であるから、米國の元老院のやうな特有の權能がない。議員は各州より二名宛、半個州より一名宛を選出し、總員四十四名である。が其の選舉方法や任期は各州隨意定むるので、全國一様でない。随つて或州では州議會に於て選舉し、或州では人民之を公選するといふ風で、任期の如きも少なきは一年、多きは四年、又再選を許す所もあれば許さぬ所もある。米國の元老院は、當初其の勢力は代議院よりも劣つて居つた。社會も亦元老院を代議院よりも軽く見て居つた。然るに年所を経ると共に元老院の勢力は次第に昇つて來た。

ウエブスター出で、カルホウン出で、クレー出づるに迫んで、其の光彩は遂に代議院以上になつて來たのである。然るに瑞西の上院は、其の古來の歴史的關係もあり、始めは人材雲の如くであつた。一八四八年の憲政運動の際の領袖は、孰れも上院議員であつた。同年の新憲法の實施後第一回の瑞西内閣は、閣員七名中六名までは亦上院議員であつたのである。然るに爾來國政の中心はいつとなく下院に移り、任期の如きも前述の如く上院議員と同じとしてある州もあれば、其れより短いものもあるし、且議院内の頭數も下院よりはすつと少ないので、第一流の政治家は上院を避けて好んで下院に入り、少壯有爲の政客にして上院に入る者は、追ふて下院に入るの階梯として之に入るに過ぎぬ。内閣員は今では自から下院議員中から選出するといふ慣例もあるし、随つて施政の監督權は主として下院に屬すといふ風になり來つた。此の兩院の勢力の盛衰史は米國のそれと相反し、特に一異彩を放つて居るものゝやうな感がある。

下院に至つては、議員の任期も其の選舉方法も全く劃一である。即ち任期は三年とし、選舉主義は直接普通選舉で、二十歳以上の男子は其の住居する州に於て、公權剝奪の者に非ざる限り總べて選舉權がある。被選資格には僧侶はいけなとなつてある。僧侶といふのは事實に於て加特利教會の僧侶のことに外ならぬ。といふのはプロテスタント派の牧師は、議員に選ばるゝと其の教職を辭すること

が出来れば、加特利教會の教徒では僧侶は其の身分を離脱するを得ずとなつて居るから、其の結果として加特利派の僧侶のみが右の制限の適用を受くることとなるのである。選舉區の振割方と選出議員數とは議院で之を定め、唯だ選舉區は他の州に跨がる可らざること、及び議員は人口大約二萬に付一人とすることだけが憲法の規定に屬する。斯くて議員の數は人口増加と共に今では大分増加し、選舉區の數は略、昔の通りで五十二區であるが、一區より少なきは一名、多きは六名を選出し、議員今日百四十七名と算する。

議會の定期開會期は毎年六月と十二月とで、開會日數は孰れも約四週間である。其の外臨時議會なるものが毎年殆んど缺かさず三月に開かれる。議長及び副議長は定期開會毎に之を改選し、而も再選は許されない。尤も一開期を飛越した後は、再び議長なり副議長に選はるゝに於て妨げない。下院は其の議員中より四名の事務委員を選挙する。此の事務委員と議長と副議長とで下院事務局なるものを構成し、其の事務局で特別委員の指命もすれば議員の請暇も許否し、其の他の庶務を取扱ふのである。若し夫れ議會の權限は、内閣諸員、聯邦裁判所判事、内閣書記官長、軍司令官、其の他の高級有司は悉く議會の選舉に係るといふ點に於て、他の國の議會の其れに比すると頗る大なりと謂はねばならぬ。又議會は各種行政機關の官制を定める、官吏の任用法を定める、國際條約を批准する、其の外

行政訴願、權限爭議に關する最上級の裁定機關ともなる。殊に普通の立法機關としては、上下兩院は各別に開會し、議決すること勿論であるが、官吏の任命とか、訴願や權限の爭議の審理裁定をするとかいふ場合には、兩院は一所に相會し、一團となつて之を議し、其の全員の多數決で之を定むるのである。其れから兩院の先議權に就ては、政府は毎開期の初めに議會に提出すべき法律案、其の他行政事務に關する報告類をば兩院の各議長に送付し、兩院議長は相會して其の孰れを先きに上院なり下院なりに提出すべきやを商議査定し、其の結果で兩院の先議權を定むるのである。然り而して議案や報告類の公用語としては、獨佛兩語を併用するのが慣例である。議員の發言も、獨佛伊の三國語の中ならば孰れを用ゆるも差支かないことになつてある。

議會に出席し發言し得るものは、議員以外では内閣員だけである。別に政府委員といふものを仰山に並立てることは認めてない。是は獨り瑞西の議會ばかりでなく、議院政治の先進國に於ては概ね然らざるはなしである。英國の如きは誰も知る通り、議院に出て政府の政策を辯護し、法案を説明する者は同時に席を議院に有する者である。奧太利の如きにありても、議員に非ずして議院に出席し發言することの權能ある者は、國務大臣と中央官衙の長官、例へば鐵道院總裁とか法制局長官とかいふものに限つてある。我國の如く特に政府委員として各省次官以下局長書記官、其の他臺灣朝鮮樺太まで

の大小吏員八九十名をすらりと並べるが如きは、他に多く類例のないやうである。畢竟憲法政治の初期に於て、廟堂諸公中には盲判主義で實務の細目に通曉せざる人が多かつた頃の遺法に過ぎぬのであらう。餘計な心配と云はるれば其れまでいある。

第六節 地方政治

以上は瑞西の中央行政及び立法機關の組織の梗概である。瑞西の聯邦政治は漸次中央集權に移りつゝある傾向なきにしも非ずだが、而も尙ほ且地方分權の觀念は却々強く、州の行政機關の權限は他國に比すると尙ほ頗る強大なるものがある。随つて地方政治の運用の一斑を窺ふに非ずんば、以て瑞西の行政を論じ難き感あるを免かれぬ。

瑞西の地方行政の組織は、其の日耳曼系の州と佛蘭西系の州との間に多少の相違はあるけれども、同時に共通の點が其の間に無いでもない。各州は各州で其の各自の憲法を有つて居る。瑞西の聯邦憲法第六條には「各州は其の各自の憲法の承認を聯邦に求むるの義務あるものとす。而して聯邦は第一當該憲法が聯邦憲法の規定に反する何等の條項を有せざるとき、第二當該憲法が共和の形式に依り民主的に政治上の權利の行使を保障せるとき、第三當該憲法が人民の同意を得たるものにして且市民の

多數の要求する場合には之を改正し得るものなるときは、其の承認を與ふべきものとす」とある。此の規定にさへ違はざるに於ては、各州は任意に其の憲法を作り、任意に地方政府を構成し、又之を改造することは一向差支ないのである。随つて各州は各自の歴史的關係に依り、地方政治の形體骨組を色々にやつて居る。特に面白きは、二三の州に今尙ほ現存する地方民團(Landsgemeinde)の制度である。特にルセルンの湖水のある所のウリ州に於ける其の民團會議の模様なるものは、奇中の奇と謂ふべしだ。該會議は概して年一回、五六月の交を以て開かるゝので、其の開會の豫定日の朝になると、州なり村の親方(Landamann)は十數名の部下を随へて會議場へと練つて行く。孰れも赤や黄の彩色ある法被を着し、頭に大きな野牛の角を戴いて居る。而して其の後へには邑中の衆が續々之に隨行する。聽て行列が豫定の會議場に着する。其れが多くは野原である。親方は席を場の中央に占め、一行の男子は之を圍んで座し、婦女子と小供は更に其の外圍に立つ。程なくすると親方は恭しく起つて公衆に向ひ、前年度中の重なる政務の経過を報告する。次で祈禱をする。其れが済むと議事日程である。邑行政に關する種々の問題が出る。討議が始まる。討議は勝手次第だ。其れから議決。終りに次年度中の世話役の選舉となる。大略斯ういふ順序である。丸で太古の原人政治の方式である。ニュー、イングラントに現にある市民會議(Town meeting)は丁度是れと同じ形式のものであるさうだ。が其の實質

に至ると遙にニユー、イングラントの市民會議以上で、即ち瑞西の地方民團會議は租税のことも議すれば、公債のことも議するし、一步進んでは州の憲法をも改正するといふが如く、此の野天の會議も其の内容に於ては、純然たる州の立法議會に違はないのである。

然し地方民團會議なるものは、無秩序に開いては收まりがつかなくなるので、自から其の議事方法に一定の法則が立つてある。即ち該會議の討議に附すべき議案は豫め州議會(Landrat, Kantonsrat)で作つて置く。尤も民團會議にも發案権はあるが、其の場合には豫め之を州の理事者に通告して置くべしといふことになつてある。州議會は第一次の立法機關で、地方會議に提出し難き細目の事項を討議し、比較的少額の歳出を議決し、會計を検査し、下級の吏員を選挙する等は其の重なる任務である。此の立法機關に對する理事機關としては行政參事會(Regierungsrat, Standeskommission)なるものがある。委員の數は概して七名で、孰れも州議會の選挙に係るものである。其の委員長が即ち右の民團會議の親方である。親方は有給のものもあれば名譽職のものもある。が孰れにしても州内の名望家が其の任に當るのである。

右の地方民團會議なるもの、現存するはウリ州、グラルス州、其の他一二の地方であるが、其の無き地方にありては、概ね同型の單一地方議會があるのみである。孰れも普通選挙に依つて議員を選挙

し、普通の立法議會たるの任務を行ふて居る。又之に對する理事機關として行政委員會なるものも夫々あるのである。其の名稱は佛語地方にては Conseil d'Etat といひ、獨語地方では Kleine Rat 又は Regierungsrat と稱されてある。行政委員の數はベルン州では九名であるけれども、他の州では五名乃至七名が普通である。其の選挙は或州にては之を州議會に於てし、或州にては一般人民の直接公選としてある。總じて瑞西にては聯邦議會でも地方議會でも、將た理事機關に於ても、議席を多數黨のみで獨占しないで、少數黨にも必ず相當に代表者を出させるといふ動かす可らざる慣習法がある。ノイシャタル州の如きは現に比例代表の制が行はれて居る。又地方行政委員の如き、中央政府と同じやうに苟も其の適材である限りは、黨派の如何を問はずして長へに其の職に置くといふ風がある。少なくとも地方行政に於ては、是れは確に一の美風であるに相違ない。

民主的思想の旺盛なる瑞西のことであるから、其の地方政治の如きも權力の中心は州議會にありて、行政委員會は唯だ其の議決せる所のものを素直に施行してゆくの外、獨立の意見を有するを得ざるのは勢の當然である。現に行政委員會は州議會の議決を否認する權能はない。ジュネーヴでは、行政委員會は州議會の決議事項で不都合と認めたるものに就ては、其の再考を求むることを得としてある。然し州議會で前議を執つて動かすんば其れ迄である。又ウリ州では、地方民團會議の決議に依つて己

れの権利を毀損せられたりと思考する個人は、同會議に向つて抗議する。此の抗議に對し同會議が反省せざる場合には、之を裁判所に申告する。さうすると裁判官は原被兩造の主張を審理し、其の良心に従つて正否の決定を與ふべしといふことが同州の憲法第五十一條に規定せられてある。が是れは寧ろ除外例で、原則としては州議會なり民團會議の決議したことに對しては、裁判所も如何とも爲し難いのが定慣である。故に議會政治に伴ふ多數壓制の弊は、瑞西に於て頻々起りさうなものであるが、そこには又夫々の抜道が出來てある。

第七節 多數壓制の防禦

瑞西人は民主的思想に最も富んだ國民である。けれども同時に多數壓制の弊は最も之を嫌ふのである。そこで其の弊を防ぐ種々の方法が設けられてある。仲には頗る奇抜なものもある。其れは何かといふと、民衆は州議會の行動を面白くないと認めたる場合には、規定人員の連署を以て其の議會の解散を決議すべき一般人民の投票を要求するのである。連署すべき人員の數は州に依つて相違があり、少なきは一千人、多きは一萬二千人以上となつてある。此の要求があると、理事者は議會解散の可否に就て一般人民の投票を募るのである。其の結果解散すべしとの投票が多數であると議會の任期は茲

に消滅し、新に選舉を行ふといふことになる。此の制度は瑞西の日耳曼系に屬するベルン、ルセルン、アルガウ、ツルガウ、シャツフホイゼン、ソリユール及びバーゼルの七州に現に行はれて居る。瑞西の各州中でも日耳曼系に屬する州と佛蘭西系に屬する州とは民主的思想に於て多少の相違がある。日耳曼系の各州にては社會的思想が勝つて居ると同時に理事者に依頼し、理事者の指導を仰ぐといふ思想は餘程薄い。然るに佛蘭西系の各州となると、理事者に信頼するの念が厚く、約まり理事者は公衆以上の智識を以て公衆を指導し行くの任あるものと認むるの觀念が強い。随つて理事者なり議會なり多數壓制に對して、人民の福利を擁護するといふやうな制度の現存して居る所は、瑞西中でも羅甸民族の州に非ずして、特にチュートン民族の州に多いのである。然し實際に於ては、地方議會の任期のさほど長くないのと、將た一方にはレフエレンダムの制があるので、民衆が此の方法に訴へて議會の解散を要求するといふことは、古來各州を通じ僅に一二度あつたに過ぎない。

右の議會解散を要求する方法以外に、民衆に於て議會は輿論を代表せずと認むる場合には、州憲法の改正といふことを行ひ得る道が開いてある所もある。大概の州では人民の若干數の要求があると、其の憲法改正問題を人民の一般投票に附さねばならぬ規定を設けてある。そこで民衆は議會の行動が氣に喰はなくなると、此の憲法改正といふことを以て議會の改造を計るのである。是れも頻々ではな

いが、十年ほど前にテイシノ州では現に之をやつた。又或州では多數壓制を豫防するの一方として比例代表の制を行つて居る所もある。比例代表といふことは私の講釋する迄もなく、ヘーアやミルの所説あつて以來之を試みに行つて見た所も少なくはないが、實は未だに一の學說に過ぎぬ。理想は善いけれども、實地に行ふと理想ほどの好成績を挙げた例は未だ多く聞かない。瑞西で之を行つて居る所はテイシノ、ジュネーヴ、ノイシャタル、ツグ、ソリユールの五州である。此等五州の間に於ける比例代表制度は必しも一樣ではない。且其の實施も概ね既往十年以來のことに過ぎぬから、未だ以て此の代表制度の可否を確と斷定するに足るだけの資料は不足である。けれども兎も角も試験的には現に都合よく進行しつゝあるやうである。

第八節 レフェレンダム

次に瑞西の民主制度の一産物であるレフェレンダムのことを少しく述べやうと思ふ。茲でレフェレンダムとは、一口にいへば法律施行の當否を國民一般の投票で決すること、一層簡單にいへば國民の一般投票である。國民の一般投票なるものは、必しも獨り瑞西の特産物でない。米國各州に於てもレフェレンダムの稱を用ひなかつたけれど、Submission to the people といふ名で之を行ひ來つた

例は、既往百四十年間に數百回の多きを示して居る。レフェレンダムなる文字も、昔と今日とでは多少其の意義を異にする所か無いでもない。即ち往昔瑞西に於ては、レフェレンダムとは聯邦各州が聯邦會議に於て討議せる事項に對し表決を留保するの權利といふことであつた。是れは其の昔、瑞西の聯邦關係が今日と其の趣を異にし、獨立の各州の連合聯盟に過ぎずといふ状態で、中央聯邦議會は丸で各國使臣會議の姿を呈し、各州より選出せられたる代議士は丁度獨立國から派遣せる大使か公使の如き工合で、逐一其の所屬州の訓令の下に行動し、議會に於ける重要な事項となると一々所屬州の指揮を仰ぐに非ずんば可否を表白するの權能がないといふ風であつた。即ち其の任務は唯だ參列し報告する、謂ゆる ad audiendum et referendum といふので、約まり代議士は聯邦議會の決議事項に對して所屬州の指揮のあるまで同意を留保するといふのが當時に於けるレフェレンダムの意義であつたのである。爾來瑞西が各州聯合の状態より脱して今日の聯邦制度となるに迫り、レフェレンダムの運用も次第に變遷し、既往六十有餘年以來、遂に形式も實質も昔日のと全く異なる今日のレフェレンダムを見るに至つたのである。尤も州に依つては、例へばベルン、ツリーツヒ兩州の如き、其れよりも早くよりレフェレンダムの現制類似のものが行はれて居つた所もあつた。要するに今日の謂ゆるレフェレンダムの觀念は、主としてルソーの民約主義に胚胎し來つたものと思はれる。ルソーは世の謂

ゆる代議政治なるものには感服しない人であつた。彼れは其の民約論に於て、英國人は自由を誇つて居るけれども、彼等の自由は本當の自由ではない、なせなれば其の自由なるものは議員を選挙する時だけの自由であつて、一たび選挙して了ふと次の選挙まではどうすることも出来ぬからである、本當の自由なるものを現實にせんと欲せば、法律は須らく人民が直接に作るべきである、といふやうなことを説いてあつたやうに記憶する。ルーソーの學説は其の同胞たる瑞西人の腦裡に深く印刻せられ、其れが基となつてレフエレンダムの制度が出来揚つたものと見える。

尤も均しくレフエレンダムにしても、普通の法律を國民一般の投票に附する制度は、既往六十有餘年以來主として瑞西の專賣であるが、憲法を國民の投票に依つて決するといふことは、ずつと以前より瑞西にては勿論、他の國にも幾多の實例があつたのである。前述の米國の如き、將た佛國の一七九三年、一七九五年、一七九九年、一八〇二年、一八〇四年、一八一五年の累次の憲法は皆人民の決裁に附せられたものである。然しながら普通一般の法律をも國民一般の投票に附せやうといふことに就ては、佛國の一七九三年の憲法には其の明文があつたけれども、曾て實行されたことはなく、他の國にも相例はないやうである。輒近英國の上院權限法案の喧しかつた時にも、噂ばかりで遂に本物にはならず済した次第であるから、今日にては先づ瑞西が其の唯一の標本と云はねばなるまい。のみなら

ず瑞西の各州には、今のレフエレンダムを沿く實施するに至れる以前に、既に國民一般が法律の施行に對し不認可權(Veto)を行つて居り、其れが段々今このレフエレンダムに化して來たといふ事實もある。レフエレンダムもヴァイトも歸著する所同一のやうであるが、形式に於ては幾分の差異を認めねばならぬ。謂ゆる不認可權では、投票の結果で或法律を施行す可らずといふ青票の数が投票權者の總數の過半を占めて居つた場合に限り、其の法律は死するので、棄權者あらば之を賛成者の方に算入するのである。然るにレフエレンダムにありては、賛否孰れかを投票せしめ、其の現に投票せられたる白青兩票の多寡に依り當該法律の運命が決めらるゝので、棄權者は棄權者として賛否孰れにも入れない。是れがヴァイトとレフエレンダムとの間に於ける重要な一差異である。

レフエレンダムにも任意的のと強制的のとの二種がある。任意的のレフエレンダムとは、國民の若干數が當該法律をレフエレンダムにかけて欲しいと請願に及んだ場合に始めてかけるので、強制的のは凡そ法律は請願の有無に拘はらず否でも應でも一旦之をレフエレンダムにかけざる可らずといふのである。瑞西で州の法律をレフエレンダムにかけた先祖は一八四四年のヴァレー州で、其のレフエレンダムは強制的のものであつた。其れから各州でも段々と是れが流行して或は強制的を可とし、或は任意的を妙とし、各州隨意の主義を執るに至つた。概して言ふと日耳曼系の諸州に於けるレフエレンダ

ムは強制的で、佛蘭西系の諸州のは隨意的である。憲法改正の場合だけは何處でも強制的になつて居る。以上は瑞西各地方の話であるが、瑞西聯邦でも一八七四年に遂に任意的レフエレンダムの制を採用し引續き以て今日に迫んだ。但だ聯邦憲法の改正に至つては、是れ亦州憲法の場合と均しく強制的レフエレンダムに依ることになつてある。

如何にしてレフエレンダムを行ふかといふに、瑞西にては議會を通過した法律は政府之を公布する、是れには何も不思議はない、が政府が之を公布した丈では法律として尙ほ効力がない、其の公布後九十日間、當該法律の實施豫備期間である。此の豫備期間たる九十日の間に何の申出もないと、其の儘法律の効力が生ずるのである、が若し規定の頭数の要求があると、其の實施の可否をレフエレンダムに問ふて見ねばならぬ。故に瑞西では法律は公布後三ヶ月を経て實施の効力を生ずといふのが一般の原則である。尤も緊急の實施を要する法律とか、一般に適用するに非ざる特殊の制定事項とか、豫算とか條約とかいふやうなものは、勿論其れには及ばないことになつて居る。緊急の實施を要すべきや否やは議會で之を定める。議會でさう定めたいものは、政府之を公布すると同時に其の實施の効力を生ずるのである。が斯かる緊急の法律といふものは滅多にないから、大概の法律は先づ右の方法でレフエレンダムにかゝるべき法律であると云ふことになるのである。

レフエレンダムの要求を爲すを得べき規定の頭数は、各州の制は區々であるから暫く措き、聯邦政府にありては三〇〇〇人以上の公民若くは八個州以上の地方政府となつてある。然し州から要求する例は甚だ稀れで、レフエレンダムといへば概して民衆側から來るのである。レフエレンダムを要求せんと欲する者は、自筆で其の要求の次第を文書に認め、氏名を署し、公民たることを證明する地方吏員の奥書を添へ、法律發布の日より九十日以内に之を中央政府に送ればそれで宜しい。氏名は自分のみに限るので、若し他人の氏名をも書くに刑法に問はれる。中央政府は其の要求書が既定の頭数に達するといふと治く之を州政府に通牒し、全國一般の公民をして其の法律の可否に就て投票せしめる。投票は告示の時より少なくとも四週後の日を期し、全國同日時に之を行はしめる。投票は一定の用紙を地方政府から管下の公民に配布し、公民は之に書入れて投票函に投ずる。地方政府は投票の結果を十日以内中央聯邦政府に報告する、聯邦政府は各地方の投票の結果當該法律の實施を可とするものが多數であれば、法律の効力が其の儘直に生ずるし、不可とするものが多數であると、一旦公布したる法律も之を實施せずして廢案として葬つて了ふ。而して聯邦政府は何れの場合に於ても其の結果を公示し、併せて次期の聯邦議會に報告する義務がある。

レフエレンダムに關する最近の統計數字は今詳でないが、ドブローアジユの著書に依ると、瑞西に於

て現行聯邦憲法實施の一八七四年四月十九日より一八九六年十月四日に至る約二十二年間に、憲法其他法律の改定百九十五件中、レフエレンダムに問はれたもの三十八件、其の内否認の運命に遭つたもの二十三件とある (Deplolige, *Le Referendum*, p. 156) 即ち憲法及び法律の改定總數の約二割はレフエレンダムにかゝり、而して其の内約一割二分は廢案となつた勘定である。如何なる種類の法律が概してレフエレンダムに於て通過し、又は否認せられたかに就ては、ローウエルの説に依れば「瑞西に於ける國民投票の歴史に徴するに、苟も急激な法案である之を否認するといふ著明な傾向がある。是れは頗る研究に値する事實である。即ち瑞西國民は實際其の代表者より一倍の保守的思想を有することの結果である。斯く急激を嫌ふといふ事實は、一般人民から歓迎を受けさうな筈である工場法其他職工の状態の改善を期せんとする法令を、不思議にも人民が否決したことの例に於て立證せられてある。此の次第を説明せんが爲め瑞西の工業地であるチュリツヒの例を擧げんに、同州にては一八七〇年に職工の労働時間を十二時間以内に限り、且女工を保護し、學齡兒童の使用を禁止するの規定ある工場法を制定公布したる所、州民投票では之を否決して了つた。一八七七年には聯邦議會で略々同様の規定を内容とする工場法を通過したる所、之に對しても同州の人民は反對の投票をした。一八八一年には同州で職工の疾病に對する強制保險、職工と工場主との關係等を規定せる法律を拵へた

所、是れも亦否決の運命に遭ふた。其他彼等は公立學校に於ける教科目を増加するの件、兒童の爲めに教科書を無料支給する件をも否決したること一再に止まらぬ』とある (Lowell, *Ibid.*, Vol. II, pp. 265-7)。又多年瑞西の内閣員で同國有數の學者であり政治家でもあるドロウといふ人も、其の著書に『工場法、酒精法及び職工強制保險法の改定に係るレフエレンダムの通過は、急激なる法律の實施を人民が賛成したといふ一事例とも云へるが、更に傳染病法、教育法、中央鐵道買収に關する契約、同業組合及び憐寸專買に關する法令の改定等にして聯邦議會を通過せるものをレフエレンダムで否決したのは、人民が急激なる法律を好まないといふ好適例である』と述べて居る (Droz, *Etatsisme et Liberalisme*, p. 464)。聯邦工場法は其の後全國多數の投票で成立はしたが、要するに資本家の利害や何か甚しく混じ、餘ほどの難産であつたらしかつた。のみならず瑞西國民が急激な法令を好まず、概して保守的思想であるといふことは、他の批評家も往々いふ所であるから、是れも或は其の有力なる一原因であつたかも知れない。其れからレフエレンダムをやるに際し、棄權者の出るのは無論避く可らざる數であるが、同じレフエレンダムにしても既往累次の實例に徴すると、棄權者の最も少なきは宗教に關する問題の場合だそうで、次は一般の政治問題、次は鐵道問題、其の次が教育、更に降つて財政經濟問題となり、普通の行政的法律に對するものとなると棄權者が最も多いといふことである。是れ蓋し國民

の思想、及び自身の利害を感ずるの厚薄如何に職由する現象であらう。

最近のレフエレンダムの實例は、職工の疾病及び災難に對する強制保険法である。此の強制保険法は一九〇〇年(明治三十三年)の五月レフエレンダムに附せられた所、大多數にて否決せられた。爾來瑞西政府は原案に幾多の修正を加へ、殆んど毎期の議會に提出し、遂に一九一一年(明治四十四年)六月上院にては満場一致にて、又下院にては十二票に對する百三十六票の大多數にて、孰れも政府案を通過せしめた。然り而して之を公布するに迫んで、國民の要求に依り之をレフエレンダムに問ふことになつた。所が同法に對しては、當初より當業者間に少なからざる苦情が聞こえた。雇主には職工の保険料掛金支拂の保證の責任がある、是れは酷であるといふ説。職工の災難は必しも工場内の現業中に於て發するものと限つてない、是れでは範圍が廣過ぎるといふ説。瑞西國內には二十萬人からの外國職工が居るが、是れが矢張り瑞西人である所の職工と同様に保険掛金に對する政府の補給の利益に均霑する、是れは他國にも例のないといふ説。殊に政府は本法に依つて疾病及び災難に係る保険を政府の専占事業にする(本法の規定に依れば、政府はルセルンに保険局を設け、本保険は一切同局のみの取扱に屬せしむとある)のは不都合であるといふ説。此等の諸説は反對論者の盛に唱へた所であつた。斯かる次第で賛否の論は國內到る所に起り、商業會議所其他各種の商工業團體では之に關する種々の

決議や建議などを爲し、レフエレンダムの制始まつて以來未だ曾て其の例なき程の熱心を以て評論討論に上つた。が愈々レフエレンダムの段となつた末、翌一九一二年(明治四十五年)の二月四日の開票に於て、約二十三萬八千に對する二十八萬五千の多數で同法は國民の確認を受け、茲に天下晴れての法律となつた。而して其の賛否の色別を見ると、日耳曼族の瑞西人は概して賛成の投票を入れ、佛蘭西系統の瑞西人は多く反對の側に立つたと聞いた。

レフエレンダムの利害に就ては、學者や政治家の間に種々の説がある。或はレフエレンダムは立法議會の責任の觀念を輕からしむるの弊ありと論し、或は兎角棄權者が多いので、ほんの形式一片の投票に過ぎないとも唱へ、或はレフエレンダムを行ふ費用は輕からずとて之を非難する論者もある。レフエレンダムの費用に就ては、一九一二年八月に公刊せられた濠洲に於けるレフエレンダムに關する英國の議會文書(Ct. 5678)の中に有益な調査が載つてある。之に依ると濠洲政府の下に於て既往行はれたるレフエレンダムにして、議員の總選舉と同日に行はれたものは其の經費も五千磅を出でぬが、總選舉と離れて別に行へるものにおいてはその十倍、即ち約五萬磅を要せりとある。急を要せぬ法律などは、總選舉の如き場合を利用するのは成程一策かも知れない。兎も角もレフエレンダムの制に關する利害は、所説紛々今に歸一する所なきの姿であるが、前掲のドローの如きは最初はレフエレンダ

ムの崇拜家であつたが、多年實務の局に當れる間に漸次其の弊を認むるに至り、遂に其の所説を一變し、レフエレンダムの制は徒に俗論國を誤るの基をなすこと、專業政治家の産出を促すこと、公衆に冷靜の考なく、豊作の時には機嫌が好いが凶歉の歳などには無茶なことをやるといふ弊あること等を挙げ、唯だ幸に瑞西國民は甚しく之を濫用した場合が既往少なかつたから、全體から差引いて見るとレフエレンダムは善い方に利用せられたと斷じて居る。是は頗る穩當な説のやうである。又去る一九一〇年(明治四十三年)の末、英國に於て上院權限問題が囂しく、同時にレフエレンダムの當否の論が盛に論議せられた頃、ジュネーヴ大學のロージ教授(Prof. Roget)がレフエレンダムの運に關し、英國の知人に寄せたる書翰なるものが同年十二月二十二日の『タイムズ』に出て居つた。其の要領は「何故に瑞西にレフエレンダムの制が發育せしやと申すに、先づ御承知ありたきは、我が聯邦政府は成典の憲法及び二院制度の議會の上に立ち候ものなるも、實際に於て政黨政治に無之ことに御座候。七名の内閣は三年毎に議會に於て選舉せらるゝものにして、内閣議長たる大統領も亦同様に有之、而して内閣員は其の政策が議院に於て敗らるゝも、將たレフエレンダムに依つて人民より否認せらるゝも辭職は不致、内閣には自由黨員も保守黨員も相並んで閣僚たるのが普通に御座候。而して議會を顧みれば、急進黨は一八四八年以來引續き今日に至る迄議會に於ても選舉區に於ても常に多數黨たるの位地を占め來り

候。レフエレンダムなるものは即ち歴代の保守黨及び少數の加特利教黨の民主的利器にして、政府及び議會の政策が其の腑に落ちずと認めたる時は彼等兩黨は相結んで此の利器に訴ふるを常と致來候。我國に於けるレフエレンダムの實際の運用は斯かる次第にして、之に依つて國民的進歩の搖錘を中心ペンギンに引戻す仕掛に御座候。唯だ我國政界は、例へば農民黨は都會黨と其の數を同うし、加特利教黨は新教黨ほどの數はなきも、去りて之を藐視するには聊か力強く、選舉區の十分の一は社會黨にして三分の一は保守黨なりといふが如く、政界の空氣は空氣其れ自身に於て互に相制し、相調和するやうに出來て居ること注意すべき現象と存候。英國の如き政黨關係の國にありては、レフエレンダムなる語は甚しき不満足レフエレンダムの解釋に陥るべき歟と被考候……將又我國には謂ゆる貴族院なるものは無之、隨つてレフエレンダムに依つて之を控制せねばならぬ程の憂慮は、曾て我が進歩的民主政治の上に感したること無之候。思ふに貴族院とレフエレンダムとは調子の相合はざるものに候こと明瞭に有之、レフエレンダムにして自由且善意のものたる限り貴族院は無用にして、レフエレンダムの爲めに寂滅するに至るべきものと存候……我國の上下兩院に於て其の多數を制するものは、前述の如く一八四八年以來常に同一政黨なるが故に、兩院間に不和ありとするも、曾て重大なる事態を惹起せしこと無之、隨つてレフエレンダムをば兩院の各所見を人民に訴ふるの具に供するが如きは本來の性質に候はず、レフエ

レンドラムを用ゆる場合は、常に一方議會と内閣と相結んで他の一方の人民に對立するといふ關係に御座候。我國の議院は各州より二名宛選出せる議員にて組織せられ、而して其の議員は事實に於て當該州の行政府に會て屬し、又は現に屬する者なるが故に、約まり各州政府の代表者の集團にして、人民側の代表機關とは互に相反するものに外ならず。此の上院と下院とが相合し、之に政府が加はり、三者一となりて人民の權利と相容れざる官僚的立法を爲すが如き場合に始めてレフエレンダムを用ひ且其の有效を示し來れる次第にして、瑞西人は之に對し常に兩院を同一視し、其の間に特制を設けたるもの無之候」とあつた。是れ亦學者の所見として幾分の眞理を含めるやうにも思はれる。

第九節 イニシエーチーヴ

レフエレンダムの外之と似て非なるイニシエーチーヴ(Initiative)なるものが尙別に瑞西にある。レエレンダムは上來申述べたる所に依り明瞭であるが如く、約まり民衆が議會の制定したる法律を認否する權利の行使であるが、イニシエーチーヴは民衆が進んで法律を發案するの動作である。即ち若干の人民が一法律を案出し、一般の投票で賛成を得ると、議會が之に反對であつても其れが法律となるのである。此のイニシエーチーヴなるものは、一八四五年に瑞西のゾー州でやり出したのが濫觴で、

爾來各地に傳播し、今では二三の州を除く外各地到る處に此の制がある。中央聯邦に於ても、憲法改正の問題に就ては矢張りイニシエーチーヴが行はれる。聯邦憲法第二百十條の後段に「五萬人以上の人民の要求ある場合には、憲法改正の可否を人民一般の投票に附すべきものとす。其の改正を可とするの投票多數なるときは、改正案起草の爲め兩院議員を改選すべし」とあるのは即ち其れである。故に民間で憲法の條項を改正してやらうと思ふ者は、五萬人の同志を集めて其の旨を議會に要求する。唯だ改正の趣意だけを述べて之を要求しても善ければ、別に改正案を具して要求するも妨げない。議會が直に其の要求を容るれば其れ迄である。けれども議會の意見か之に反對であると、右の五萬人の要求をば更に民衆一般の投票に問ふの手續をせねばならぬ。而して其の投票の結果改正可なりといふに決せらるゝとする、さうすると議會が其の意に反してでも改正案を起草するなり、將た民衆の提出せる成案を採るなりする。而して之か批准を更に一般民衆と各州議會とに求めねばならぬのである。憲法には兩院議員を改選すべしとあるが、私の聞いた二三の例では、孰れの場合にも議員の改選は行はれて居らぬようだ。或は改選を行はなくても差支ないといふやうな單行法か慣習法が其の後出來たのかも知れないが、今一寸其の調べがつかない。要するに聯邦の關する限りに於ては、イニシエーチーヴの制は憲法の條項の改正問題のみに適用せらるゝので、普通の法律に就ては其の適用を認めない。此

の點に於て中央聯邦の制は地方の各州と趣を異にして居るのである。

第十節 括言

瑞西の政治組織は、以上論述したる所で其の一斑を窺知することが出来るであらうと信ずる。今本章を終るに臨み、結ぶに瑞西の政治状態を概括的に評せるローウエルの所觀を以てしたいと思ふ。其の評に曰く、『瑞西聯邦政治は、全體から云ふと世界に於て最も成功せる民主政治である。瑞西には歐洲の他の國に於けるが如き政治的異分子といふものがない。若し強ひて異分子と稱すべきものを求むれば、眞に僅ばかりの無政府黨員あるに過ぎない。而も其れすら外國人である。要するに瑞西にては國民は太平を謳歌し、政府は愛國的で先見あり手腕あり、經濟的で定見を有し、政黨政派の消長に依つて其の方針を變ずるが如きことはない。瀆職や獵官といふが如きことは、瑞西には殆んど見ることが出来ない。官吏は其の技能に依つて任用せられ、其の任に堪ゆる限りは在職する。而も官僚政治の弊害なるものは曾て之に伴はない。斯の如きは畢竟瑞西國民の自治政治の能ある所以を示すものにして、同時に治者の公正にして且爲政の才あることの證據と認むべきである。瑞西には他國の往々遭遇する如き幾多の面倒がない。瑞西は小國である。人間が多くなると自治政治も面倒になるものである

が、瑞西には其れがない。殊に瑞西國民の社會状態は、民主政治に最も能く適して居る。富は平等に分配せられて居る。大都會、大工業地でもあると賤民も集中し、無學、貧困、罪惡といふ厄介が相伴ふものであるが、瑞西には其れがない。他からの移住民も少ないので、土地の法令慣習に馴染まぬ寄食者といふものが殆んどない。人民は全く固定的である。國內の甲地より乙地に轉輾流浪し、社會的境遇が上つたり下つたりするやうな者は稀れである。今日の瑞西は、昔日のニュー、イングラントの状態に能く似て居る。社會の状態は先づ平均して居る。教育の程度も高い方である。政治的經驗にも富んで居る。瑞西の政治家は其の事業及び成功に對し至大の賞讃を受けるだけの價値は確にあるのである。唯だ夫れ瑞西の事之を世態情勢の相異なる他の國に施して同一の成果を期待せんとせば謬りである云々』(Lowell, *Ibid.*, Vol. II, pp. 334-6)。大體は當れる説と思ふ。殊に末段の一句は確に其の通りで、瑞西の政治状態には縦し如何に美風長所ありとするも、世態情勢の相異なる他の國に於て直に取つて之に倣ひ得ると思はば勿論間違である。唯だ瑞西は歐洲最小國の一、世人は山川の秀靈、風光の絶勝なるを知るも、其の政治組織に至りては奇勝佳景の割合に之を審にせざるやうであるから、私は今日此の際を機として態と其の梗概を紹介したる次第である。

第十二章 瑞西の軍備及び財政

瑞西の政治組織を述べた序でを以て、同國の軍備と財政の概要を御話し申さうと思ふ。

先づ以て軍備であるが、瑞西では軍務省なるものが中央にあつて全國の兵事を統轄して居る。が瑞西には古來常備兵が有る譯でない。瑞西は海を有つて居らぬから、海軍の無いのは勿論であるが、陸軍と雖も將校の外は常備の兵隊は無い。兵隊は無いが軍隊教育や軍制の設備は秀逸の方で、歐洲の中原に位して隣邦近國に對し更に遜色なしといふ説である。其の兵制は全國皆兵主義である。男子一定の年齢に達せば、特殊の官職に在る者を除く外舉げて兵役に編入せられる。兵役は現役、第一豫備、第二豫備の三種で、現役は二十歳以上三十二歳以下の男子悉く之に編入せられ、三十二歳からが第一豫備で、四十四歳まで續く。第二豫備は謂ゆる國民兵役で、十七歳より五十歳までの男子にして現役なり第一豫備なりに屬せざる者は、悉く其の中に入るのである。

此等兵役の服務法は如何といふと、男子二十歳に達せば六週間兵學校に入つて軍事教育を受けねばならぬ。翌年からは現役年間、隔年二週間づゝ召集せられて實地演習をやる。但し騎兵科は毎年十日間の召集及び演習である。三十二歳以後即ち第一豫備に入つてからは、毎年一回點呼を受ける、而して四

年に一度づゝ召集を受けて五六日間實地の演習をやる。是れが即ち瑞西の軍隊教育である。右の兵役に在る者は銃器刀劍類を一人前づゝ家に所持し、手入れを能く加へて置く義務がある。又常に射的を練習し、命中點數を定期に其筋に届出でねばならぬ。怠ると罰金である。瑞西には山間僻地到る處射的會があり、日曜や祭日には何處でも彼處でもポン／＼銃聲を聞かざるなきは其の故である。得點の多い者には其筋から賞典を賜はる。随分奨励は盡したものである。のみならず男子十歳から十五歳までは、苟も廢疾不具其の他身體に故障ある者に非ざる限り、其の居住地で兵式體操を義務的に稽古する。學校に通ふ兒童許りでなく、就學以外の兒童亦然りである。聊か古いが一八九六年(明治二十九年)の統計で見ると、瑞西の學齡兒童中兵式體操の出來ない者は全數の一割に過ぎずとある。斯かる風であるから、國に常備軍なしと雖も普通の軍隊教育は殆く國民の間に行渡り、全國皆兵主義は遺憾なく國內に行はれ、一朝事ある日には一令の下に二十八萬の兵を召集するの準備常に整ひ、愈々必要とあらば五十萬の兵を動かすことも差問なしとある。瑞西の廣域から云へば、是れ丈の兵があらば差當り國防上に充分であらう。尤も國防なるものは國際政局上に於ける國の位置、平たく云へば外交關係の如何に依つて伸縮のあるのは勿論である。然らば瑞西の對外關係は如何であるか。是れは別に述べることにする。

それから瑞西の財政である。瑞西政府の歳出科目は、憲法の明文でチャンと決まつてある。同憲法第四十二條に『聯邦政府の歳入は左の歳入を以て之を支辨すべし。(一)聯邦財産よりの歳入、(二)瑞西の國境にて徴收する聯邦關稅の歳入、(三)郵便及び電信の歳入、(四)火藥專賣歳入、(五)各州にて徴收する兵役免除稅の總歳入の半額、(六)各州への割當金。』とあるのが其れである。即ち瑞西聯邦政府の歳計では、斯く憲法所定の科目に屬するものを以て經常歳入として居るのである。

聯邦財産といふのは、國有の土地建物其他の官有財産である。是れから來る歳入は何程もない。聯邦政府の歳入は約一億法であるが、其の一半を占むるものは關稅である。けれども瑞西の關稅は概して收入主義で、保護主義ではない。瑞西の關稅政策は大體に於て自由貿易主義に近く、關稅率の如き、國民生活の必需品や農工業の原料品に對しては概して低率である。尤も其の稅率の組立方は、英國の如く若干の物目に重稅を課する外は多く無稅とするといふのと違ひ、殆んど一切の輸入品に對して殆ねく輕微の關稅を課するといふ方針で、其の輸入稅表には課稅品目として七百有餘種を引擧してある。が原料品の如きは概ね無稅である。輸出稅は木材、家畜類に若干を課することになつてあるが、其の額は輸入稅に比すると遙に少ない。國稅に次いで的重要歳入科目は郵便電信電話の歳入である。特に郵便の歳入は其の中最多の比例を占めて居る。瑞西の郵便制度は私には能くは解らないが、餘程

完備して居るさうで、國民の通信力は英國の次ぎ、則ち歐洲中第二位を占むと聞いた。火藥の專賣收入は一時多額に上つた時代もあつたが、今日では豫算の上に僅少の部分^を占むるに過ぎない。

兵役免除稅といふは、前に述べた軍隊教育を受けること^の健康上出來ない者、時々^の召集點呼に應ずる能はざる者などに課する稅で、國外に居住する者も其の課稅を免かれない。其の課稅方法は先づ一年六法の人頭稅として課し、次に純財産一千法以上ある者には一千法毎に一法半の割で財産稅として之を課し、又次に純収入六百法以上ある者には其の以上一百法毎に一法半の割で所得稅として之を課する。即ち三方から之を課するのである。尤も一人の兵役免除稅の負擔額が三種合して三千法に達すると、其の以上は免稅となる。それから三十二歳以上四十四歳以下の者、即ち第一豫備役の年齢に入ると、其の負擔が半額に減する。此の兵役免除稅は各州地方政府に於て之を徵集し、其の一半は之を當該地方政府の歳入となり、他の一半は中央聯邦政府の歳入となるのである。又各州への割當金といふは、各州地方政府が管下に賦課する各種直接稅を目安として中央聯邦政府の之に賦課する一種の附加稅である。尤も其の直接稅のみが唯一の目安ではなく、之を割當てるに方り土地の狀勢、富力の多寡等を廣く斟酌し、然る後人口當てにて其の割合を査定するのである。之を具體的に云ふと、各州を九級に分つ。九級といふのは人口一に付最低十參^{サシテム}より最高九十參の割合である。ユリ州の如き人口稀薄

の山嶽地方は其の最低級とし、ベルン、チュリヒ、アールガウ、ヴァウド、ノイシャール等廣域富庶の諸州は五十參の級となり、人口殊に稠密で、産業の最も盛なるバーゼル地方は最高の九十參の級である。斯く各州を等級別にし、然る上此の割合に依つて各州から其の人口數に比例して當該査定額を中央聯邦政府に納めるといふ譯である。其の査定の上は直接税に對する附加税であるけれども、結果に於ては一種の人頭税に外ならない。

瑞西では酒精は政府の専賣事業である。即ち政府は酒精の製造及び卸賣の權を一手に握つて居る。尤も酒精製造の原料たる果物の種類に依り、政府は園藝獎勵の意味で其れから酒精を製造することを人民に許してあるものもあるが、穀類、芋類、其他上等の原料から酒精を製造することは、聯邦政府の一手事業で他に許さない。政府で製造した酒精は政府が定價で卸賣をする。酒精の小賣商は、地方政府より營業免許を得、且賣揚高に應じて税を納めねばならぬ。斯くて酒精専賣より來る収入は、聯邦政府悉く之を各州に配當する。各州地方政府は其の配當額の少なくとも一割を社會的矯風事業に投じ、其の成績を聯邦政府に報告すべき義務がある。要するに酒精の専賣は聯邦政府の事業であるけれども、其の収益は總べて地方政府に入るのであるから、其の性質に於ては一種の地方税に屬するものと見る方が當れりだ。

瑞西聯邦政府の歳出で割合に多額の經費と思はるゝものは軍事費である。軍事費は總歳出の約四分の一を占めて居る。國に常備の兵なく、國際政局面に永世中立の保障を有する瑞西の如きにおいて、軍事費に多額の豫算を見るといふのは奇と謂へば奇である。が謂ゆる永世中立を嚴正に維持し、外國をして其の領域を利用せしめざらしむるには、矢張り相當の費用を要するに相違ない。軍事費に次いで内務費である。土木教育等の事項に大分金を掛けて居るから、内務費としての經費の大なるは怪むに足らない。尤も瑞西にては、教育は主として各州地方政府の經費に俟つことになつてあるから、教育の普及發達彼れが如きに顧みると、聯邦政府の豫算の上には教育費は割合に少額の計上に止まるやうである。

瑞西の國債は之を他の列國に比すると是れ亦極めて少額の方である。現在の國債額を以て之を三百萬の人口に比すると、一人前僅に十五法を負擔して居るに過ぎない。況して其の利子は孰れも低利であるから、國債の負擔は瑞西國民の現下敢て歎せざる所のやうある。殊に其の國債の大部分は鐵道公債である。瑞西は一八九八年(明治三十一年)に鐵道國有法を制定公布し、一九〇三年(明治三十六年)に全國の五大幹線を買收し、斯くして全國の鐵道を悉く國有にした。政府は之か爲め七億二千五百萬法の鐵道公債を發行したが、其の買收したる線路は孰れも利益の多い鐵道で、其の収益は以て優に公

債の利子を償ふ次第であるから、之に依つて生じたる國債の増加は、事實に於て瑞西國民の苦痛とせざる所である。

終りに瑞西各州の地方財政の歳入科目をいふと、各州固より一様ではないが、概言するに各州共に其の歳入科目は第一は各財産よりの収入、第二は特許金及び專賣收益金、第三は直接税、第四は間接税である。特許金とは漁業、狩獵業、鑛山業、森林業、水力業等に對する採獲利用の特許税である。專賣の收益は前に述べた酒精の專賣、それから鹽の專賣、是れは瑞西各州を通じて冷く行はるゝ制度である。直接税には地稅、財産税、所得税、人頭税、相續税、兵役免除税等がある。間接税に至つては各州全く其の揆を一にしない。其の名目の如き亦頗る雜駁多端である。

第十三章 雜駁なる諸民族

歐羅巴大陸は地理學上の理屈から推して、大陸に非ずして亞細亞大陸に附屬する大半島であるといふ説もあるが、然し文明の現勢や國際政治の位地からいふと、今では亞細亞の方が歐羅巴大陸に附屬する一大半島なりとの論も出るかも知れない。が普通には歐羅巴も亞細亞も共に大陸としてあるから、矢張り大陸として待遇するのが當り觸りない所であらう。熟々惟るに歐羅巴大陸なるものは、其の形狀は何のことはない洋裝の佳人が亞細亞洲に尻を向けて亞米利加大陸に向つて御辭儀をして居るやうな姿である、即ち西班牙をば顔面とし、佛蘭西が頸から肩で、伊太利が左手で、獨逸が背、埃匈國が腹、露西亞が尻以下で、ウラル山脈が兩足か裾の邊であると擬すれば大體の似繪が描けるのである。中欧の維納は胃袋といふ所であらう。さうすると臍から下腹へかけて腰の邊に位する所が兎角の問題たる巴爾幹半島である。歐洲の六大強國其他西葡蘭丁瑞西等諸國を外にすれば、自餘の羅塞勃黑希土の諸國は悉く集まつて此の下腹以下の所で終始蠢動して居るのである。自體歐洲大陸は見方次第で種々異つた分割が出来る。或は歐洲を東經二十七度で東西に分ち、其の以西を西歐羅巴とし、其の以東ウラル山脈までを東歐羅巴とするものもある。又同大陸を太平洋地方(佛、白、蘭)、波羅的地方(露、

獨、諾、瑞典、丁、南半島地方(西、葡、伊、巴爾幹諸邦)、中央地方(埃、匈、瑞西)の四部に區分するものもある。が私は今學者の區分法を離れて勝手に範圍を定めて見たいと思ふ。政治地圖の色別は必しも山嶽河海の配置と一致する譯にも行兼ねるから、多少の出入凹凸は恕することゝし、即ちアルプスからダニュブの流域一帯の地を中心とし、昔の謂ゆる羅馬帝國の版圖より巴爾幹半島に及ぶ所、假に之を中欧及び東歐といふことにする。羅馬帝國といへば波蘭の舊領土を除ける今の獨逸、埃太利、和蘭、白耳義、瑞西と伊太利の西北の一部とを合く包括し、北は波羅的海より南はヴェニス國を挟んでアドリア海と地中海とに突出せる大帝國であつた。故に中央歐羅巴といへば、國別にすると重に瑞西から埃太利、匈牙利あたり迄を指すのであるが、中央歐羅巴を論ずるとなると、歴史の沿革や其の他程々の關係から、勢ひ今の獨逸聯邦内にも切込まざるを得ざるに至り、延いては獨逸全國をも舞臺に上げてみないと晴點を缺くの憾がある。然し私の茲に述べんと欲するのは、中欧の瑞西、獨逸、埃匈國、東歐の塞、羅、勃、黒、希、土諸國の雜駁なる諸民族の一斑に過ぎぬのであるから、歴史地理上の嚴正なる區劃には深く拘泥しない積りである。

中欧及び東歐を説くには、アルプスとダニュブの形狀を一通り述ぶるの要がある。アルプスは中欧と南歐との分水嶺である。此の分水派はモンブランの高嶽を起點として別れて三方に走つて居る。其

の西に走るものはモンブランより地中海に至り、中欧に向つて走るものはモンブランよりアルプスの中樞たるサンゴタル連峯を経て埃領チロルのブレンナー嶽に及び、東に走るものはブレンナー嶽より匈牙利の高原に入り、一はアドリア海に落ち、一はダニュブ海に至つて終るのである。此の東方嶺脈中には、我が富士と畧、高度を相等ふするクロツスグロツクナー山が屹然チロルの東境に聳へて居る。が東方嶺に至りて峻山高嶽は漸く減すると同時に本脈は更に散亂し、タニユブ流域に位する匈牙利の沃野を包んで幾多の細脈は左右に展開する。ダニユブは水量に於て歐洲に冠たる大河で、其の淵源は遠く之をバーデンの謂ゆる黒森に發し、東流してバイエルンの平野を貫き、進んで埃匈の境上プレツスブルクに至るもの之をタニユブの上流とし、プレツスブルクより東南に屈折し、降つて匈、塞、羅の境上オルソヴァに至るものを其の中流とし、其れより東に向つて進み、終に黒海に落つるものはタニユブの謂ゆる下流、即ちワラシア、ダニユブの稱あるものである。其の黒森を發してより黒海に落つるまで延長約二千哩、アルプスの幹支嶺脈は之が水源を涵養し、其の水流はエルベ、タイスの諸流と共に北はベーメンの平野より東南は羅馬尼、勃牙利に至る一帯の流域を豊饒にし、兼ねて東歐市邑の交通上に寄與する所極めて大なるものである。

アルプス山上のサン・ゴタル(S. Gothard)といへば、中欧の山脈の東西南北より來つて一點に集中す

る樞軸の所である。明治四十四年の初春、私はサン・ゴタルの峻嶺より天下の一大勝景を賞さんと欲し、ブリエンツ湖畔のマイリゲン驛を拂曉に發し、タキシを特に緩走せしめつゝ、ゲツシエネン驛に到る約十八里の謂ゆるフルカ街道を過ぎた。巉々たる山路より眼を四方に放つと、中欧山河の形勢殘雪斑斕の間に歴々手に取るが如しだ。遙にアドリア海に落つるポー河の奔流は足元に咆哮にて居る。ダニユブの親類筋であるイン河の本源も其の路條にある。他の一方を見ると、追てはラインに合して北海に注ぐ所のロイスの清流があり、又遠く南佛を貫いて地中海に落つるローンの長江がある。此等山河の別るゝ所は即ち民族の別るゝ所である。ローンの流域に住むものは主として佛人種（大約六十萬）である。ザアウド、ジュネーヴ、ニウシアテル諸州の全部及びベルン、フリーブルク、ヴァレー諸州の一部は即ち其れである。ポー河の流域、例へばチシノ州の全部、グリソンス州の一部は即ち伊太利人種（大約十五萬）である。イン河の上流、例へばグリソン州の一部に住する者（大約四萬）の言語は、タニユブ河口の羅馬尼人の言語と訛りまでも之を一にして居る所もある。其の餘の地方即ちラインの流域に屬する者は舉げて日耳曼人種（大約二百萬）である。斯の如くにしてサン・ゴタルの山脈は河流と民族を四方に分射する車軸の位地に立つて居る。之より歸納し瑞西なる國は、民族の上に於ても地理の上に於ても正しく歐洲の中央であつて、眞の中歐國と云へば瑞西が即ち開卷第一に現はるゝ譯である。

何をか民族と謂ふと云へば、政治學上には種々の解説あるが、要するに言語、思想、歴史、文明等を略々共通に有する同一系統人種の集團と見れば甚しき謬りはない。單に血縁の淵源を同ふする人種なるものより幾分か狭い意義である。學理上此の區別を許すや否やは斷言出來ぬ、のみならず實地に當ると此の區別には必然幾多の例外を認めざるを得ない。が兎も角も暫く此の意義に於て兩語を大體に區別し、茲に民族の概觀をやる積りである。瑞西はサン・ゴタルを中軸として前述の如く各民族を其の相異なる各方面に分射して居る。然り而して歐大陸は更に瑞西を中心として其の言語を異にし、思想を異にし、信仰を異にし、文明の感化、文明の潮流を異にする各種民族を各方面に基布し居るのである。歐大陸は其の民族の雜多、雜駁、雜糅せる點に於て亞細亞大陸や亞米利加大陸の上に一頭角を抽んづるの概がある、殊に歐大陸の中部より東部にかけて然りである。私は維納に行つた當初、特に氣付いたことは同じ埃國人と云ひ乍ら、同じ歐洲人と稱し乍ら、其の相貌骨格の殆んど千篇千律なることであつた。街路で擦違ふ男女も、電車内で相對する老弱も、其の雜駁多端なること逆も同一の畠より飛出た民族の集團なりとは認め得ない。旗亭の食卓を覗いても秦楚卓を圍み、吳越肘を交ゆるの風がある。行軍の兵士を見ても、同一の兵料に屬する兵隊であつて土耳其式の赤帽を戴くボスニア

兵もあれば、山高帽子に鳥の羽をつけたチロル兵もある。嘗に塊都のみでなく匈牙利にても、巴爾幹諸邦にても、土耳其にても、在住民族の雜種混淆なることは豫想の外にある。由來歐大陸の民族は、一口に歐羅巴人といふものゝ之を大別すればアリアン族、蒙古族、セミチツク族の三大民族となる。蒙古族は土耳其の阿士曼族、匈牙利のマガヤール族、其他芬蘭に於ける若干種族である。セミチツク族は太古ノアの息子のシエムの苗裔と稱する一族で、歐洲に於ては各地に散在する六百萬の猶太人が之に屬する。が蒙古族とセミチツクの兩族は暫く別としてアリアン族、謂ゆる白哲人種なるものゝ分類は、其の分類の標準に依つて固より一様でない。或は骨格に由り、或は言語の系統に基き、或は縦斷し、或は横斷し、簡單にいへば或は人種的地見地より、或は民族的地見地よりして種々の細別をする。茲には假に最も通俗的分類法に依り之をチユートン族、スラヴ族、羅甸族、セルチツク族の四民族に類別することとする。特にチユートン、スラヴ、羅甸の三民族は、今日歐洲に於けるアリアン族の主要なるもので、其の各人口及び割據地方を擧げると大略左の如くなる。

チユートン族
(大約一億二千六百萬)

- 一、日耳曼族(和蘭人、フリースランド人、フレミツシ人等も之に屬す)
- 二、スカンヂナヴィア族(丁抹人、瑞典人、諾威人等之に屬す)

アリアン族

スラヴ族(大約一億一千萬)

- 三、ブリットン族(蘇國人、愛蘭人の大部分之に屬す)
- 四、東スラヴ族(主として露西亞本土人)
- 五、北スラヴ族(或は東スラヴ族に對して之を西スラヴ族ともいふ。ペーメン人即ちチエツク族、メーレン人、波蘭人等之に屬す)
- 六、(南スラヴ族(クロアート人、塞耳比人、勃牙利人等之に屬す))

羅甸族(大約一億)

- 一、伊太利人
- 二、西班牙人
- 三、葡萄牙人
- 四、佛蘭西人(ブリツタニー地方を除く)
- 五、ワラシア人(羅馬尼)
- 一、佛蘭西の西部
- 二、英、愛蘭の西部
- 三、蘇格蘭の西北部

セルチツク族
(大約三千七百萬)

以上歐大陸諸民族の配置を詳細に覈査すると、更に一層複雑混交の状態を見るのである。例へば東西の如きは羅匈族と日耳曼族と、白耳義の如きはフレミツシ族と羅匈族との孰れも共同國である。奥太利は日耳曼族とスラヴ族との混戦地である。スラヴ族に至りては東南北の三部に分れて屹然日耳曼族と對立の概がある。露西亞の大部分は東スラヴ族である。東スラヴ族に對し西スラヴ族、一名北スラヴ族に屬するものは波蘭から奥太利の北部、即ちチエツク族と稱する民族の地一帯が其れである。又之に對する南スラヴ族は奥匈國の南部より巴爾幹半島にかけて廣く蟠まつて居る。或は此の南スラヴ族に對し、東西南スラヴ族を合し北スラヴ族と稱する者もある。即ち南北南スラヴ族は日耳曼族、マギヤール族、羅馬尼族を中間に介し劃然相別るゝの姿である。若し夫れ東歐の政局、殊に巴爾幹半島の現在及び將來を考察するに方り、特に研究を要するものは此の南スラヴ族である。南スラヴ族は更に分れてスローヴェン族、クロアト族となり、別に塞耳比族外二三の小細別を見、合して頭數千五百萬乃至二千萬と算せられ、之を國別にすると奥匈、塞、黒、勃、土の東歐六ヶ國に亘るのである。塞、黒、勃諸國の住民は擧げて本民族である。奥匈皇國の新領土ポ・ヘ兩州も過半は然りである。其の他奥太利のイストリエ州、ダルマチエン州の大部分、特に匈牙利のクロアシエン、スラヴオニエンの如きは其の尤たるもので、之が爲め匈牙利政府の其の統治上兎角矢釜しき問題となる次第は天下周知のことである。

のことである。

一民族で一國家を構成するといふ國は、寰宇の上に於て今日は極めて稀である。少なくとも文明國なり列強の一員なりの株を有する國にありては、其の例は殆んど無いのである。列國擧げて帝國主義、利權擴張策を以て外政方針の要義となして居る今日に於ては、一民族一國家主義は到底國際競争の許さぬ所である。我國も日清戦争後には臺灣を加へた。日露戦争以後は朝鮮を加へた。之に依つて我國は最早單一民族國ではなくなつた。民族は或は單一であるかも知れぬが、少なくとも單一一人種國ではなくなつた。歐洲列國亦單一民族にて國を成すものは一もない。程度こそ異なれ孰れも異種民族の國內に犬牙錯糅せざるはなしだ。其の結果として國家は領内異種民族を渾然同化せしめ、打つて一團となして外に當らしめんとする。民族は動もすれば國外所在の同系民族と結び、現在所屬の國家より獨立して別に民族同志の合一を謀らんとする、即ち國家より觀たる民族同化主義と民族より觀たる民族合一主義とが動もすれば相衝突し、相反撥し、依つて以て内治外交上の難問題を惹起するといふのが、國に依りては殆んど年中行事である。瑞西の如きは獨佛伊の三民族を抱合するも、其の各割據する地方は截然相分れ、相分れて各自治を成し、結ぶに共通の利害、特に深大なる經濟的利害を以てして茲に瑞西聯邦を組織し、其の共に合して聯邦を組織するに於て巨益あり、別れて他の宗族に入るの極損な

る所以を深く解するか故に、民族關係に基く政治上の紛争は今日殆んど無いと云つて可なりだが、異種民族の犬牙錯雑して而も利害を共通にせず、殊に經濟的利害の共通するものなき國にありては、民族の争覇的行動は常に國內及び國際の紛糾の種となるを免かれぬ。巴爾幹半島の如きは之が好個の實例である。民族の關係斯の如くなるに加へ、此等諸民族の信仰を支配する宗門の關係は、歐大陸諸國の多くを通し亦頗る錯雜の状態である。中歐及び東歐諸國に於ける宗教の勢力は、往昔に比すれば今日は何ほどか式微せざるに非ざれど、社會組織の根底に於ては事實尙ほ侮り難き潛勢力がある。教會は依然相當の富と權勢とを握り、且概して當該地方の大地主である所から、其の政治上及び社會上に於ける勢力は今尙ほ之を藐視するを許さざるの状態である。奥匈國の如きは殊に其のやうだ。中歐より東歐にかけての宗教は大別すると加特利羅馬教及び希臘教、オルソドックス希臘教、プロテスタント、及び回教で、其の他猶太教が番外に列する。奥匈國は大體に於て加特利教國である。巴爾幹半島は南端の土耳其を除けば概してオルソドックス教派の勢圏である。プロテスタントは奥匈國の一部に散在するに過ぎない。猶太教に至つては特に根據地と稱すべき所はない。右は極めて大體の區分であつて、之を仔細に類別すると其の分派は獨り之に止まらず、試みに例を奥太利に取つて見るも、一方に加特利羅馬教があると同時に他の一方には加特利希臘教がある、舊加特利と稱するものもある、此

の外新教の各派各々東西に御座候で、其の雜駁多種なること亦敢て民族のそれに譲らない。最近の統計を見ると、奥太利人の宗教別及び其の百分比例は左の通りである。

加特利教徒(希臘加特利教徒の約三百萬を含む)	二二三、七九六、九五—	九〇・九九
希臘オルソドックス教徒	六〇七、四六二	二・三三
プロテスタント	四九四、〇六二	一・八九
猶太教徒	一、二二四、七一—	四・六九
其の他	二七、五二二	〇・一〇

斯く各宗派は雜駁多種であるが、其の内九割までは加特利教徒、殊に羅馬教徒であるから、奥太利は羅馬加特利教國なりと謂ひ得る。如何なる民族が如何なる宗派に屬して居るかといふと、大體に於て日耳曼族、波蘭族、チエツク族等は羅馬教徒で、ルーセニア族即ちベールメンの南の一半からメーレンにかけての住民は希臘加特利教に屬し、南スラヴ族、羅馬民族等には希臘オルソドックス教徒が多い。匈牙利になると其の最優勢なのは依然羅馬加特利教であるが、其の百分比例は大分違つて来る。即ち最近の統計に徴すると左の如くである。

羅馬加特利教徒

八、一九八、四九七 四八・六九

第十三章 雜駁なる諸民族

一〇七

希臘加特利教徒	一、八四一、二七二	一〇・九三
希臘オルソドックス教徒	二、一九九、一九五	一三・〇六
路暢教徒	一、二五八、八六〇	七・四八
加爾維尼教徒	二、四二七、二三二	一四・四一
猶太教徒	八三一、一六二	四・九四
其他	八二、〇三七	〇・四九

去れば加特利教徒は羅馬希臘の兩派を合して約七割で、希臘オルソドックス教徒の埃太利に於ては二分強に過ぎぬものが、匈牙利では一割強に昇つて居る。が要するに埃匈國の羅馬加特利教國であることは、何れの側から觀るも動かぬやうである。尤も埃匈國の新領土であるボ・ベ兩州に至つては、少し古いが一九一〇年(明治四十三年)十月現在の統計に依ると

希臘オルソドックス教徒	八二五、三三八
回教徒	六一二、〇九〇
羅馬加特利教徒	四三四、一九〇
希臘加特利教徒	八、一三六

猶太教徒	一一、八五七
プロテスタント	六、三三七
其他	九六
合計	一、八九八、〇四四

となつてある。爾來多少の相違は生じたにしても、宗旨のことであるから甚しき變化はなかるべく、大體は今日でも之に依つて推測が出来やうと思ふ。即ちボ・ベ兩州では希臘教のオルソドックス派が最優勢で、之に次ぐは回教である。ボスニアに行つて見ると回教徒の割合に多いのには私も意外に感じた。街路でも店舗でも例の赤帽は盛に眼につく。回教の寺院などは頗る堂々たるもので、君府を除けばアドリアノーブルか此處であらふと思はれた。畢竟往古土耳其がボスニアを征服した當時、同地在住の一般塞耳比族、殊に同族中の大地主は回教に改宗することに依つて財産の掠奪沒收を免かれ、降つて彼等は一種の世襲的特權を維持せんが爲めに依然回教を奉じて敢て移らずといふ關係に基くのださうである。羅馬加特利教徒に至つては今では第三位を占めて居るに過ぎぬ。然し是れは新領土の今後の施政方針の如何に依て多少變るものと見ねばなるまい。

巴爾幹半島に至つては、土耳其以外の大部分はオルソドックス派の勢力範圍である。が其のオルソ

ドソックス派なるものが巴爾幹半島にては驚くべき程小黨分立で、半島の諸邦孰れも其の歸依する所を異にする始末だ。之を細かに算へ立つると十三からある。孰れも希臘教希臘王國派とか、希臘教羅馬尼派といふように、國名や地方名で區別するのが多い。といふのは畢竟教儀の上の差等は殆んど無く、宗門の異同は専ら政治的關係に由來するからである。随つて彼等相互に排外的感想を以て相讎るも、敢て異端邪説を以て相敵視するの風は先づ無いといふ方である。土耳其は古來今に至るまで、依然回教の獨天下であることは云ふ迄もない。

抑も前世紀の中葉以降、謂ゆる國民主義が歐洲諸國の國家構成の上に有力なる素因となるに至つたことは私の説明を要しない。即ち國民性の共通なるもの、詳言すれば言語、宗教、歴史、風俗、慣習等を相等ふする同系民族が夫々集まつて一國を形成する、是れが國民主義の客觀的現象である。獨逸帝國の建立も、伊太利の統一も、皆此の主義の適用、此の思想の現實に外ならぬ。若し同系民族相求め、異種民族相排するのが國家構成上の要件なりとせば、中歐及び東歐の國家組織は之を究めて興味頗る多きを感じざるを得ない。瑞西はチュトン民族と羅匈民族の混成國である。其の國民中には獨逸人もあり、佛蘭西人もあり、伊太利人もある。埃匈國に至つては更に甚しい。ハツプスブルク皇家の統治の下に立てる臣民は大別すれば日耳曼族、マギヤール族、スラウ族の三民族であるが、細別すると三

種や四種に止まらない。埃匈國の人口は大約五千萬と稱する。其の内譯は一九一〇年(明治四十三年)末の調査に依ると

日耳曼族	一一、九八七、〇〇〇
マギヤール族	一〇、〇六二、〇〇〇
チエツク族	六、四三六、〇〇〇
ルテース族	三、九九二、〇〇〇
羅馬尼族	三、二二四、〇〇〇
スロヴァク族	一、九六八、〇〇〇
スロヴヅ族	一、二五三、〇〇〇
クロアト族	一、八三三、〇〇〇
塞耳比族	三、七八七、〇〇〇
伊太利族	七六八、〇〇〇
合計	五〇、二七八、〇〇〇

とある。埃匈國內の民族、即ちハツプスブルク皇家の統治の下に立つ所の民族は大略右の通りである。

今の歐米大陸に國を建つるもの、前述の如く一として一民族より成るものはない。露國の如き、米國の如きは孰れも領内民族の雜駁なることに於て世界に一二を争ふ國である。然しながら米國の面積は三百五十七萬方哩、露國の領域に至りては八百七十七萬方哩である。此の廣大なる境土内に十や十五の異種民族があるからとて、格別驚くには足りない。然るに奥匈とは合して二十四萬方哩の面積に過ぎぬ。即ち露國の三十六分の一、米國の十四分の一である。而も尙ほ且其の領内に大約十種の異民族が蠢動しつゝあるのである。此の十民族中チエツク、ルテース、スロヴァク、スロウ、クロアチア、塞耳比の諸族即ち大約一千九百有餘萬は、一括して之をスラヴ族と總稱する。斯くて奥匈國の諸民族は、大別すれば前述の如く日耳曼族、マギヤール族、スラヴ族の三大民族で、其の内最も多數なるは前表示す如くスラヴ族を第一に推し、次ぎは日耳曼族、更に其の次ぎはマギヤール族といふ順位である。奥匈と各別に觀ると、奥太利では矢張りスラヴ族が第一で、日耳曼族が第二位である。スラヴ族は奥匈國を通じ頭數に於ては他の民族よりも優勢であるが、政治上の實力に於ては奥太利に於ては日耳曼族、匈牙利に於てはマギヤール族に若かざること遠しだ。スラヴ族は奥太利に於ても將た匈牙利に於ても、其の人口に比例する丈の代表者を議會に有しない。けれどもスラヴ族の勢力は漸次増進の勢がある。出生率の如き、スラヴ族は他の民族に比し幾分多いといふ所から、人口の點に於てはスラ

ヴ族は益々盛運に向ふべく、奥太利は應てスラヴ族に呑込まれて了ふであらふと心配して居る者もある。のみならず近隣の巴爾幹諸國は殆んど擧げてスラヴ族で、彼等は孰れも同系民族の發展に腐心する關係から、スラヴ族の膨脹といふことに對する奥匈國の日耳曼族又はマギヤール族政治家の心配は尋常でない。マギヤール族は匈牙利に於て最優勢の地歩を占め、同國人口全體の約一半は即ち同族である。次ぎはスラヴ族で、其の次ぎは羅甸族とすべく、日耳曼族は全體の一割に過ぎない。今此等の諸民族を地方別に見ると、スラヴは北にあつてはベーメン、メーレン、シレシエンの方面、南にありてはクレイン、クロアシエン、スラヴォニエン、ダルマシエン、其れから先年併合したボ・ヘ兩州に根據を構へ、日耳曼族は奥太利の西部即ちチロル、スタイエルマルク、ケルンテン諸地方と、匈牙利の東部トランシルヴァニア地方が其の本據である。

政治學者の口吻ではないが、近代の國家なるものは民族の統一といふことが其の主たる一要件である。歴史、言語、思想等を共通にする同系民族の集團といふことは、少なくとも國家の自然的本體である。我が日本は勿論、英米獨佛伊西皆然らざるはない。普通の英吉利人にして英語を解せざるはなく、佛蘭西人にして佛語を語らざるはなく、獨逸人にして獨逸語に通せざるは先づ無しと謂つて善い。此の點からいふと奥太利の如きは、學術上間然する所なき國家を成せるものなるや否やは疑問である。

其の民族を問へば十數種の多きある、言語を問へば亦別れて十數種で、互に丸で外國語である。各民族は陰に陽に相譲りて少しも融和しない。マギヤールといふ字の發音を或はマジヤールともいふ人がある。私は曾て其の孰れが正しきやと一埃國人に質した。此の埃國人は日耳曼族でマギヤール語を能く解する者である。其の人の答に曰くだ、『Magyarsのgは發音頗る六ヶしい、約まりgをdに替へM. dyarsとして讀めば稍々近き音が出る。自體マギヤール人は狂氣じみた奴であるから、Hadとして讀めば其の本音が出るは當然である』と答辯如何にも眞面目なので、腹を抱へて笑つたことがある。日耳曼族のマギヤール族を嘲けること斯の如く、マギヤール族の日耳曼族を忌むこと亦之に譲らず。スラヴ族も亦此の兩族との間に立ち、互に罵詈を交換して居る有様は維納、ブタペスト、プラハ等に歴遊すると直ぐ氣付く所である。斯の如き次第であるから、埃國國民なるものは嚴正なる意味に於て單一なる國民ネーションとは云い難い。埃國國々民なるものが存在して居るといふことは會得し難い觀念である。去れば埃國國にありては、國家の統治は民族の統治である。言語、習俗、宗教を相異にする雜駁なる民族の統一的操縦といふことが、國家統治の主たる題目である。瑞西の國民は求心力に富める國民である。國內各種の民族は其の生存上の利益の爲めに努めて融和を計り、自ら進んで集一的態度を執るの概がある。蓋し國勢の然らしむる所、又歴史の然らしむる所であらう。瑞西の國民を以て

求心力に富める民族なりとせば、埃國國人は遠心力に富める民族である。一皇家の統治の下に強ひて集一せられたる其の諸民族は、動もすれば互に反撥し、互に分離せんとする。均しく是れ異種民族に依つて成立する中歐の國でありながら、瑞西の國情を研究するの易く、埃國の政態を觀察するの難き、一は此の關係に職由するのである。

埃太利國民を組織する東西兩大關たる日耳曼族とスラヴ族の立脚的地歩、及び其の爭覇的競争に就ては、之が説明を他日に譲ることとする。若し夫れハツプスブルグ皇家の一鼎足たるマギヤール族は、亦東歐政局の舞臺に妙技を演ずる一名優である。匈牙利國內の在住民族は大別すればマギヤール族、スラヴ族、日耳曼族、羅甸族、其の他の通計五種である。此等五民族の配置の方面は、試みに匈牙利國の地圖を繙き、其の上に北を底とし南を突角として等邊三角形を描いて見る、描きにくければ試みに西はプレツスブルク市と、東はカルパチア森林の半程の所と、南は塞耳比の首都ベルグラードとの三點の間に直線を引いて見る。さうすると其の直線内、即ち三角形内に入る地方は概言するにマギヤール族の根據地で、三角形の北部は南スラヴ族の一派たるスローヴ族、北スラヴの一派たるルテーヌ族、東部は羅甸族たる羅馬尼族及びトランシルヅニア索遜族と稱する日耳曼族の一派、西部はクロアイト族、塞耳比族等の謂ゆる南スラヴ族の住する所、と斯く大體の區劃を立つるを得るのである。其

の頭数に至つては、最近の統計は左の割合を示して居る。

民族	人口	百分比例
マギヤール族	八、六七九、〇一四	四五・四
非マギヤール族	一〇、四四三、三二六	五四・六
内		
日耳曼族	二、一一四、四二三	一一・〇
羅馬尼族(羅甸族)	二、七八五、二六五	一四・六
ルチーヌ族(北スラヴ族)	四二七、八二五	二・二
スロヴヅ族(南スラヴ族)	二、〇〇八、七四四	一〇・五
クロアト族(同上)	一、六七〇、九〇五	八・七
塞耳比族(同上)	一、〇四二、〇二二	五・五
其他	三九四、一四二	二・一

マギヤール族は前表に依ると全體の四割五分以上とあるが、其の實数は或は是れより少ないかも知れぬ。といふのは匈牙利には約百萬の猶太族が居るが、匈牙利の當局者はマギヤールなるものを成る

べく多數に統計表の上に表はし、其の實力の大なる所以を世に示したいといふ考から、曖昧な猶太族は概して之をマギヤール族の内に算入する。のみならず盛に異種民族のマギヤール化するのを奨励する。謂ゆるマギヤリゼーションをやる。其の一端として例へば他民族の者が其の姓名をマギヤール式に改めんとするが如き場合は極めて容易に、極めて低廉な手数料で改名が出来る。匈牙利では異種民族に對し種々の點に於て壓迫を加へる所から、彼等は氏名などをマギヤール式に替へて置く方が何歟につけて便利であると思ひ、改名届が年々殖へる。内輪では日耳曼式の姓なりスラヴ風の名なりを用ひて居つても、御上に對してはマギヤール式の氏名を用ゆる。斯かる兩名使ひ分けの輩は、統計の上には孰れもマギヤール族となつて来る。故にマギヤール族の中には、必しも真正のマギヤール族許りでなく、便宜主義のマギヤール族が夥しくある。此等便宜主義のマギヤール族が約二百萬と見積られてある。随つて真正のマギヤール族といへば、前表の四割五分よりずつと減すべきは疑を容れない。匈牙利の統計ではマギヤール族は年々増加の一方となつてあるが、其の事實を判断するには此等の事情を斟酌して考へねばならぬ。

匈牙利の五民族、詳に別てば八種である所の此等の諸民族は、概ね其の歴史を異にし、言語を異にし、性情を異にするや勿論である。尤もクロアト族と塞耳比族とは言語は同一であるが、而も一は

羅馬字を用ひ、一はシリリン字(Cyrilline)を用ゆるといふ差は矢張りある。此等諸民族をば年代から云ふと、匈牙利で尤も古いのは羅馬尼族で、往昔羅馬より來つてダニユブ流域に移住し、此に土人が同化し、土人に同化されたる者の亞流が即ち彼等今日の謂ゆる羅馬尼族である。其の宗教は、一部は希臘教オルソドックス派に屬し、他の一部は希臘教一致派と稱するものに歸依して居る。羅馬尼族に次で匈牙利に於ける古民族といへば南スラヴ族である。但し南スラヴ族がいつ頃から匈牙利に移住したのであるかは史上の評論區々で、明確には判断出來ない。彼等は匈牙利にて二つに別れ、一は比較的北方のスロヴ族となり、他の一は西南のクロアチン州在住の謂ゆるクロアチ族と塞耳比族となつた。其の信仰はと云へば、クロアチ族は概して羅馬教を奉し、塞耳比族は希臘教オルソドックス派に非ずんば希臘教一致派に屬するといふ風であるが、明確な色別は出來ぬ。殊にボスニアの土民の大多數を占むる塞耳比族中には、前述の如く回教徒が多い。クロアチ族は今に至り尚ほ且匈牙利に同化せず。一一〇二年來匈牙利國王の統治の下に立ち來りしもの、制度、文物、風俗、習慣等を匈牙利と全く異にし、匈牙利政府は「ボロ」と稱する總督官を同州に置き、別種の地方議會制度を設けて之を管治する。而も此の總督制度や地方議會の如きも、輒近憲法中止の武斷政治に依つて其の姿を晦ますに至つた次第は別に叙述する通りである。それから日耳曼族であるが、日耳曼族は往古羅馬帝國滅亡の

當時來つて匈牙利の地を侵し、其の大半を蹂躪し去つたといふ史蹟はあるけれども、今日の同國在住の日耳曼族は、多く其の後改めて移住し來つた出直しものであるとの説である。

然しながら年代にかけては劣るけれども、實力の點に至りては中古以來マギヤール族は常に匈牙利諸民族中の巨擘である。其の初め彼等の東洋より來つて匈牙利を侵略し、當時スラヴ族の中心でありし所の匈牙利の真中に闖入したるは今より大約千六百年前に過ぎぬ。而して匈牙利の初代の王「ステフエン」の朝に化して基督教徒となり、茲に泰西文化の洗禮を受け、歐洲古來の諸民族との混血を重ねたるの結果として今では餘り東洋人の儔はなく、瞥見したる所普通の白哲人種と異なるなきも、而も時ありてか鬢髪は黒くして且直、頬骨は突起し、自から東洋人固有の骨相を備へたる者を彼等の間に見受くることもある。斯くて彼等は今では全く匈牙利の主公となり澄すに至つたが、本來がアリアン系統に屬せざる東洋人種であるから、他の民族と同化し難き性格を有し、隨つて他の歐洲民族と轡を駢べて匈牙利の中原に驅馳するに方つても、其の同情援助を得る所が少なかつたといへる關係から、自然に自特自尊の念を強め、其の結果として同族間の團結が自然固くなり、團結が固くなると共に實力も加はつたといふやうな譯で、爾來諸民族の間に處して自然最優勢の地歩を占むるに至り、今日ありては其の政治的及び社會的勢力は半乎として抜くべからざるの風を致し、匈牙利の官僚、貴族、高

價、其の他上流門地の輩は殆んど擧げてマギヤールに非ざるはなく、族閥の權勢と之に伴ふ弊竇とは我が藩閥政治の遠く及ばざる程のものである。而も彼等は空名のみでなく相應に實力を有つて居る。其の人口は前述の如くに匈牙利の總人口の半に達せぬが、彼等の精力、彼等の進取力、彼等の團結力は他の民族を壓服して綽々常に餘裕を示し、加ふるに今日迄の制限選舉制度や選舉區の分合關係等は特にマギヤール族に利あらしめ、其の結果として議會に於てはクロアシエン選出の特殊議員の外は、殆んど議席を彼等一族で獨占し來りたる姿である。彼等は匈牙利は彼等一族の天下である、他の民族は匈牙利の政權に近づくを許さず、又其の資格なしと構へ、同時に匈牙利を擧げてマギヤール族と化せずんば已まざるの概を示し、議會の用語はクロアシエン選出議員は特別とし、其の他はマギヤール語以外は許さない。官廳及び裁判所の公用語、高等教育の教科用語には皆マギヤール語を強制する。公立學校ではマギヤール語をば其の教科に加へざる可らずとする。一八六七年奥匈兩國聯盟成立の當時、匈牙利ではマギヤール語を以て匈牙利議會に於ては勿論のこと、奥匈兩國代議員會に於ける専用語と爲さんと荐りに主唱したことがある。若しそうなると時の帝國宰相(今の奥匈國外相の前身)ポイスト男はマギヤール語に通じなかつたから、代議員會に於て議案を説明し意見を吐露するに一々通譯を藉らねばならぬ、約まり帝國宰相の勢力を代議員會に創殺してやらうといふ敵本主義であつたので

あるが、此の主唱は多數の賛成を得なかつた。そふすると今度は匈牙利出身の共同大藏大臣は、自分は獨逸語で一通りの財政演説は出来る、が豫期せざる質問に遇つた時に獨逸語では臨機の答辯が出来ぬから代議員會に出席するのは嫌である、といひ出した。斯かる言草の小競合は既往其の談柄に乏しくないのである。マギヤール本位の政策は既往數十年來匈牙利歴代の當局有司を通じ一貫せる方針であるが、特にバンフヒー内閣(一八九五年乃至一八九八年)に至りて極度に勵行せられた。同内閣は一八九七年(明治三十年)の末、議會の同意を得て匈牙利國內の地名を悉くマギヤール語に改稱した。同國の舊都でスローヴ族の多數であるプレスブルク(Pressburg)はポツソニー(Pozsony)に、トラシルヴァニエン州の首府で羅馬尼族と日耳曼族と多く住めるヘルマンスタット(Hermanstadt)をナギゼバン(Nagy-Seban)に、クロアシエン州の首府ザグレブ(Zágráb)をザグラブ(Zágráb)に改稱した。而して之を勵行した。之が爲め國內非マギヤールの異民族の反感を挑發したること少々でなかつた。自己民族の勢力を擴張するの手段として土民の慣用し來たれる地名を矢鱈に、故意に變更することの得失は如何のものであらう。米國の如きは印度人や西班牙人の古來の地名を其の儘襲用して居る所極めて多く、而も其れが米國の大を致す上に於て何等の差鬮を示さない。異民族統治の局に當るものは一考すべきことであると思ふ。而も匈牙利では更に翌九八年(明治三十一年)の初め、府縣郡村鐵道郵便等

の吏員其の他學校教職員等に對し、其の非マギヤール族の氏名の者は可成之をマギヤール語に改稱すへき旨を諭告し、同時に氏名改稱の登記手数料を引下げて冷く非マギヤール族の改名を促した。改名をしない種々の不便を受くるといふ所から、嫌々ながら其の際改名をした者も大分あつたらしい。嘗に人名、地名の改稱を國內に厲行したるのみならず、奥太利内の固有名稱をも成るべくマギヤール語を以て稱呼せしむることにした。例へば奥都の維納をはマギヤール式にベツチュ(Böcs)と一般に呼はしめる。而して奥太利からの郵便物で例へば宛名のヘルマンスタッドと書いてあるものは、匈牙利郵便局では、態どもあるまいが人は態どだと云ふ、地名不明と符箋して發信者に返送する。奥太利の方でも、維納をベツチュと書いて來た郵便物は是れ亦同様に地名不明として返送する。匈都より維納への直行汽車にも、時とするとベツチュ行と客車の札に書いてある。それから汽車が維納に着しても、匈牙利から乗組める車掌は維納々々と高呼せずしてベツチューベツチュ!!と低唱する。爲めに不慣の外國人は、維納で降車すべきを降車せずに益槍して乗過ごしたといふ奇談は毎度ある。匈牙利の鐵道役員たる者はマギヤール語の外一切口にするを得ずといふ御布令か出てから程なく、或驛で驛長と一機關手とが何かの誤解から口論を始めた。唾沫を飛ばして盛に舌戦をやる、が互に不充分なマギヤール語なので却々急所を衝けない。面倒臭いので驛長が遂に規則を破つて獨逸語でやり出した。機關手

も流暢な獨逸語で答辯した。誤解の原因は忽ち氷解した。兩々共に是れ目耳曼族であることが解つて、大笑ひて別れたといふ奇談もある。私が十數年前に米國より歸途布哇に上陸して夕刻海濱を散策し、それから時の總領事齋藤君に敬意を表さうと思つて街頭に出た。が日暮れて道が解らないので丁度地り掛かつた葡萄牙人みたいな人に日本總領事館の所在を英語で尋ねた。彼れ亦英語で親切に教へ呉れ、自分も直ぐ附近迄行く所であるから嚮導して上げやうと一所に來て呉れた。道すがら彼れ種々に土地の事情などを話す、私は彼れの發音から考へて南米人でもあるかなと思つた。彼れも私をそふ思つたかも知れない。聽て總領事館の門前に來て電燈の下で別れる時、能く見れば日本人である。「イヤ貴公は日本人か」「イヤ御互様に」とて啞然大笑したことがある。が是れは無意識で匈牙利のは有意識であるから、向ふの方が罪は深い譯だ。

曾ては匈牙利政府に於ても、對異民族關係を幾分緩和せしむるの目的で、一八六八年に國內民族法といふ法律を制定した。其の中にはマギヤール語は匈牙利の公用語たるべきこと、但し裁判所及び行政官廳に於ては當該民族母語を出來得る限り用ゆべきこと、寺院教會に於ては一般に任意の言語を用ひて差聞なきこと、公立學校に於ける教授用語は文部大臣之を指定すべきこと、初等教育にありては各民族は當該母語を用ゆべきこと、高等教育にありてはマギヤール語のみを用ゆべきこと、官吏任用には

民族の如何を問はざるべきこと等の條項もあつた。而も此の民族法は制定のみで遂に實施せられず、其の儘死文となつて今日に及んで居る。勿論國內在住各種民族は、國法の上に於ては今日權利の平等といふことを認められてある。けれども其れは唯だ法文の上の話で、實際は古來依然としてマギヤール族の獨天下である。匈牙利の民族問題で有名なセトン、ワツソン(著述には往々スコートス、グイートルといふ變名を用ひて居る)の著書にも斯く論じてある。

民族の權利の平等を保障する所の法律は、既に久しきに亘りて一片の空文に屬し、初等及び中等教育は教授上の方針を地方語の上に置かずして、只管マギヤール主義を取つて之を壓せんとするの姿である。政府は非マギヤール民族の學校なるものは曾て之を設くるなく、既設の非マギヤール學校中には政府にて之に補助金を與へてあるものがなきに非ずであるが、是れは畢竟政府が之に依つて監督を勵行せんが爲めの趣旨に外ならぬ。地方政治は一に少數の權勢族の掌中に存し、彼等は非マギヤール民族の發言權を壓縮して驥足を伸ぶるに由なからしめ、之を遠けて復た地方行政に干渉する能はざらしむ。官吏は他の民族を目するに外來の厄介物を以てし、其の言語風俗慣習を藐視して憚からず。選舉場裡の腐敗に加へ選舉法規の煩雜且不平等等なる、國民の一半以上を占むる非マギヤール族をして議院に僅に二十五席を有するに過ぎざらしめ、政治上の權力は擧げて之を少數の貴

族、僧侶、政治屋、及び猶太の金貨の手に委し、司法權は常に行政官の鼻息の下に動き、非マギヤール派の領袖は常に薄氷を踐むの思ひをなし、判事も檢察官も陪審官でも、悉く是れ其の敵黨に非ざるはなく、不當の裁判、不利なる宣言は到底彼等の免かれ難き運命である。非マギヤール派の新聞紙に對しては、結局之を買収するか將た破産せしめずんば已まざる迄に壓迫を加へ、集會結社の權利は認められざるが故に、國民黨員や社會主義者は政府の御慈悲に依つて僅に露命を繋ぎ、而も祖先の言語慣習を忠實に墨守するスラヴ族、羅馬尼族等異民族に對し煩苛限りなき壓迫制限を加ふる結果は、彼等をして自暴自棄に陥らしめ、民族的軋轢を驅つて益々大ならしむるに至る。是れ實に匈牙利の今日(一九〇八年)の民族問題の現勢である。(Scottus Viator, *Racial Problems in Hungary*, p. 392-3)。

著者は大の排マギヤール論者で、常に非マギヤール族の爲めに萬丈の氣焔を吐き、終始其の熱誠なる味方を以て内外に目せらるゝ位であるから、所説幾分か偏する所無きにしてもあらずだが、要するに匈牙利に於けるマギヤール族と非マギヤール族との暗闘、明闘は古來今に至りて同國の政治上、社會上、將た思想界に於て兩族間に劃然溝渠を作し、而も優勝劣敗の理勢として前者の後者に對する壓迫、別して司法問題などの場合に於て後者の特別に受くる一種の壓迫は、輒近尙ほ且其の例に乏しからぬ

やうである。先年のセルノヴァ暴殺事件の如きは即ち其の一であらふ。セルノヴァ(Osrnova)は匈牙利のスラヴ族の一小村落である。一九〇七年(明治四十年)の秋、此の村に新に寺が一つ建つたので、其の店開きを地方官憲が寺僧に命じてやらせやうとした所、村民は豫て其の歸仰する土地の神父にして、何かの嫌疑で其筋から睨まれて永らく未決の獄裡に呻吟せるリンカ(Vater Hinka)といふ者の放免になつた上のごとして貰ひたいとの情願をした所、官憲は聴かないで無理に開寺式をやらせた。是れが爲め其の當日村民と警察官吏との間に衝突起り、村民の警官の爲めに殺された者男女十五名、負傷者約六十名、而して村民の顔役と稱せらるゝ者は兇徒嘯集罪を以て重刑に問はれ、神父リンカの妹で十何歳の少女までが禁獄三年に處せられたので、官憲の措置如何にも嚴酷非道といふ非難が世に起り、奥太利の下院にては右の遭難者に對し深厚なる同情を寄するの決議を爲せし位であつた。匈牙利の下院でも、スラヴ黨の首領のホツザといふ人が政府に對し之に關する鋭き質問を試みたが、多勢に無勢で折角の質問も満場冷笑の裡に葬られて了つた。事件の要領は是れ丈に過ぎぬのであるが、而も世には『セルノヴァ事件は強暴なるマギヤール族閥の最大虐政の一例である』(G. Drage, Austria-Hungary, p. 566)と逆評論せられたものである。

斯かる關係であるから、匈牙利の民族問題なるものは極めて面倒な問題で、其の解決案は屢次志

士論客の筆舌に上るのである。抑も今日の奥匈皇國を構成せる各異分子が來つてハツプスブルク皇家の下に集まり、依つて以て現下の皇國を組成するに至れる迄には、其の年代に幾多の紀層がある。例へばベーメン、メーレンの奥太利に合したのは一五二六年、即ち今より約四百年前である。然るにガリチエン、ブコウイナ、ダルマシエンの如きは、奥領になりし以來未だ百有餘年に過ぎない。斯かる次第であるから國家の結合未だ固からず、諸民族各其の特性を株守して互に相降らぬ風のあるのは怪むに足らぬ。然るに匈牙利に至つては是れと異なり、獨立の一王國となつたのは正に一〇〇〇年、而も一二二二年には既に憲法政治の國となり、爾來今日に至る八百有餘年間、一時土耳其に占領せられし時の外は曾て其の境域を更へたことがない。年所を経ること既に久しく、一種の國粹、國民の特質なるものは今日凝固して居る筈であるにも拘はらず、尙ほ且領内諸民族渾然溶和するに至らず、民族問題なるもの依然朝野の腦漿を糜する主要案件である。マギヤール族の匈牙利政府は今日でも前述の同化政策を以て唯一の主義と爲して居る。即ち種々の手段を盡して非マギヤール族の固有の民族的思想、言語、慣習等を捨てしめ、銳意之をマギヤール族に同化せしめやふとするマギヤリゼーション・ポリシー一天張りである。此のポリシーは、理想としては最上至極の妙案であらんが、實際は却々困難なこと、且出來得るとしても一朝一夕に效を擧ぐることは頗る六ヶしい。殊に匈牙利の非マギヤール

ル族は其の繁殖力に於てマギヤール族よりも優勢であるから、尙ほ更困難である。獨逸も三百萬の波蘭民族を容易に六千萬の獨逸人に同化する事の出来ないで弱つて居る。況して頭數のヨリ少なきマギヤール族を以て其のヨリ多き非マギヤール族に臨むに於ておやだ。

仲には民族問題解決の一方案として現在の埃匈國の構成に大改造を加へ、ハツプスブルク皇家の領土を聯邦組織に改めんとの説を爲す者もある。ペーメンの歴史家であるバラケーといふ人は埃匈國を八個の聯邦制度に改造すべしとの意見を立てた。即ち領内諸民族を八種に區劃して各聯邦を作り、之に地方政府及び議會を設け、大概の行政は其の自治に委し、唯だ軍事外交財政關稅等の事項に關し維納の中央政府及び議會の區處を受けしむるといふのが其の要旨である (Dr. Palacky, *Oesterreiches Staatsidee*, p. 61)。又埃匈下院のレンネルといふ人は、一層奇抜な意見をルードルフ、スプリングルといふ變名で公にしてゐる。其の要旨は、國家と民族とは元々別義である。是れは明に區別せねばならぬ。且民族の地方的觀念なるものを打破せざる限りは、民族間の軋轢は何時までたつても已む時がない。是に於てか地方的觀念に於ける國家と、個人的、民族的、同胞的觀念に於ける民族との間に明確な區別を立つる必要がある。民族的問題は猶ほ宗教的問題のごとくで解決すべきである。即ち恰も教會を設けると同じ關係に於て各民族は其の各民團を作り、民族に關する事項は擧げて當該民團の所管とし、民族以

外の事項に限り之を政府の所管とする。或民族が或民團に屬するは恰も或信仰を奉ずる者が或教団に屬すると均しく、別に國家の結合を危ふする理由にはならぬ、といふのである (Rudolf Springer, *Der Kampf der Oesterreichischen Nationen um den Staat*, 及び *Grundlagen und Entwicklungsidee der Oesterreichisch-Ungarischen Monarchie*)。が此等の論は約まり一の理想に過ぎない。やつて見て出来るかも知れないが、出来ぬかも知れない。要するに匈牙利の民族問題は、實祭一大難問題である。グイートルが『匈牙利の民族問題は近東將來の危機に關するや大なり。匈牙利の官僚民族にして依然排スラヴ主義を執る限り、又彼等の異種民族に對する態度に由り埃匈國と其の南隣(塞耳比)との間の親交が爲めに不可能に陥る限りは、北巴爾幹は常に不満、不定、不安の状態に打過ぎざるを得ず』(Scotus Viator, *Ibid.*, p. 412) と斷じたのは、必しも全部杞憂でもない。

埃匈國の民族を記した序でに、以下少しく猶太族のことを述べて見たいと思ふ。中欧諸國は固よりのこと、廣く歐洲一般の經濟界を始め、其の他の社會狀態を研究するに方りて茲に見逃す可らざるものは猶太族の潛勢力である。猶太族の歐洲中で最も多く蔓つて居るのは露埃獨の三ヶ國である。何故に露埃獨の三ヶ國に猶太族が殊に多いかといへば、往古猶太族が獨佛等に於て盛に壓迫を受け、逃れて波蘭に來り、此處を樂園として累代住み來りたるに、其の波蘭では右の三國にて分割領取したが爲

め、自然其の各新宗主國內に彼等を多く見るに至り、其れが段々國內各地に擴がつたといふのが主要の一原因である。露國の如きは、曾ては猶太族の國內に在住するのを禁じたこともあつた。然るに今や露領到る處彼等の生息せざる所なく、其の數六百萬内外と稱せられる。獨逸に於ても、猶太族の數は百萬と號する。或は六十萬内外ともいふ。要するに六十萬から百萬の間と見れば間違ひあるまい。其の巢窟はシレシエン、ポーゼン、ヘツセ、ナツサフ、ラインの諸州で、殊にフランクフルト、アム、マインの如きは、流石ロスチャイルド家の故郷である丈、其の勢侮る可らざるものがある。伯林にも彼等は十萬から居る。言ふ迄もなく其の金融界の如きは、殆んど擧げて彼等の勢力範圍である。獨逸の政界に於ても、社會民主黨に次で勢力ある中央黨の羅馬教僧侶の一團の如きは、猶太族を排斥するを以て其の一致綱となし、彼等を獨逸の各方面より驅逐せんば已まざるの勢を以て極力排猶主義を鼓吹して居る。けれども何しろ金力と智力にかけては猶太族の敵でないから、之を驅逐し去るなどは逆も覺支ない。實際獨逸の商工業の發達は彼等に負ふ所頗る大で、彼等微つせば獨逸の商工業は蓋し今日の隆運を見るに至らなかつたかも知れぬ。

奥匈國に至りては、猶太族の多いことは復た一段の上である。奥帝フランツ第一世曾て始めて奥領波蘭の首都レムベルクに幸せられし時、猶太人の餘りに多いのを視給ひ、朕今にして初めて朕にゼルサ

レム王の稱號ある所以を知ると驚嘆せられたといふ話がある（奥匈國皇帝にゼルサレム王の稱號ある由來は、往古十字軍の役にゼルサレム市を占領したるロレインのゴットフリード・フォン・ブイヨン王の後裔がマリヤ・テレサ女帝の配偶となられた關係からである）。又今の老帝フランツ・ヨーゼフにも、或時のこと領内に年々猶太族の増加するのを見、此の勢では朕の子孫はゼルサレム王を改めて猶太王と稱せねばならぬやうになるかも知れぬ、と述べ給ふたといふ話もある。猶太族の奥匈國に於ける數は大約百八十五萬（内匈牙利に七十萬）で、即ち頭數からいふと奥匈國は獨逸の上、露の次に位する。けれども猶太族の團體として勢力を有して居る所は、天下廣しと雖も今日奥匈國に若く所はない。奥太利の人口二千五百萬の内、猶太族の數は百十五萬で、更に首都維納に就て見ると、百二十萬の維納に猶太族は十二萬、即ち人口の一割は實に彼等である。維納市の第二區と稱するレオポルトスタッド區の如きは、十五萬の住民中五萬有餘、即ち三分の一強は亦實に彼等猶太族である。匈牙利に至りても、其の首府の住民の一割は猶太族で、維納の前市長ルーゲルは匈都はブタペストに非ずしてユダペストなりと嘲つた位であるから、其の勢實に維納を後へに墮若たらしむるものがあると思へる。

元來奥太利に於て猶太族が他の民族と同様の公權を得るに至つたのは僅に一八六七年以來で、即ち既往四十有餘年來のことに過ぎぬ。が今日では彼等の社會各方面に於ける根柢は牢乎として抜くべか

らずで、特に彼等の一手販賣である金融界は勿論、廣く商工業社會に於ける其の勢力は、何人も來つて其の位地を争ふ能はざるの概がある。獨逸に於ては、猶太族の金融界に雄大の勢力を有するは固より奥國に譲らない。けれども工業界に於ては左ほどでもないといふ説である。が奥國では猶太族は工業界にも深く喰込んで居る。去れば猶太族の割合に短所と稱せらるゝ工業に就ても、奥國内の他の諸民族は矢張り彼等に一步を譲て居る譯である。企業界でもそうである。奥國の私設鐵道の首腦者は多く猶太族である。轉じて學界を見るも亦然りて、文藝家なり辯護士なり醫師などの少しく名ある者は多く猶太族である。猶太族は國に依りては裁判官には採用せられない、故に法律を修めた者は勢ひ辯護士となる。辯護士中の錚々者に猶太族の多いのは、一は此の理由であらふ。政治家中にも猶太族の傑物がある。新聞記者、新聞經營者中には殊に猶太族が多い。尤も是等は獨り奥國に限らない。他の歐洲諸國に於ても、著名な政治家、哲學者、音樂家、操觚者にして嶄然頭角を顯はせりて見ゆるものは多くは猶太族である。ビーコンスフールドは其れであつた。獨逸宰相ベートマン・ホルウエツヒも亦其の系統と聞く。其の他スピノザの如き、メンデルソンの如き、其の例計ふるに違ない。要するに猶太族は其の賦性に於て商賈であるが、他の一面にありては哲學家たり、思索家たり、藝術家たるの血脈を具へて居る。唯だ冒險者とか探險家とかいふ方面に其の輩出極めて稀なるは、天

與の性質之を許さずといふよりは、寧ろ其の愚を悟るの早きが故であらふ。兎も角も奥國に於ては、猶太族は前述の如く金力、權力、智力、筆力を一手に握つて居るから、隨つて社會を動かし輿論を支配する者は實に猶太族である。今日維納大學の學生中猶太族は其の二割方を占め、而も此等二割の猶太學生は成績概して秀逸であるさうだ。其の秀逸である二割の猶太學生が、卒業後天賦の鋭敏な頭腦を以て各方面に働いたのであるから、彼等の勢力が社會に洩く滋蔓するのも無理はない。加之ならず奥國內に於ける猶太族は、結婚關係に由つて逐年社會上に優勢の位地を進めて行く。必しも奥國のみに限つたことあるまいが、同國に於ては貧乏貴族と富豪猶太族との結婚が頗る多い。猶太族の男子と基督教徒たる名門の女子との結婚は割合に少ないと聞いた。幾ら金があつても猶太の男子には御免を蒙むるといふのが一般の風であるらしい。が猶太族の金穴家の娘と落魄的門閥家の男子との結婚は極めて多いさうである。金錢婚姻の志望は矢張り男子の側にあるものと見へる。此等の結婚關係は猶太族の社會上の勢力を次第に増進せしむるに於て相應に力あるは疑を容れぬ。獨逸でも猶太婦人の獨逸門閥將校に嫁するものが近年次第に増しつゝあるさうだ。

而も勢力の増進と愛憎の問題とは別である。猶太族は金力、權力、智力、其の他に於て一頭角を抽でゝ居るが、社會全般からは甚だ持てない。何故に持てないかといふと第一は人種が違ふ、第二は傾

巧過ぎる、第三は利己主義即ち是れである。人種が違つたり人間が賢いからとて嫌はるゝのは理屈以外の毛嫌ひで、是れは如何とも仕様がなない。丁度日本人が加州や濠洲で排斥を受くるやうなものである。それから利己主義、是れも無理と云へば無理である。今日の人間誰か利己主義に非ざる者あらんやで、一皮剥げば何人も皆同一である。唯だ利己主義を實際に貫くことの弱い者が其の強い者を非難する一の愚痴に過ぎぬ。猶太族と基督教との關係は丁度そんなものである。尤も猶太族は不正直である、商業道德を重んぜざる者である、といふて頭から彼等をけなす者もある。或猶太族が之を聞いて馬鹿を云ひ給ふな、倫敦巴里や紐育で毎度現はれる大詐欺師は、孰れもアリアン血族の者では御座らぬかと嘲けつたことがある。彼等果して賦性不正直であるか否かは私輕しく之を斷言するを好まないが、然し私は彼等を目して不正直だとか商業道德を重んぜざる者であるとかと惡口をいふ其の異民族が、同時に相率ひて猶太族のやつて居る銀行に金も預ければ、彼等の經營する新聞の記事に依つて取引をしたり相場をやつて居るのは如何と問ひたくなる。が孰れにしても猶太族が概して頭が明晰で、且利を見るに敏なりといふことは其の争ふ可らざる特徴である。聰明で利己的、是れは確に彼等の通有性である。尤も「ハプスブルク皇領」の著者は猶太族を論じて「眞の慈悲心、同族間の團結力、鞏固なる親族的結束、同胞互援の念、同族中の弱者を引立てるの心、是等は彼等の特性である」(Sidney

Whitman, *The Realm of the Hapsburgs*, p.84) といふて居る。著者の素性は私之を知らないが、是れは特別に猶太族を善く見た側からの觀察であらう。猶太族と雖も長所がない譯ではあるまい。短所は即ち同時に長所である。善い意味に於ける長所をも彼等は確に具備して居るに相違あるまい。が不幸にして彼等の錙銖の利を甚しく争ふの癖が先きに眼につく。随つて彼等の聰明といふ美質も、狡猾とより外映しない。随つて幾多の長所も其の光を放たずして揉消されて了まふ。愚といへば愚、氣の毒といへば氣の毒なことである。氣の毒ではあるが、然しいくら他から嫌はれても一向其れを苦にせず、泰然自若として己れの目指す目的、別して貨殖といふことに向つては他所目も觸れずして突進して行くことは、亦彼等の一大長所と見ねばならぬ。社會は動もすれば彼等を劣等な民族と見る。然し彼等は彼等自身に於ては、決して劣等な人種とは自認して居らぬ。是れは卓越したる一種の自信力である。ピーコンスフィールドは明に猶太族であつた。が彼れは青年時代から猶太族たることを耻ぢざるのみならず、却つて得々として之を誇つた。彼等既に白哲人種よりも優等な民族であると信する位の自信力がある、而して金がある、而して頭は善い。故にいくら嫌はれても、段々と社會上の實勢力を占めて來るのである。埃阿國に於ても彼等は不相替他の民族からは嫌忌せられる、而も年々歳々彼等の社會上に於ける勢力の昇つて來るのは驚くべき事實である。下級の彼等は別として、既に長者鑑の班に

列する位の猶太族になると能く宗旨を變へる、又名を變へる。他では餘りそんなことはないさうであるが、埃匈國にありては往々其の例を見るのである。

人種が異なる、懶巧過ぎる、利己主義である、といふことは猶太族の他民族より通して嫌はるゝ重なる原因である。が露國の如きにありては、此の以外に尙ほ彼等を排斥する有力なる原因がある。それは何かといふと、例の虚無黨、無政府黨などが兎角猶太族の中から飛出るのが爲め、猶太族は危險族であるといふ觀念が深い。是れが即ち其れである。露國の當局有司が古來猶太族を嫌忌することは、他國に於て其の比を見ぬほどである。同國の法律に依れば、猶太族は他の露國臣民と同等の權利を享有することが出來ず、居住區域にも甚しき制限がある。即ち一般猶太族は、波蘭其の他特に指定せられたる十五個州以外に於ては居住するを許されない。其の居住許可地方にありても、當該都府以外には居住することは相成らぬとしてある。右の居住指定地以外に於て特別に居住を許さるゝ例外の者は第一流の豪商、大學卒業者、各種高等學校學生、藥劑師、齒科醫、外科醫、産婆、特別の技藝ある職工、其の他特殊の兵役終了者のみに限るといふことになつてある。其れから猶太族は官公吏となるの資格を得られない、又土地の所有權を認められない。露國政府が斯かる羈束制限を國內猶太族の上に加ふるに至りし原因は、蓋し各種業務の競争上に於て比較的遲鈍なるスラヴ族は敏捷なる猶太族の爲

めに壓倒される虞が大に與つて力あつたのであらう。然るに猶太族はスラヴ族より法令を以て斯く羈束制限を加へらるゝこと甚しきが故に、不平は轉じて危險思想となり、復仇心は化して虚無黨となり、無政府主義となれるを以て、政府は益々出てゝ之を嫌忌し、之を刈滅せずんば已まずとの勢威を示すに至つた。獨り自國の臣民たる猶太族に向つて斯かる檢束を加ふるのみならず、外國の猶太族にして露國內に來往居住せんとする者に對しても、動もすれば同様の檢束を加へる。外國の猶太族にして同國に入らんとする者に對しては、在外露國領事は其の觀光の爲めなると商業の爲めなるとを問はず、兎角の理屈をつけて旅券の査證を拒む。曾ては在英國の猶太族が毎度此の手に遭ふた。そこで英國政府では之を以て兩國臣民の相互入國の自由を認むる一八五九年締結の英露通商航海條約に違反するものと爲し、英露兩國政府間の交渉案件となつたこともある(一八八一年刊行英國議院公書 COMES及C. 3033 参照)。其の結果は露國政府の外國の猶太族を自國の猶太族と同様に認むるの權あること、及び商工業並に警察事項に關しては外國の猶太族も露國の特殊の法律命令に服従せねばならぬこと、といふ主張を英國政府に於て大體容認することとなり、約まり形式に於ては英國が讓歩し、事實に於ては露國が讓歩したる姿となつて局を結んだ。而も此の問題は輓近更に米露兩國政府の間に繰返さるゝに至つた。米國の知名の士にして露國に遊ばんとする者も、其の猶太族たるの故から旅券の査證に埒明

かず、延いて紛議を惹起したるの例が既往數年間に頻々起つた。米國の輿論も大分囂くなつて來た。然しながら由來露國は米國生産品の好得意である。露國の輸入貿易は第一位は獨逸、第二位は英國で、第三位は米國からの輸入である。故に米國は猶太族問題に依つて露國との間に扞格を生し、爲めに露國を怒らせ、爲めに米國品の販路を同國に縮めるやうなことを招いては面白くない、といふ關係からして猶太族たる米人が露國に於て不快不自由の目に毎度遭遇せるも忍べる丈は忍び來つたのである。然るに米人の猶太族中には、一かどの勢力家が少なくない。殊に米國の金融界を支配し、隨つて輿論を支配する有力者間には堂々たる猶太族が扣へて居る。そこで彼等は同族の露國より惡待遇を受くるに憤激し、國の體面の爲めには貿易の不利を顧みるも可なりといふ議論が追々勢力を得るに至りたる結果は、即ち米國代議院の去一九一一年(明治四十四年)の十二月十三日の米露通商條約破棄案の出現である。提出者サルツァー氏の理由とする所は、露國政府が米國政府の正當に其の國民に發給したる旅券を民族宗教の異同の故を以て非認するのは、一八三二年の現行米露通商條約の違反である、斯かる條約は寧ろ之を廢棄するに若かず、といふのであつた。而して此の破棄案は同日大多數を以て代議院を通過した。元老院議員中にも代議院に劣らざる猛烈な議論を吐く者もある。若し元老院に於て同様の意見なり決議案が現はると、結局露國政府の感情を甚しく傷くるを免かれぬ、といふ心配も出

た。去れば大統領は同月十六日露國政府に對し『既往三年間の事跡に徴するに、締結以來年所既に久しき現行條約は、種々の點に於て米露兩國間の政治上及び通商上の關係に最早適應せざるものあることを認めたり』との婉曲なる理由にて之を廢棄する旨を通告し、其の承認を元老院に求めたるに、同院は同月十八日大統領の此の措置に對し承認を與へたので、同條約は翌一九一二年の同月同日を以て遂に無効となつたのである。右米國政府の條約廢棄通告の理由中には、一言も露國政府の猶太族待遇問題に論及してないが、然し廢棄の主因が同問題にあることは言ふ迄もない。要するに露國の猶太族をば民族的差別を以て不對等に遇するのは、恰も米國の對本邦人關係に頗る彷彿たりだ。而して米國の之が不當を露國に詰るは、加州の排日的措置に對する我が國民の絶叫と殆んど擇ぶ所あるを見ない。歴史は往事を再演すといふものゝ、國際間の議論や正義人道などは、概ね地を易へた魺こつこに過ぎぬのである。

猶太族は斯の如くにして其の寄生する國にありては、金力智力を揮つて次第に向上的勢力を社會に扶植しつゝある。が其の立脚の地歩は謂ゆる寄生であつて、自身の頭腦と懷中とを唯一の頼りとする以外に、隱然同系民族の己れの後援となつて呉れるべき宗主國といふものがない。彼等は素より己れ一個を唯一の天地と自覺する信念が強いから、宗主國などいふものを固より望まない、又丸でそんな

考はない。然しながら彼等の間には、猶太族中の理想家の間には、進んで一つ獨立の猶太國なるものを世界に建設して見たい、といふ考案を立つる者が大分ある。此の理想に基いて今より十數年前、時は一八九七年(明治三十年)の夏、猶太族の一團は端西のバーセルに相會し、遠からずパレスティンに公認の猶太國(といふと語弊があるかも知れぬが約まり殖民地である)を建設せんことを期すといふ規約を作つた。此の規約に由つて立ちし彼等運動の主義が謂ゆるチオニズムである。チオン(Zion)はゼルサレムに在る山の名で、往古ダヴィッド王家の宮殿のあつた所である。之に因りて右の主義をば Zionism と稱するに至つたのである。チオニズムの主唱者のヘルツル(Dr. Theodore Herzl)は多年維納に在住し、維納で其の主義を唱道し始めた所から、チオニズムの發生地は維納なりとも稱せらるゝのである。兎も角も右のバーセル會議の結果として、該主義の發起者は其の後パレスティン拜借の儀を土廷に願出でた。其の發起者中には獨逸の猶太族が多數であつた。而してパレスティン借用の條件として土帝の主權、土耳其帝國の國憲は充分之を尊重すべしといふのである。此の出願に接したる前帝アブドル、ハミッドは願の趣聞届くと仰出された。其の結果でアングロ・パレスティン株式會社(資本拂込高十萬磅)、パレスティン土地拓殖株式會社(同十七萬五千磅)等孰れも猶太族の同地方移住のことを取扱ふ會社が出来て、此等諸會社を通して猶太族は續々同地に入込み、現にゼルサレム市だ

けでも、五十年前には其の人口約八萬中猶太族は二萬を出でざりしに、今日は既に七萬以上を算し、尙ほ益々増進の勢であるといふことだ。

其の後土耳其の革命となり、次て曩に許可を興へたアブドル、ハミッドは廢せられてサロニカに幽囚の身となつた。が青年土耳其の新政府に於ても、初めの程は依然右會社の計畫を是認する態度であつたが、爾來土廷は漸く其の態度を變じ、一九一一年(明治四十四年)に入り伯林の猶太殖民會社の代表者ノシツクなる者猶太族を小亞細亞、メソポタミア、パレスティンの各地に移住せしむるの許可を土廷に願出たに、土廷は之を聽許しなかつた。當時同人が土廷に申出でたる條件は、同會社は土耳其領土内に自治的邦土類似の殖民地を建設せんとするが如き何等政治的企圖を有するものに非ざること、移住民は土耳其の國籍に入り、土耳其臣民の義務に一切服従すべきこと等で、且若し土廷にして猶太族の移住に對し門戸を開放するに於ては、他國に在住する有力なる猶太族は其の各自の本國に忠誠を盡すと同時に、土耳其の政治的、經濟的發展の爲めに全力を盡し、延いては有力なる同盟關係の成立を促すべき楔子たるべしとの意見を充分披瀝したさうである。然るに土廷が之を肯んじなかつた理由は今に明瞭でないが、元來土耳其の猶太族は、他國に於ても往々見る所であるが、隱然別れて西班牙系統の猶太族たる Sephardim と稱する一派と、中央歐羅巴殊に獨逸系統と幾分露國系統をも有

する猶太族である Ashkenazi と稱する一派とありて、兩々相容れざるの姿である。西班牙猶太族なるものは、往昔フェルデナンド及びイサベラの朝に同國を追はれ、流浪して土耳其に入り來つた者の末裔で、其の頭数は今日に於て中歐系統の猶太族に比し劣勢であるけれども、氣質が比較的温和で、土耳其民族と能く調和し、且政府の法令にも柔順に服するといふ所から、孰れかといふと土廷の内外に受けの善き方である。が同時に此の一派は、デオニズムの運動には動もすれば反對の態度を示し來つた。デオニズムを宣傳する者の中には獨逸の猶太族が多く、且其の宣傳に際し往々英國の勢力の亞細亞土耳其に於ける發展を攻撃するの語調がある。随つて或方面に於ては、デオニズムは獨逸が爲めにする所あつて鼓吹する排英主義の一變形である。とまで評する者もある。それや是れやで之が宣傳も豫期せられたる程の實蹟が擧らず、寧ろ甚だ振はぬ方である。デオニズムの運動は露國內にも相當に行はれざるに非ざれど、露國の當局者は之を目するに革命的の秘密結社を以てし、其の運動に檢束を加ふる傾向がある所から、一時露國に於て發芽しかつた同主義の宣傳も今や全滅の姿である。然しながら同主義を提唱する首領株のノルダウ博士(Dr. Max Nordau)の如き、其の主義の擴張に極めて熱心であるから、露國以外の猶太族間には漸次其の主義が擴がるかも知れない。今でも會員總数は約十五萬といひ、殊に流石は猶太族の團體だけありて、運動資金は豊富である。在倫敦の猶太殖民銀行其

の他君府、パレストアインの各地に於ける彼等デオニストの機關銀行預けの運動資金は既に數百萬の多きを示し、パレストアインの土地購買基金のみにも既に二百有餘萬圓に達して居るさうだ。

其の後重ねて維納で開かれしデオニストの第十一回大會には、世界の各方面にして苟も猶太族の在住する國より委員を出さざるはなく、其の總員五百有餘名を算し、ゼルサレムに猶太族の一大學を建設するの問題が議に上つた。そんな大學を作つて何になるか、引合ふのか、といふ議論も一方にあつたが、露國の猶太族青年は同國の大學に入るに常に甚しく障礙困難を感じ、獨逸に於ても輓近同様の困難甚しい所から、是非其彼等の爲めに別にゼルサレムに一大學を建て、やりたいといふ眞面目なる意見が多數を制し、結局特別委員の調査附託となつた。而して此の建設基金として各方面よりの寄附額當時既に十六有餘萬圓に達せりとの報告もあつた。尙ほ右の第十一回大會に於て前記のノルダウ博士は、遙に祝電を同會に寄せて同會の成功を祈りしが、同時に近時デオニストの行動に懽焉たらざるの意を表白せる字句があつたので一場の大議論となり、其の際獨逸人たる一猶太族はヘブリュー語にて意見を述べ、多數の會員は其の獨譯を求めたるも彼れ之を斥け、デオニストの大會に於てはヘブリュー語のみを使用せざる可らざる筈なり、とて大氣焰を吐いたとの話である。

中歐東歐に於ける諸民族の配置は概略以上述ぶる通りであるが、轉じて巴爾幹諸邦を見ると、國家

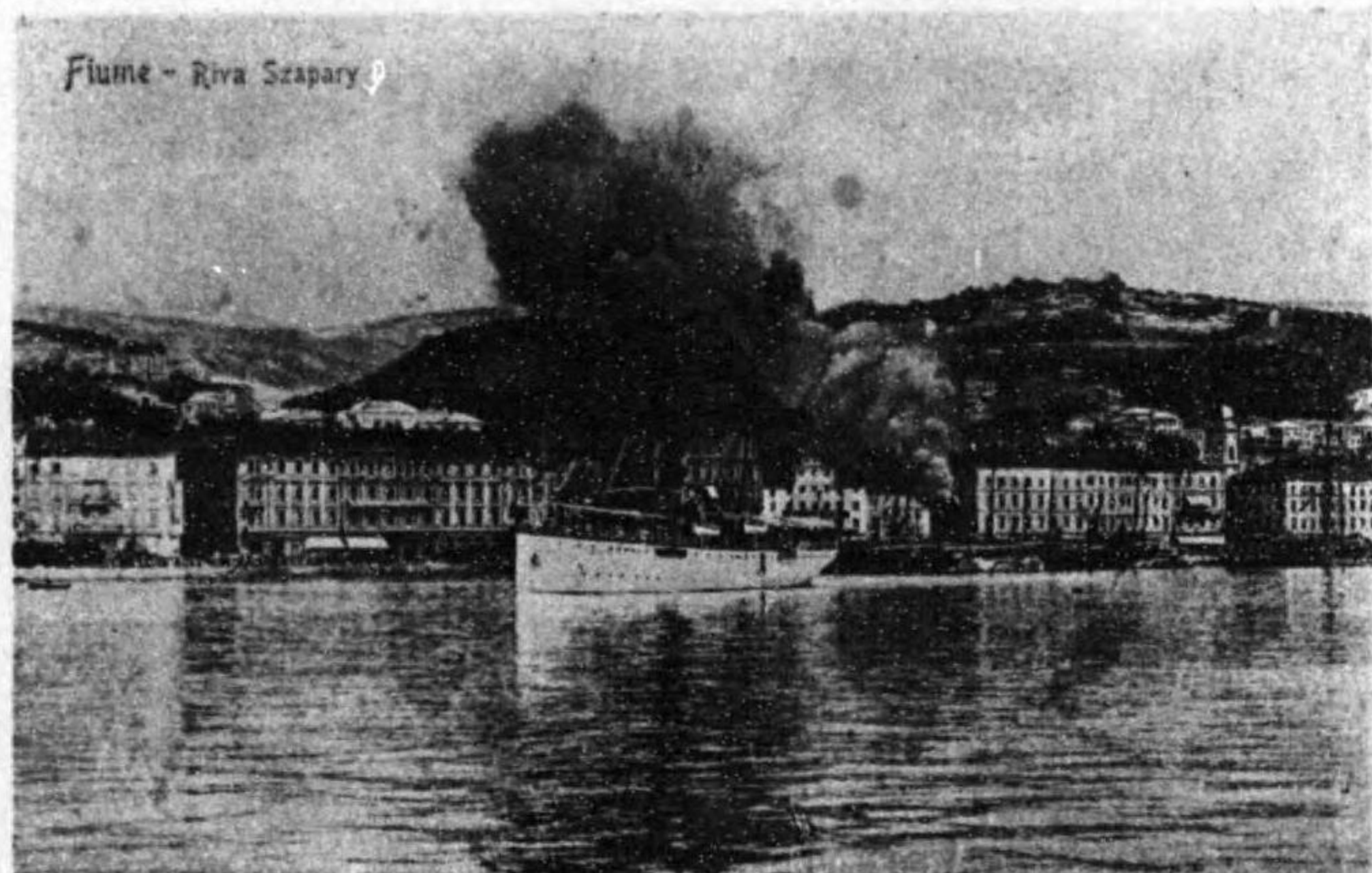
と民族との關係は更に一層込居つた問題となつてある。巴爾幹のことは別に詳述したと思ふが、其の民族は大別すれば南スラヴ族、阿爾巴尼亞族、阿土曼族、希臘族、及び羅馬尼亞族である。此の五民族は國民主義の原則より云へば別れて五個の邦家を作するのが理想の政治的地圖であるのであらう。少なくとも南スラヴ族は打つて一團となり、茲に南セルブ國を建設するのが自然の大勢と見ねばならぬ。彼等民族中には間々此の類の理想を抱ける志士も無いでもない。謂ゆる大セルブ主義の如き、畢竟其の理想の一端に外ならぬ。然るに今日南スラヴ族なるもの、政治地圖は如何といふに、塞耳比と勃牙利と黒山國とは各々獨立國として巴爾幹の中原に鼎立して居る。互に半島に牽制しあつて居る。民族の上より云へば他の南スラヴ國の孰れかと抱擁すべき筈のボスニア・ヘルツェゴヰナ兩州は、奧匈國の新領土である。馬世土尼に喰込める同民族の大部分は、阿土曼族の回教政治の下に立つて居る。此の現象は何に由るか云へば、畢竟列強の均勢主義から割出されたるものに外ならぬ。均勢主義と民族主義との衝突反撥、是れが即ち巴爾幹問題の眞髓である。

第十四章 黒山國及びボ・ヘ兩州

(九月二十六日より十月五日)

第一節 序 説

英國のインデルソン少佐といふのが書いた巴爾幹記事 (Major P.E. Henderson, *A British Officer in the Balkans*) は、後の該半島に遊ばんとする者の一讀に値ある本であるが、其の開卷第一に「觀光、消光、避暑、避寒等の爲めに一週間や二週間は何でも無いといふ旅行の樂な今日に際し、西部巴爾幹のやうな山川秀麗、趣味津津たる方面に世人の足跡甚だ稀にして、且世間にも一向知られてないといふことは奇と謂はざるを得ない。若し閑があつて何處か新しい、珍らしい所を見たいと穿鑿して居る人があるならば、自分は猶豫なくボ・ヘ兩州とタルマシアと黒山國とを推薦する。此等諸地方には東洋式のアットラクションがあるし、山河彩粉の配合も好し、風俗も面白ければ、不可思議と思ふやうなことも澤山ある、而も交通も樂であるし、其の他何の不自由を感ずることもない」と盛に吹立てある。私は閑があるといふ側ではないが、豫て忙と忙との中間の、其の又小閑を偷んで是非一遊を此の方面に試みたいと志して居つた所、斯ういふ煽動的記事を読んだものであるから急に飛脚旅行をや



港メヒユフ



市サグラ

東 欧 の 夢
 つて見たくなり、幸に好便船のあるのを當にし、九月二十六日の夜維納を發し、二十七日フヒユメ港に着いた。

一四六

第二節 フヒユメ港

フヒユメは匈牙利の唯一の港で、クロアシエン州内にあるけれども、其の港灣と市街とは特に同州の管轄を離れて匈國政府の直轄地となつて居る。有名なホ氏水雷製造所も此の地にある。ホ氏水雷といふは其の道の人には云ふ丈野暮であるが、其の道に非ざる人には、一の成功談としていも傳ふべき逸話が少なくない。世界に有名なホワイトヘッドといふのは、元はトリエスト港の或商會に雇はれて居つた一技手である。或時埃太利の或海軍士官が、理想的水雷の設計に就て氏の意見を聞いたことがある。氏は其れを事實不可能と斷じたが、爾來氏は之を基礎として専心研究を重ね、遂に一種の水雷器械を案出し、之が特許を受け、斯くて今の水雷製造所をフヒユメ港に設立した。氏は之に依り微賤より起つて巨萬の富を積み、長女をビスマーク公の嗣子に、次女を埃太利の一貴族に嫁せしめ、今では身は英吉利の一郊村に隱居し、専ら俸をして業務に當らしめて居る。フヒユメ港には此の水雷製造所の外、埃匈國の海軍兵學校もあるやうだ。同港は人口四萬と稱されて居るから、見物する所も大分

つて見たくなり、幸に好便船のあるのを當にし、九月二十六日の夜維納を發し、二十七日フヒユメ港に着いた。

第二節 フヒユメ港

フヒユメは匈牙利の唯一の港で、クロアシェン州内にあるけれども、其の港灣と市街とは特に同州の管轄を離れて匈國政府の直轄地となつて居る。有名なホ氏水雷製造所も此の地にある。ホ氏水雷といふは其の道の人には云ふ丈野暮であるが、其の道に非ざる人には、一の成功談としてゞも傳ふべき逸話が少なくない。世界に有名なホワイトヘッドといふのは、元はトリエスト港の或商會に雇はれて居つた一技手である。或時埃太利の或海軍士官が、理想的水雷の設計に就て氏の意見を聞いたことがある。氏は其れを事實不可能と斷じたが、爾來氏は之を基礎として専心研究を重ね、遂に一種の水雷器械を案出し、之が特許を受け、斯くて今の水雷製造所をフヒユメ港に設立した。氏は之に依り微賤より起つて巨萬の富を積み、長女をピスマーク公の嗣子に、次女を埃太利の一貴族に嫁せしめ、今では身は英吉利の一郊村に隠居し、専ら作をして業務に當らしめて居る。フヒユメ港には此の水雷製造所の外、埃匈國の海軍兵學校もあるやうだ。同港は人口四萬と稱されて居るから、見物する所も大分

Fiume - Riva Scary



港メヒユフ

Dubrovnik sa pregradjem
Ragusa mit Dorstadt



市サグラ

あるであらうが、汽車が着いて直ぐ海岸に馬車を疾驅せしめ、直ぐ乗船した譯であるから、市街の觀覽すらする暇がなかつた。

船は廣告通り午前十一時に棧橋を離れた。甲板の上から海岸を見ると護岸工事、荷揚卸の設備が却々善く出来て居るやうだ。大棧橋は三つある、其の鼻に沿うて長大な防波堤が突出して居る。大棧橋には六千噸内外と思はるゝ巨船が四隻繫留してある。小棧橋にも二千噸ほどの船は樂に着いて居る。同港現下の商勢に鑑みて先づ申分なき設備のやうに思はれた。對岸には奥太利の逗子か鎌倉かといふべきアバチアの背丘が遙に見える。雙眼鏡で看ると海岸のホテルや遊浴場なども能く見える。アバチアは夏によく冬によく、春も秋も勿論悪くはなく、約まり春夏秋冬客不絶で、年に一萬五千から二萬の客が入込むさうである。

廳て沖へ出た。奥匈國の多島海と稱せるゝ通り左右に澤山の島嶼が見える、其の間を縫うて行く我船は匈牙利クロアシエン汽船會社の「バンノニア」といふ千五百噸の少し上で、沿岸航路の船としては大形の方である。が波が高いので却々動搖する。未だボラの季節には少し早い。ボラ(Bora)といふのは冬から春に互り、ダルマシエンの高嶽から吹下す常例の風である。此の風が盛に吹く時には、激浪怒濤高く天に沖し、大概な船舶は木の葉の如くに翻弄せらるゝさうである。海上許りでなく陸上で

も、現にポーラの殊に甚して吹付けるトリエスト港の如き、時に依ると人夫の海中に吹飛さるゝを防ぐ爲め棧橋に綱の欄干を拵へる位ださうで、又ラグサ邊では、怒濤澎湃岸に激して數百尺の高さに飛沫を飛揚げるさうである。ポーラの外にシロツコ(Sirocco)といふ風もある。是れは南風で、雨が相伴ふ不愉快な風ださうだ。此等の風の始まるのは普通十月に入つてからであるから、季節は尙早いのであるが、天氣は晴朗であるに拘はらず浪は頗る高く、聊か侮り難き勢である。アルベ島の沖を過ぎる頃に至つて少しはよくなつて來た。随つて同島特有の小形な平底の漁船であるゾツポロ(Zoppolo)が二三隻徘徊するのを見た。ゾツポロ船の構造は頗る珍で、艫に二間有餘の板が横に出て居つて、其の兩端に樞がある。船子は板の中央に立ち、片手で其の各樞を漕いで舟を行るといふ構造である。漕方の逆であるのが面白い。

第三節 ザラよりラグサ

午後五時にダルマシエンの首都で人口一萬三千を有するザラに寄港した。棧橋の繫留時間が三十分に過ぎぬので、上陸する丈の餘裕がない。そこで甲板上から地圖と雙眼鏡とで、海岸から市街へかけての研究を始めた。見渡す所看板でも廣告でも、皆伊太利語である。成程今より百年前まで約二百年

間、ヴェニス共和国の領土であつた丈あると思はれた。ダルマシエンは埃太利の領土中、蓋し最も歴史の變遷に富む所である。其のヴェニス共和国の手を離れて初めて埃領となつたのが一七九七年で、後八年にして復た伊領となり、程なくイリ、ヤ王國の一部となり、一八一四年更に復た埃太利の一州となつた。其の間伊太利の感化を受けたことが最も深かりしと見え、同州一帶の地今尙ほ伊太利の勢力は半乎として抜く可らずだ。言語も伊太利語が第一である。私の乗つた船の如き、船長は伊太利人である、客も大部分は伊太利人に非ずんば准伊太利人である、食卓の用語悉く是れ伊太利語である。ザラ港の伊太利式市街であること無理もなき次第である。昔時ヴェニスの旺盛の頃、レバントの海戦にて土耳其の艦隊を撃破し、ヴェニスをしてアドリヤ海の女王と稱せしむるに至つた其の海軍は、主としてザラ地方より徵募せる海兵であつたさうだ。棧橋の上に此の地名産の「マラシノ」酒を賣りに來たから買つた。丁度琉球の泡盛である。本場でやらかすと味は一入だ。

ザラを發してからスバとクルとに寄港した。スバは昔はアスバと云つた所で、羅馬帝のデオクレシアンが紀元前三百年前に築いた城址が今尙ほ存してあるさうで、歴史的因縁に富む地であるだけ、古寺院博物館など觀るべきもの少なくないことであるが、スバに着いたのは夜の十時半であるから、船からは何も見ることは出來ない。否な實は眠りかけて居つたので、再び

蹶起して甲板に出て港面を見る丈の勇氣も出なかつた。クルヅラの寄港に至つては午前三四時の交であるから曉眠正に酣で、正直にいふと其の寄港のあつたことも實は知らなかつた。

二十八日朝起きて衣を更め、甲板に出て見ると、船はグラゾオサ港の埠頭に横づけになつて居る。時計を見ると丁度七時だ。グラゾオサは前面にはラバト稱する小半島を控へ、後にはダルマシエンの峻丘を負ひ、其の峻丘と相對して半島に柔和なベトカ山が聳えて居るので風景は頗る善い。一寸朝鮮の木浦に入つたやうな氣がする。唯だ街道が海岸の一條で、其の背が直ぐ右の峻丘と來て居るだけは木浦に比して息苦しいやうな感がある。グラゾオサは元は一小漁村に過ぎなかつたさうであるが、今ではダルマシエン州の主要港であり、且ボスニエン州の物産、特に木材の吐口として相應に盛況を呈して居る。此處から一里許り南に昔の共和国であつたラグサ市がある。ラグサ市も亦一海港であるが、海底淺くして船着きが悪い所から、グラゾオサが自然ラグサの門戸にもなつて來たのださうだ。上陸して見たいが其れ丈の時間がない。のみならず道の歸路には復た此處まで來て、此處からボスニエンに突進する積りであるから、詳細の視察は其の時に譲ることにした。

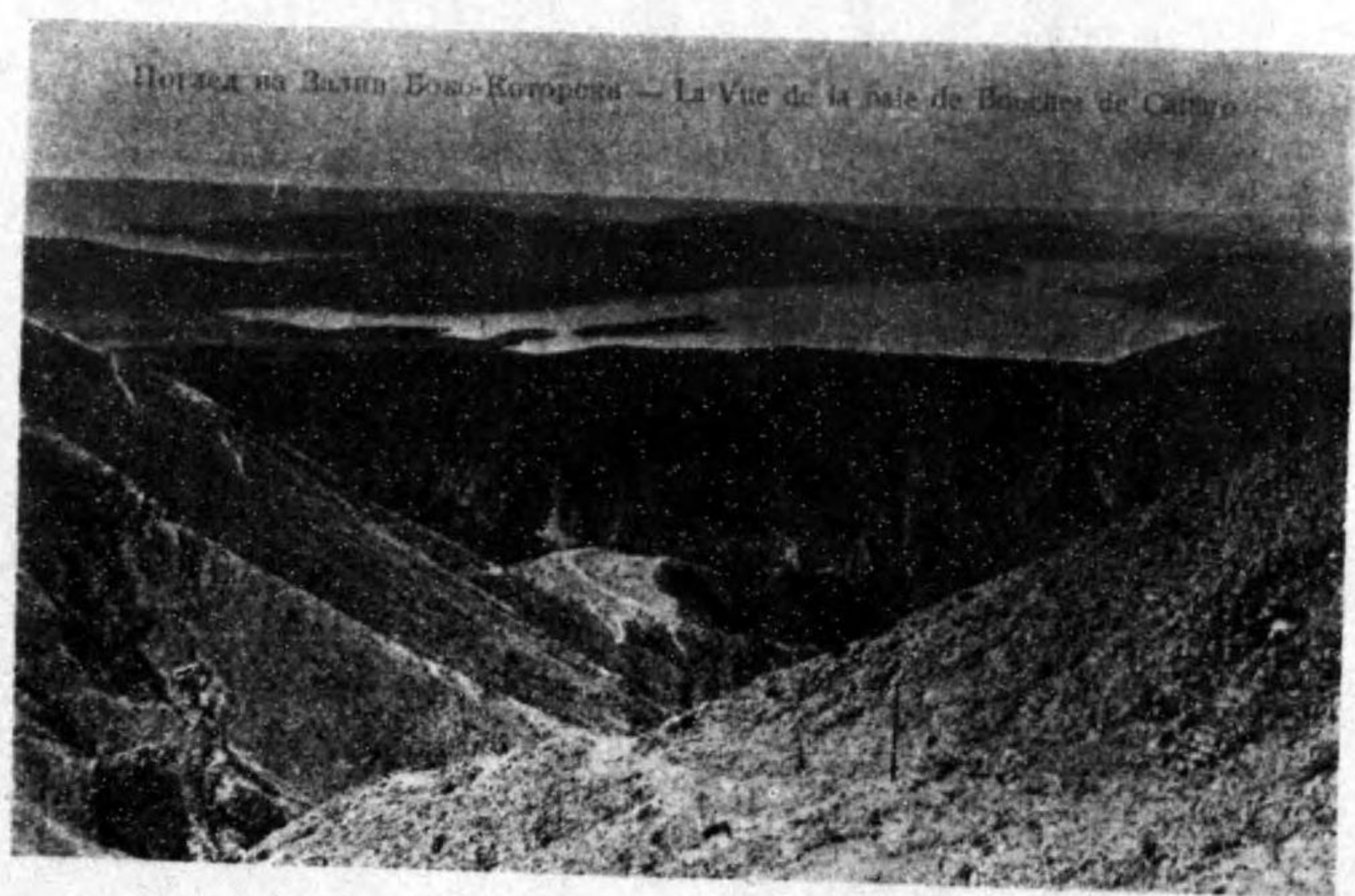
第四節 カツタロ内海

船は七時半に解纜し、ラグサを左に見ながら南に直下すること二時間餘にして、左に岬角の突出する所に來た。謂ゆるドストロ岬(Punto d'Ostro)である。船は此の岬角に沿ひ、針路を轉じて逆に北へと進み始めた。此處からカツタロ内海(Bocche di Cattaro)である。ドストロ岬頭には截然砲臺が立ち、幾時かの巨砲威かめしく顔を出して居る。右を見ると小さな島がある。是れも亦砲臺だ。其の間を過ぎ、穩なること湖の如き内海に進み入れば、前面遙に數千尺の峻嶽高峰巍然聳立し、滿目頗る崇大である。左右の風景亦頗る酣暢である。巉巖の麓に楓樹叢生し、之に沿うて立派な道がある。電信柱なども見える。人力車でも走つて居るならば、馬關から長府街道などを想起すべき所であらう。内海の左右前後に折屈して居る所は、或は佐世保の入口に似て居るやうな氣もする。

カツタロ内海は、其の屈折の方向で大別すると三つの灣になつてある。ドストロ岬から直北に向つて進む間が第一灣である。其の突當りにはカステルヌオヴォの市街がある。此處はヘルツェゴヴィナ州の入口とも云へる所で、相應の歴史をも有つて居る。ずつと昔十三四世紀の頃は、ボスニエン王の領土であつたのが、其の後土耳其の手に落ち、次でヴェニス共和國の領有に轉じ、今より百有餘年前には露國の手に移り、更に佛帝拿破侖の奪ふ所となり、今度は英國の占領に歸し、其れから終に今の境となつた。是れは一八一四年のことである。カステルヌオヴォから右に折れて眞東に進む所は第



天險のタツカ港



黒都の山道よりタツカ港

二灣で、テオド灣 (Baja di Teodo) と稱する灣を過ぎ、再び真北に向ふと狭き一海峽に來る。此處をカッタネと稱する。「カッタネ」とは鎖の意義である。往古匈牙利のルウイス王がツエニス艦隊の侵入を防遮せんが爲め、此の海中に鐵鎖を引いた、といふ由來から名づけられたのだ。此の海峽までは風致優雅の趣があるが、海峽を過ぎて第三灣に入ると謂ゆるカッタロ灣 (Golfo di Cattaro) となり、優雅な風景は一變して急に崇壯な、偉大な、雄渾な觀となる。カッタロ灣に入つてから、船は更に針路を東南に轉じて進むこと約三十分、其のごん詰りが即ちカッタロ邑である。船は埠頭に着いた。仰ぎ見ればウルマツク (Vrmac) の峻嶽直ぐ其の前に屹として聳え、見上ぐる所一本の樹もなく、草もなく、巍峨たる四千尺の懸崖悉く巨岩塊石のみである。山陽の純石成峰勢欲飛・峰上更戴幾屢の句は當に是れである。「モンテネグロ」は伊太利語で黒山の義であることは世人の知る通りであるが、成程鐵紺色の兜形の巖巖が、筭を束ねたるが如くに天に向つて竝立し居るの狀は、確に「モンテネグロ」の名に背かない。其の巖巖の間に挟まつて一段の峻峰が、蒼澄なる天邊に高く頭角を突出して居る。是れが埃太利と黒山國との境界である。カッタロは即ち西側の麓にある一小邑である。一體の風光我が尾の道に似てヨリ多く奇絶、ヨリ多く勢の急迫せる姿と見れば間違はない。



天險のカツカ港



黒都の山道よりカツカ港

二灣で、テオド湾 (Baja di Teodo) と稱する灣を過ぎ、再び真北に向ふと狭き一海峽に來る。此處をカツテネと稱する。『カツテネ』とは鎖の意義である。往古匈牙利のルウイス王がヴェニス艦隊の侵入を防遮せんが爲め、此の海中に鐵鎖を引いた、といふ由來から名づけられたのだ。此の海峽までは風致優雅の趣があるが、海峽を過ぎて第三灣に入ると謂ゆるカツタロ灣 (Golfo di Cattaro) となり、優雅な風景は一變して急に崇壯な、偉大な、雄渾な觀となる。カツタロ灣に入つてから、船は更に針路を東南に轉じて進むこと約三十分、其のどん詰りが即ちカツタロ邑である。船は埠頭に着いた。仰ぎ見ればウルマツク (Vrmao) の峻嶽直ぐ其の前に屹として聳え、見上ぐる所一本の樹もなく、草もなく、巍峨たる四千尺の懸崖悉く巨岩塊石のみである。山陽の純石成峰勢欲飛・峰上更戴幾屢の句は當に是れである。『モンテネグロ』とは伊太利語で黒山の義であることは世人の知る通りであるが、成程鐵紺色の兜形の巖巖が、筭を束ねたるが如くに天に向つて竝立し居るの狀は、確に『モンテネグロ』の名に背かない。其の巖巖の間に挟まつて一段の峻峰が、蒼澄なる天邊に高く頭角を突出して居る。是れが塊太利と黒山國との境界である。カツタロは即ち西側の麓にある一小邑である。一體の風光我が尾の道に似てヨリ多く奇絶、ヨリ多く勢の急迫せる姿と見れば間違はない。

第五節 カツタロ邑

上陸する。意外にも工兵少佐の竹島藤次郎君に出會ふた。少佐は埃太利に駐在し、鐵道電信に關する事項を専門に研究して居らるゝ畏友である。ヤイヤ一の一言、斯かる邊陲の地に期せずして相會せる奇遇奇選に互に驚くのみだ。段々聞いて見ると君は伊太利の漫遊を了へ、黒山國の視察に志して前日此の地に來られた所、折悪しく黒都行の郵便自動車に空席がなかつた爲め、此の日迄滞在して居つたとの事である。私に取つては折悪くが折善くである。ともあれ腹を作らんとて共に君の旅館に行つた。何とかいふ此の地唯一の旅館であるが、甚だ振はない旅館である。そこに君の友人で、要塞電信隊に勤務する埃太利のグロトマン中尉も來合せたので、三人鼎坐して杯を舉げ、飯を濟ませ、次で市中の觀光をやつた。市中も甚だ振はない市中である。ヘンデルソン少佐の本には「カツタロは其の頭上に聳立する巒嶽の麓に屈在し、今にも其の粉碎を受けんとしつゝあるが如き狀勢の下に据ゑられし地獄谷である。其の類例を他に求めんと欲するも、一寸想像がつかない。如何なる人間でも、歴史以前の穴居の民を除く外、特に來つて斯かる陰鬱な、遮斷の地に市街を構造すべしとは逆も思はれない。冬季は日光の恩澤を受くること日に四五時間を出でぬから、特別に陰鬱であるに相違ない。

文明開化の今日に於て、好んで斯く暗黒なる、狹隘なる、惡臭ある、原人的、壓縮的の一小邑に依然住まうものは、ダルマシエン人以外に世に是れなかるべしと思ふ。カッタロは今日の南ダルマシエン人の懶怠性の標本である。彼等は額に汗して進歩改良を計らんとせず、又伊太利人の如く觀光客を引付けて懷を肥さんとの考もなく、獨り舊態を追ふを以て満足するのみである。カッタロに出入する客は其の數少なくもあるまいが、此には未だ一夜の安眠をかうに足るべき旅館の隻影だに無い。カッタロは依然暗黒時代の邑である。近世的のものは一の埠頭あるに過ぎぬ。其の他に至りては、三四百年前ヴェニス共和國の屬地であつた當時の其の儘である』(Henderson, *Ibid.*, p. 42) とある。少し貶し過ぎて居るやうではあるが、兎も角もカッタロは思つた程感服し難き所である。街衢の如き、海岸の一條を除けば、餘は概ね裏小路である。丁度ヴェニスを縮小した形である。唯夫れ埠頭の堂々たるのは敬服に堪へない。四五千噸の巨船が二三隻横づけになつて尙ほ綽々として餘裕ありだ。

カッタロも昔はラグサと同じく獨立の共和國であつた。ダルマシエン沿岸は、往古は小國分立の姿であつたのである。カッタロは其の獨立の共和國であつた頃、當時旭日昇天の勢であつたヴェニスの壓迫に堪へず、援助を匈牙利に藉りて一時社稷を保つたのであるが、遂に力屈してヴェニスのものとなつた。奥太利が改めて之を領有するに至つたのは今より一百有餘年前、詳にいへば一七九七年の

カムポ・フォルミオ條約からである。此の條約の第五條で、佛蘭西は奥太利がヴェニスの領土たりしイストリエン、ダルマシエン、アドリア海諸島嶼及びカッタロを新に領有することを承認した。然るに一八〇三年、佛帝拿破崙は此等新領土を奥太利より奪ふて伊太利に與へ、其の後十年を経、黒山國は英國の援助の下に一時カッタロを獲取したるに、翌一八一四年奥太利はダルマシエン州を奪回し、同時にカッタロをも席卷し、爾來同地は茲に確實に奥太利の領土となつた次第である。カッタロは自然の位地からいへば、當然黒山國の關門であらねばならぬ所であるから、之に對する黒山國の憤慨は今に甚しい。殊に後年サン・ステファノ條約に於て、同國はヘルツェゴヴィナ州の一部、ノヴィパザル州の大部分を領有し得べき筈となつたのに、柏林會議に於て奥匈國の故障に由り、此の發展が全く杜絶せらるゝに至つたのは同國民の終世忘れ難き所、憤慨措く能はざる所、黒山國の奥匈國に對する怨恨の大なる推して知るべきである。

カッタロは武装せる一小邑である。其の人口は「ベテカー」には五千七百とあるが、邑村だけでは其の半分も覺束ないやうに見えるから、察するに是れは奥匈國の駐屯兵の重なるものをも加算したる數であらう。其の武装の仰山なることは驚くべき程で、周圍の山河擧げて城壁、堡壘、砲臺ならざるはなく、孰れの丘巔でも、孰れの岬角でも、よく見ると山腹巖根殆んど砲口の飛出て居らぬ所はない。